

令和5年度

大津市包括外部監査結果報告書

(大津市スポーツ推進に関する財務事務の執行について)

令和6年3月

大津市包括外部監査人
公認会計士 金 志煥

目 次

I 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 監査対象年度	1
5. 監査の方法	1
(1) 監査の実施期間	1
(2) 補助者	2
(3) 監査の実施方法	2
(4) 監査報告書作成上の共通事項	3
6. 利害関係	3
II 監査対象の概要	4
1. 大津市スポーツ推進に関する施策・計画の概要	4
(1) 大津市スポーツ推進に関する計画	4
2. 大津市スポーツ推進に関する組織の状況	28
(1) 大津市スポーツ推進に関する組織	28
3. 大津市スポーツ推進に関する予算決算の状況	29
4. 大津市スポーツ関連施設の維持管理費用の状況	30
III 監査の結果及び意見（総論）	32
1. 監査の結果及び意見の総括	32
(1) 大津市スポーツ推進施策のより一層の庁内連携と情報共有について（全般意見 1）	32
(2) 大津市スポーツ推進に関する個別計画の目標管理のあり方について（全般意見 2）	35
(3) 大津市スポーツ施設への空調設備の導入と長寿命化計画について（全般意見3）	36
(4) 大津市スポーツ施設のコスト情報の庁内共有と施設マネジメントについて（全 般意見4）	38
(5) 大津市スポーツ推進とまちづくり等の施策との協働連携について（全般意見5）	39
2. 個別の監査の結果及び意見のまとめ	45

IV 監査の結果及び意見（各論）	48
1. 市民部 スポーツ課	48
2. 都市計画部 公園緑地課	119
3. 教育委員会事務局 学校教育課	146
4. 教育委員会事務局 教育総務課	154
V おわりに	170

I 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

天津市スポーツ推進に関する財務事務の執行について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

天津市（以下、「市」という。）のスポーツ推進に関する財務事務は主に市民部スポーツ課と都市計画部公園緑地課が担当しており、「天津市スポーツ推進計画」改定版（以下、「スポーツ推進計画改定版」という。）に基づき、実施されている。また、令和 7 年（2025 年）に第 79 回国民スポーツ大会と第 24 回全国障害者スポーツ大会が滋賀県で開催されるため、市でも国スポ・障スポ大会局を設置して、事業を実施している。

スポーツ推進計画改定版には五つの基本方針が示されており、これらの方針に記載されている重点施策と同実施計画（アクションプラン）（以下、「アクションプラン」という。）が天津市総合計画第 2 期実行計画（以下、「第 2 期実行計画」という。）「施策 19 スポーツの普及・振興」とどのような関連を持ち、アクションプランに設定されている事業目標を達成するために、どのように執行されているかについては市民の関心も高いと思われる。

また、市では地域のスポーツクラブや多種多様な団体がスポーツ活動をされているが、こうした市民の運動・スポーツ活動の受け皿であるこれらの団体とどのように連携し、地域でのスポーツ活動の支援充実や地域との交流を行っているかを検証することに意義がある。

さらに、スポーツ施設・公園に関する事業は、市民部スポーツ課だけでなく都市計画部公園緑地課など他の所管課にもまたがるものも相当数ある。こうした事業について、市が効果的効率的に連携して実施しているか、また、市民部スポーツ課などが所管しているスポーツ施設・公園など各施設の管理運営が適切に行われているかを横断的に検証することは有用性があると考えられるため、監査テーマとした。

4. 監査対象年度

原則として、令和 4 年度

（必要に応じて令和 3 年度以前の各年度及び令和 5 年度についても対象とした。）

5. 監査の方法

（1）監査の実施期間

令和 5 年 6 月 15 日から令和 6 年 3 月 26 日まで

(2) 補助者

公認会計士	石崎一登
公認会計士	大松祐介
公認会計士	橘高英治
公認会計士	野田敏男
公認会計士	本田裕一
公認会計士	脇山侑典

(3) 監査の実施方法

(監査の視点)

- ・スポーツ推進に関する財務事務の執行について、法令等に準拠して適切に実施されているか。また、各所管課が必要に応じて情報共有を行い、効果的効率的に実施されているか。
- ・スポーツ施設の管理運営は直営、委託、指定管理等によっているが、各スポーツ施設の特徴や利用者のニーズに照らして適切な手法が選定され、それらの手続が行われているか。
- ・所管課の財務事務が天津市公共施設総合管理計画やスポーツ推進計画などの個別計画との整合性が図られており、所管課の事業の実績や成果が可視化され、目標の達成度が具体的、定量的かつ適切に評価されているか。
- ・スポーツ施設の管理及び更新が各所管課の長寿命化計画等に基づき実施されるとともに、地域の活性化、とりわけ観光やまちづくりなどとの連携が適切に行われるものとなっているか。
- ・スポーツ施設の管理運営において、利用状況（件数、利用者数等）に関するデータ収集や分析などが適切に実施され、今後の施策に反映させる対応が行われているか。
- ・国スポ・障スポに関する周知又は情報発信が適切に行われているか。また、事業の結果が市のスポーツ施策の活用に反映されているか。

(監査手続)

- ・所管課から事務事業の概要説明を受けた後、令和4年度の予算説明資料（事業別予算）などから、リスクアプローチに基づき金額的重要性も考慮して検討項目を抽出した。
- ・抽出した項目から監査の視点を踏まえて関連する資料を閲覧し、所管課が所掌する事務事業内容等のヒアリング事項を作成してヒアリングを行った。
- ・必要に応じてスポーツ施設（公園を含む。）の現場視察、現地の実地監査（財産管理を含む。）等を行った。
- ・個別ヒアリングや現場視察の結果を踏まえて、スポーツ推進に関する財務事務に係る課題を抽出し、その解決に向けた議論を実施し、監査結果報告書を取りまとめた。

(4) 監査報告書作成上の共通事項

監査報告書作成に際して、下記の事項を本文における共通事項として整理している。ただし、表については、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。また、公表されている資料等を使用している場合には、原則として、その数値をそのまま使用している。

ア. 金額及び比率の単位

- ・金額は原則として千円単位、千円未満切捨て。
- ・比率は小数点一桁、一桁未満切捨て。

イ. 法人の呼称

法人の呼称はできるだけシンプルにするため、以下の記載とする。

- ・株式会社（株）〇〇、〇〇（株）
- ・公益財団法人又は公益社団法人（公財）〇〇、（公社）〇〇
- ・一般財団法人又は一般社団法人（一財）〇〇、（一社）〇〇
- ・財団法人（財）〇〇
- ・社会福祉法人（社福）〇〇
- ・特定非営利活動法人（特非）〇〇

ウ. 監査の「結果」と「意見」の区分について、以下の取扱いとする。

「結果」	「意見」
1. 法令等（法令、条例、規則、規程、要綱等）に抵触するもの。ただし、明らかに軽微なもの（単純ミス等他に影響しないもの）は除く。 2. 法令等の違反でなくても、不当であるもの、又はその行為が正当性を欠き、市に是正や改善を求めるもの	1. 結果以外のもの 2. 経済性・効率性・有効性等の観点から、施策や事業の運営合理化等のために、市に改善を要望するもの

6. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

II 監査対象の概要

1. 大津市スポーツ推進に関する施策・計画の概要

(1) 大津市スポーツ推進に関する計画

ア. 大津市総合計画第2期実行計画

市は、スポーツ推進に関する事業について、第2期実行計画において、基本政策8として「スポーツと文化で、生き生きと楽しむまちにします」を掲げ、スポーツの普及・振興に係る施策を位置付け、実施している。その概要は以下のとおりである。

図表Ⅱ-1-1 大津市スポーツ推進に関する第2期実行計画の概要

施策19：スポーツの普及・振興

(動向と課題)

- ・近年の大規模スポーツイベントの開催や健康意識の高まりによりスポーツや運動に取り組む機運が上昇
- ・各世代でライフスタイルや体力に応じて、スポーツや運動を楽しめる環境づくりが重要
- ・生涯スポーツの普及等健康寿命の延伸に向けた取組の支援、競技スポーツの振興のための各競技団体等への支援、指導者の育成を図っていく必要性

(施策目標)

- ・ライフスタイルに応じた様々なスポーツや運動に親しめる環境づくりを進めることによる生涯スポーツの普及・振興
- ・競技者や競技団体への支援、指導者の育成・発掘による競技スポーツの推進

(取組の方向性)

1) 生涯スポーツの普及・振興

- ・年齢や障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者までが様々なライフスタイルに応じてスポーツや運動を楽しむことができるよう、社会情勢に応じ自宅で手軽にできる運動メニューや自らの意欲、健康状態に合わせた運動の機会を提供する。
- ・生涯スポーツを担う人材の育成を図る。
- ・ワールドマスターズゲームズ2021 関西等の生涯スポーツイベントの開催をきっかけに、スポーツや運動に対する更なる機運を高める。

2) 競技スポーツの推進

- ・東京オリンピック・パラリンピックや、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の滋賀県での開催を契機として、競技者や競技団体に対する支援を通じた競技スポーツの裾野の拡大を図り、市民の体力・運動能力を高めることを目指す。

(主な取組)

1) 生涯スポーツの普及・振興
ア) 生涯スポーツの推進
・誰もが参加できるスポーツイベント等の開催支援
・地域のスポーツ指導者の育成・充実
・地域、大学、企業との連携によるスポーツの推進
イ) スポーツ環境の充実
・身近なスポーツ施設の充実
・スポーツに関する情報の提供
2) 競技スポーツの推進
ア) 競技スポーツ活動の支援
・全国大会等出場の支援・表彰
・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催

(出所 大津市総合計画第2期実行計画進捗状況報告書(令和4年度)より監査人作成)

第2期実行計画では、市のスポーツ推進に関する施策目標として生涯スポーツの普及・振興と競技スポーツの推進を取り上げている。このうち、生涯スポーツの普及・振興では以下のとおり数値目標として、市民の週1回以上の運動・スポーツ実施率(18歳以上)と学校以外での1日当たりの運動時間(小学校5年生対象)を設定している。競技スポーツの推進では一般的な競技者や競技団体に対する支援と、令和7年度に滋賀県で実施される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催を通じた支援を取り上げているのが特徴的である。

図表Ⅱ-1-2 大津市スポーツ推進の目標値

項目	基準値	目標値
市民の週1回以上の運動・スポーツ実施率(18歳以上)	49.9% (R1年度)	65% (R6年度)
学校以外での1日当たりの運動時間(小学校5年生対象)	男子 78.0分 女子 47.8分 (R1年度)	全国平均 以上 (R6年度)

(出所 大津市総合計画第2期実行計画より監査人作成)

市は、令和4年度に第2期実行計画を実施した結果について、大津市総合計画第2期実行計画進捗状況報告書(令和4年度)として、令和5年10月に公表している。上記の施策19:スポーツの普及・振興において、令和4年度の評価及び今後の方向性の概要は、以下のとおりである。

図表Ⅱ－１－３ 令和４年度の評価及び今後の方向性

取組の方向性	令和４年度の評価	今後の方向性
(1)生涯スポーツの普及・振興	<ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ団体やスポーツイベント主催者への補助金・負担金の交付、地域のスポーツ指導者向けの研修の開催、スポーツ施設の管理・整備等の取組を行った。 ・指標「市民の週１回以上の運動・スポーツ実施率」については、令和４年度は56.8%となり、令和３年度より約3%上昇したが、一方で、指標「学校以外での１日当たりの運動時間」については、令和４年度は男子75.3分、女子44.1分と、どちらも令和３年度より低下し、全国平均も下回った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、地域のスポーツ団体やスポーツ推進委員、教育委員会等と連携し、スポーツの実施率向上に繋がるような事業を推進するとともに、各種スポーツ大会やイベントの積極的な周知を行うなど、全ての世代の市民がスポーツに接する機会を増やす取組を進めていく。
(2)競技スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・世界大会や全国大会等の出場者に対する支援・表彰を行い、また、令和７年度に滋賀県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた準備に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、競技スポーツの支援を実施するとともに、特に、国スポ・障スポ大会の成功に向け、「国スポ・障スポ大会推進室」を「国スポ・障スポ大会局」に改組し、体制強化を図っている。

(出所 大津市総合計画第２期実行計画進捗状況報告書（令和４年度）より監査人作成）

大津市総合計画第２期実行計画進捗状況報告書（令和４年度）を見ると、生涯スポーツの普及・振興の数値目標では、「市民の週１回以上の運動・スポーツ実施率」が令和３年度より約３%上昇し緩やかな増加傾向にあるものの、「学校以外での１日当たりの運動時間」が令和３年度より低下し、全国平均も下回った結果となっている。令和６年度の前者の65%、後者の全国平均以上の目標達成に向けた取組を進めていく必要がある。

その鍵は、令和７年度に滋賀県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会への市民の関心度にあると思われる。第２期実行計画でもオリンピックや各種世界大会など大規模スポーツイベントの開催等による市民のスポーツに対する関心の高まりに言及している。市は、上記のスポーツ大会における多方面にわたる施策と相乗効果を上げる施策を実施することにより、令和６年度の目標達成に向けた更なる対応が求められる。

イ. 令和4年度の施策評価及び事務事業評価

市は、市のスポーツ推進を含む第2期実行計画の実施状況について、令和4年度の施策評価及び事務事業評価を行っている。施策評価は平成22年度から導入されたが、令和3年度から、施策評価を総合計画進捗管理と一本化し、総合計画進捗管理にて施策の進捗管理を行うよう見直しされている。一方、事務事業評価は従来から実施されており、評価結果を次年度以降の事業計画に反映させ、より効果的な事業の推進に繋げている。両者は、総合計画進捗管理と事務事業評価を連携することにより、その事務事業がどの程度施策に貢献しているのかを明確にするとともに、施策を実現するための手段としての事務事業のあり方を検討することが可能となる点で、有機的に関連している。

市のスポーツ推進に関する令和4年度の施策別事務事業評価の一覧は、以下のとおりである。

図表Ⅱ-1-4 令和4年度の事務事業評価

(施策別事務事業評価)

施策 019 スポーツの普及・振興

対象事業 5事業

306,204千円

(単位:千円)

取組の方向性	名称	妥当性	有効性	効率性	施策貢献度	総合評価	事業の方向性	R4決算額	担当所属
001	生涯スポーツの普及・振興							306,204	
	社会体育施設管理運営事業	A	B	A	A	①継続	現状維持	239,858	スポーツ課
	生涯スポーツ推進費	A	A	A	A	①継続	現状維持	9,189	スポーツ課
	次世代のスポーツ推進費	A	A	B	A	①継続	現状維持	6,592	スポーツ課
	地域スポーツ活動推進費	A	B	A	A	①継続	現状維持	40,732	スポーツ課
	大津の特長を活かしたスポーツ推進費	A	B	A	A	③見直し	現状維持	9,833	スポーツ課

(出所 令和5年度行政評価報告書より監査人作成)

市は、施策19 スポーツの普及・振興の評価に五つの事業を選定し、いずれも「A 妥当である」、「B ほぼ妥当である」の評価をしており、事業の方向性は「現状維持」だが総合評価は「大津の特長を活かしたスポーツ推進費」のみ事業規模や内容の見直しが必要とする「③見直し」の評価をしている。市は、事務事業評価において「新型コロナウイルス感染症による様々な制限の中で実施してきた事業については、これまでの成果を踏まえて、一定の見直しも行っていく必要がある。」として、「本市の特長を活かした事業を引き続き検討するとともに、事業の効果等を精査し、随時見直しを行っていく。」としている。

ウ. 大津市スポーツ推進に関する個別計画

市は第2期実行計画を着実に実行するため、第2期実行計画に対するスポーツ推進に関する個別計画を策定し公表しているが、主なものは以下のとおりである。なお、その前段として、昭和36年に制定された「スポーツ振興法」を50年ぶりに全面改正する「スポーツ基本法」が平成23年6月に成立(平成30年6月改正)し、国はスポーツ基本法の理念を具体化し、スポーツ立国実現のための具体的施策等を規定した「スポーツ基本計画」を平成24年3月に公表している(現在は令和4年3月に改定された第3期スポーツ基本

計画)。市は「スポーツ基本法」等に基づきスポーツ推進に関する個別計画を策定しているのである。

- ・ 大津市総合計画第2期実行計画
- ・ 大津市スポーツ推進計画改定版
- ・ 同改定版実施計画（アクションプラン）
- ・ 大津市公共施設総合管理計画
- ・ 各スポーツ施設（公園施設）の長寿命化計画

この他、市がスポーツ推進の施策を進める上で、関連する規則等は以下のとおりである。

- ・ 大津市スポーツ推進委員に関する規則
- ・ 大津市の運動・スポーツに関する市民意識調査
- ・ その他大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針等

これらの個別計画のうち、本報告書の対象で重要性が高いものとして、スポーツ推進計画改定版、アクションプラン、各スポーツ施設（公園施設）の長寿命化計画を取り上げる。また、個別計画ではないが、スポーツ推進計画改定版との関連性が高い大津市の運動・スポーツに関する市民意識調査（以下、「スポーツ市民意識調査」という。）を取り上げる。

ア) 大津市スポーツ推進計画改定版

市は、2016年（平成28年）3月に「大津市スポーツ推進計画」を策定し、スポーツを楽しむ環境を市民が力を合わせて共に創ることができる社会を目標に掲げ、スポーツ推進に取り組んできた。2021年度が10年計画の中間年度となることから、日常での運動機会の充実や様々なスポーツへの関わり方の情報発信、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた取組などを盛り込み、2021年（令和3年）3月に「大津市スポーツ推進計画」の改定を行い、スポーツ推進計画改定版として公表している。この計画期間は、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5年間としている。

スポーツ推進計画改定版では、その目標像として「スポーツを共に創り 楽しむまち 大津」を掲げ、目指す姿を「スポーツに親しみ、笑顔で楽しめる環境を、市民が力を合わせて共に創っていくことができる社会の実現」とし、五つの基本方針を以下のとおり定めている。

図表Ⅱ－1－5 スポーツ推進計画改定版五つの基本方針と施策

（基本方針1）生涯スポーツの推進

市民が、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツに親しむことができるよう、地域や市民の運動・スポーツ活動に対する支援の充実を目指す。

(施策の展開)

項目	施策内容
(1) 市民総スポーツの機会づくり	①ウォーキングの推進 ②誰もが参加できるスポーツイベントなどの開催支援 ③ニュースポーツの普及
(2) 若い世代や働き盛り世代のスポーツの推進 (重点施策)	①若い世代や働き盛り世代の運動・スポーツの機会づくり ②ワークライフバランスの周知
(3) シニア世代のスポーツの充実	①高齢者の健康づくりの推進
(4) 障害のある人のスポーツ活動参加の機会充実 (重点施策)	①大会参加の支援 ②スポーツを通じた地域交流の推進 ③運動・スポーツ施設のバリアフリー化の推進
(5) 生涯スポーツをけん引する指導者の育成・充実	①スポーツ推進委員の活動の充実 ②地域のスポーツ指導者の育成・充実 ③女性のスポーツ指導者の育成・充実 ④スポーツ医・科学に関する情報の活用

(基本方針2) 次世代を担う子どもの運動・スポーツの推進

子どもがスポーツを楽しみ、たくましく成長できるよう、子どもの運動・スポーツ活動への支援充実を目指す。

(施策の展開)

項目	施策内容
(1) 幼児期から体を動かす機会の充実	①幼児の体力・運動能力の基礎づくり ②乳幼児の運動の機会づくり
(2) 学校体育などにおけるスポーツ環境の充実 (重点施策)	①児童・生徒の運動の機会づくり ②新体力テスト結果の分析・研究 ③ICTを活用した運動・スポーツの意欲・能力の向上
(3) 運動部活動におけるスポーツの推進	①運動部活動指導体制の充実 ②地域や大学と連携した子どもの運動・スポーツ指導の推進
(4) 子どものスポーツ指導者の育成・充実 (重点施策)	①子どものスポーツ指導者の育成・充実

(基本方針3) 地域のスポーツ活動の推進

生涯スポーツや競技スポーツに取り組む人や団体が、スポーツにより取り組めるよう、地域でのスポーツ活動の支援充実を目指す。

(施策の展開)

項目	施策内容
(1) 総合型地域スポーツクラブの発展・支援 (重点施策)	①大津市型総合型地域スポーツクラブの発展・支援 ②特色ある総合型地域スポーツクラブの支援
(2) 社会スポーツ団体の発展・支援	①市スポーツ協会の発展・支援 ②学区体育団体の発展・支援
(3) 競技スポーツの推進	①競技団体の活動支援 ②スポーツ少年団の活動支援 ③競技スポーツイベントの開催支援 ④上位大会出場の支援・表彰 ⑤トップレベルで活動するスポーツチームの支援
(4) 競技スポーツの指導者などの育成・充実	①競技スポーツ指導者の育成 ②専門的技術を持つ人材の活用

(基本方針4) スポーツを楽しむ環境の充実

市民が、気軽にスポーツに親しめるよう、スポーツを「みる」「支える」「知る」環境の充実を目指す。

(施策の展開)

項目	施策内容
(1) スポーツ関連施設の充実	①身近なスポーツ施設の充実 ②競技スポーツ施設の充実
(2) スポーツに関する情報の提供 (重点施策)	①わかりやすい情報提供の推進 ②ニーズに対応した情報発信の充実 ③市民のスポーツニーズの把握
(3) 「みる」スポーツ、「支える」スポーツの機会の充実 (重点施策)	①スポーツ観戦情報の提供 ②スポーツを「みる」機会、楽しむ機会の提供 ③スポーツを「支える」人材の育成 ④「支える」スポーツの実践の場の提供

(基本方針5) 大津の特長を活かしたスポーツの推進

大津市の自然・歴史環境や、地域、大学、企業による特色あるスポーツ活動を活かした大津らしいスポーツの取組の充実を目指す。

(施策の展開)

項目	施策内容
(1) スポーツイベント・大会などの誘致	①歴史あるスポーツ大会の開催継続 ②スポーツイベントなどの誘致 ③東京オリンピック・パラリンピックの開催支援
(2) 地域、大学、企業との連携によるスポーツの推進 (重点施策)	①様々な場面における地域、大学、企業との連携 ②地域の特長を活かした活動の充実
(3) 滋賀国スポ・障スポを進める環境づくり (重点施策)	①開催に向けた機運づくり ②競技を開催するスポーツ施設の充実・活用 ③デモンストレーションスポーツを活用した地域活性化

(出所 大津市スポーツ推進計画改定版より監査人作成)

イ) 大津市スポーツ推進計画改定版実施計画 (アクションプラン)

市は、スポーツ推進計画改定版の実施計画として、2021年度(令和3年度)から2025年度(令和7年度)までの5年間を計画期間としたアクションプランを令和3年度に策定し、公表している。

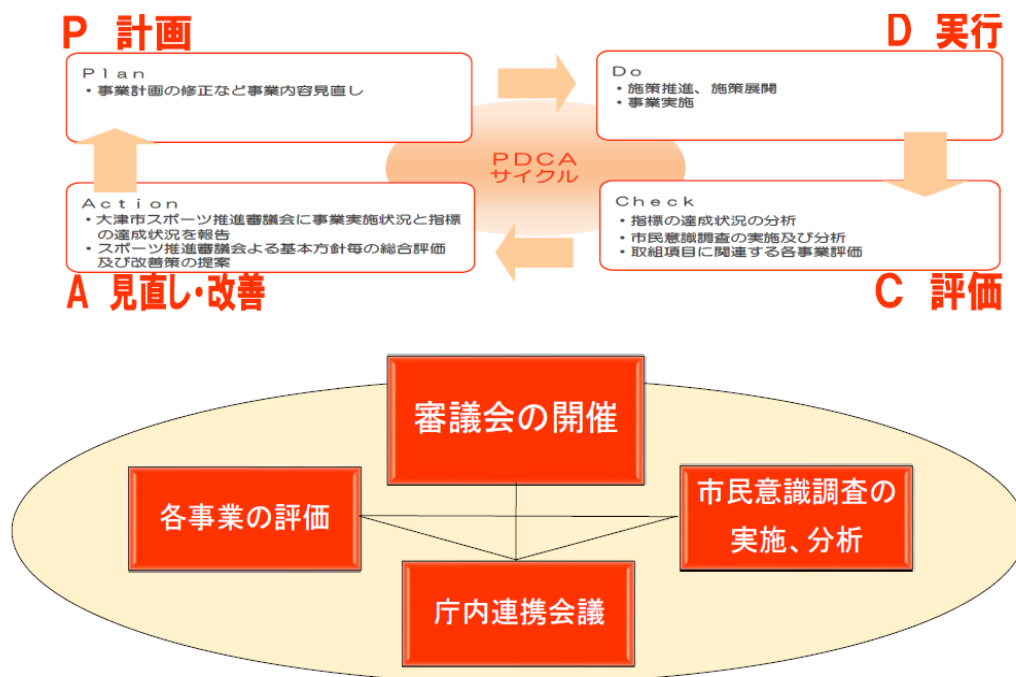
アクションプランの構成は、スポーツ推進計画改定版の基本方針ごとに指標と計画期間の各年度の指標目標値を記載し、基本方針に関連する施策、取組項目を記載するとともに、各事業の年度ごとの事業目標、事業実績、評価、今後の方向性を記載し、進捗状況を把握できるようにしている。

アクションプランの特徴は、計画期間の前半5年間で進めたスポーツに親しむための「土台づくり」から、計画の後半の5年間では、2021年(令和3年)の東京オリンピック・パラリンピック、2025年(令和7年)の第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催に向け、選定された施策を重点的に取り組むことで、その発展を望むとともに、他の施策にも波及的に良い影響を与えられるように考慮された点である。

市は、アクションプランの実施に際して、スポーツ市民意識調査の実施及び庁内関係各課と情報共有して得られた各事業の実施状況などを基に、指標の達成状況について進捗管理を行うこととしている。そして、大津市スポーツ推進審議会にその結果を提出し、基本方針ごとの総合評価を行って必要に応じて改善策などの提案を受ける。その上で、関係各課などと情報共有を行うとともに、その提案内容を基に以下のとおり次年度以降の事

業計画に繋げる「PDCA」サイクルでマネジメントを行い、計画や具体的な取組の質の維持・向上、継続的な改善を図ることとしている。

図表Ⅱ－１－６ アクションプランの進捗管理とPDCAサイクル



(出所 大津市スポーツ推進計画改定版実施計画 (アクションプラン) より監査人作成)

市は、アクションプランにおいて、五つの方針と取組項目に対応した関連事業について以下のとおり整理している。アクションプランの所管課であるスポーツ課は、スポーツ市民意識調査の実施及び庁内関係各課から情報収集し、各事業の実施状況などを基に指標の達成状況を取りまとめている。

図表Ⅱ－1－7 アクションプラン関連事業一覧表

アクションプランの5つの方針と取組項目	事業名	事業概要	担当課
1 生涯スポーツの推進 (1) 市民総スポーツの機会づくり	おごと温泉びわ湖パノラマウォーク	おごと温泉をゴール地点とし、大津市内の文化遺産を巡るコース等、観光文化財等を楽しむコースで開催されるウォーキングイベント。全国より参加しており、市民の生涯スポーツで人気のあるウォーキングの推進及び大津市の魅力発信を目的に開催支援を行っている。	スポーツ課
1 生涯スポーツの推進 (1) 市民総スポーツの機会づくり	健康推進アプリ「BIWA-TEKU」の活用事業	スマートフォンアプリ「BIWA-TEKU」を県内市町共同で開発。歩数計アプリと連動して歩数によってポイントが加算されたり、GPSを活用したスタンプラリーによって実際にウォーキングコースを歩いて地点ポイントを獲得するしくみの健康推進アプリ。利用してもらうことで市民のウォーキングの促進につなげる。	健康推進課
1 生涯スポーツの推進 (1) 市民総スポーツの機会づくり	後援名義使用許可事業	競技団体やスポーツ団体などが、本市のスポーツ振興を目的とするスポーツイベント等を開催する際、「大津市の後援」の名義使用を許可するもの。「大津市の後援」を受ける事により対象となるスポーツイベントに対して、社会的信用などの後押しが出来る事などを目的としている。	スポーツ課
1 生涯スポーツの推進 (1) 市民総スポーツの機会づくり	運動・スポーツ実施率向上事業	運動・スポーツを実施できる機会づくりとして、野球、グラウンドゴルフ、ビーチバレーボール、サッカーなど様々な種目のスポーツを楽しむ事が出来る大会を開催し、運動・スポーツ実施率を向上させていく事を目的としている。	スポーツ課
1 生涯スポーツの推進 (1) 市民総スポーツの機会づくり	大津市レクリエーション協会活動支援	大津市レクリエーション協会の各種事業等開催を支援し、本市の健康体力づくりと生涯スポーツの普及・推進を図る。	スポーツ課
1 生涯スポーツの推進 (1) 市民総スポーツの機会づくり	大石淀グラウンド・ゴルフ場整備・運営事業	幅広い世代が楽しむことのできるスポーツを行う機会作りを目的に、大津クリーンセンター最終処分場閉鎖後の敷地利用としてグラウンド・ゴルフ場の整備を行う。	スポーツ課
1 生涯スポーツの推進 (1) 市民総スポーツの機会づくり	ニューススポーツ用具貸し出し事業	ニューススポーツの普及を目的として、大津市や大津市スポーツ協会が保有しているニューススポーツの道具を、市民へ貸し出す。	スポーツ課
1 生涯スポーツの推進 (2) 若い世代や働き盛り世代のスポーツの推進	家族参加型スポーツイベントの開催	大津市スポーツ推進委員協議会が主催する3世代で楽しめるニューススポーツ「スリースマイルゴルフ」等の大会開催を支援する。	スポーツ課
1 生涯スポーツの推進 (2) 若い世代や働き盛り世代のスポーツの推進	【新】ワークライフバランスに関する情報発信	仕事と家庭との時間におけるバランスのとれた働き方を中心とした情報発信を行い、運動・スポーツに取組みやすい環境を整える事の大切さを啓発する。	スポーツ課
1 生涯スポーツの推進 (3) シニア世代のスポーツの充実	地域リハビリテーション講師派遣事業	地域リハビリテーションの理念を各分野の専門職だけでなく障害者や市民にも広く啓発し、地域全体でリハビリテーションに取り組む意識の醸成を目指して、講演活動を行っている。	長寿政策課(地域包括ケア推進室)
1 生涯スポーツの推進 (3) シニア世代のスポーツの充実	介護予防普及啓発事業	介護予防のための運動や体力チェック、口腔機能向上、低栄養予防の講座を実施し、介護予防に取り組むきっかけ作りを目的とする。	長寿政策課(地域包括ケア推進室)
1 生涯スポーツの推進 (4) 障害のある人のスポーツ活動参加の機会充実	全国障害者スポーツ大会出場奨励金	滋賀県障害者スポーツ大会の参加者受付や、全国大会出場者に奨励金の交付を行い、障害のある人のスポーツ活動の参加機会の充実を図る。	障害福祉課
1 生涯スポーツの推進 (4) 障害のある人のスポーツ活動参加の機会充実	スポーツイベント交流機会の活性化	既存スポーツイベントなどで、健常者と障害者が一緒に活動できるように各種団体等と調整を行いながら、受け入れ態勢の充実を図っていくと共に、障害者スポーツへの理解を深める。	スポーツ課
1 生涯スポーツの推進 (4) 障害のある人のスポーツ活動参加の機会充実	公園施設バリアフリー等事業	都市公園における運動施設及び運動施設の附帯施設のバリアフリー化等について、未対応箇所の改修を適宜実施する。	公園緑地課
1 生涯スポーツの推進 (5) 生涯スポーツをけん引する指導者の育成・充実	大津市スポーツ推進委員の活性化	生涯スポーツの推進のため、大津市スポーツ推進委員に関する規則に基づき、イベント開催や内部研修などを実施するなどして、更なる委員の活性化を図る。	スポーツ課
1 生涯スポーツの推進 (5) 生涯スポーツをけん引する指導者の育成・充実	地域のスポーツ指導者への研修会開催	専門的な知識や技術を身につけた指導者の確保・育成を図るため、地域のスポーツ指導者に対して研修会を開催する。	スポーツ課
1 生涯スポーツの推進 (5) 生涯スポーツをけん引する指導者の育成・充実	【改】女性スポーツ指導者の活躍の推進	大津市のスポーツ指導者の中心となるスポーツ推進委員に女性指導者の推薦を積極的に増やし、女性スポーツ指導者が活躍できる機会の充実を図る。	スポーツ課
1 生涯スポーツの推進 (5) 生涯スポーツをけん引する指導者の育成・充実	スポーツ医・科学に関する情報の発信	滋賀県、スポーツ医・科学を学んでいる大学、医療機関等と連携しながら、競技者、指導者及び保護者などに対して、スポーツ医・科学の知識が深められる機会作りとして、スポーツ傷害の防止やコンディショニングなど、スポーツ医・科学についての研修や周知活動を行う。	スポーツ課

アクションプランの5つの方針と取組項目	事業名	事業概要	担当課
2 次世代を担う子どもの運動・スポーツの推進 (1) 幼児期から体を動かす機会の充実	【改】進んで体を動かそうとする意欲を育成する事業	大津市立幼稚園における子育て支援事業の一環として、園児が降園後の園庭を子どもの遊び場として開放する。学校支援総合推進事業として、体育団体や地域の人材を活用し、子どもが楽しく体を動かす機会づくりを進めるとともに、日常の保育に取り入れる。幼児期の運動能力向上につなげるため運動能力テストを活用する。	幼保支援課
2 次世代を担う子どもの運動・スポーツの推進 (1) 幼児期から体を動かす機会の充実	【改】年齢・発達に応じた、日々の身体を動かす遊びを充実する事業	大津市立保育園における子育て支援事業の一環として、園庭を子どもの遊び場として開放する。保育園の有する専門的機能を開放し、地域に根ざした幅広い活動を推進するため、地域の未就園児童を対象として、体を動かす遊びや文化的交流など保育園行事への参加や子育て講座などの子育て支援を実施する。子どもたち自身が“やってみよう！”と意欲をもち、“身体を動かすことって楽しい”と思える年齢・発達に合ったあそびを保育に取り入れる。	幼保支援課
2 次世代を担う子どもの運動・スポーツの推進 (2) 学校体育などにおけるスポーツ環境の充実	小学校体育指導推進事業	小学校体育連盟と連携し、児童の体力向上、学校体育の充実を図ることを目的に、スポーツランキング、大津市陸上記録会、OTSU スーパートライチャンピオン大会を実施する。	学校教育課
2 次世代を担う子どもの運動・スポーツの推進 (2) 学校体育などにおけるスポーツ環境の充実	【新】大津っ子体力向上推進事業	市内の小学校1校において、体育科指導リーダーを配置する大津っ子体力向上推進校を決定する。複数教員によるきめ細かな指導により、児童の運動意欲の喚起、体力向上を図る。(大津っ子体力向上推進事業)	学校教育課
2 次世代を担う子どもの運動・スポーツの推進 (2) 学校体育などにおけるスポーツ環境の充実	【新】アクティブライフマネジメント	小学校における児童の休み時間の遊びを充実させるため、運動環境を整備するとともに、体育の授業改善及び教員の資質向上を図るため、運動実践、授業実践の講習会を開催する。(アクティブライフマネジメント事業)	学校教育課
2 次世代を担う子どもの運動・スポーツの推進 (2) 学校体育などにおけるスポーツ環境の充実	【新】授業改善テクニカルサポート事業	支援を希望する中学校に指導主事が訪問し、「主体的、対話的で深い学び」を実現するための授業改善を図ることを目的とする。授業分析を通して、指導助言を行い、生徒が運動することに喜びを味わい、主体的に運動に係わろうとする資質・能力を育成する。(授業改善テクニカルサポート事業)	学校教育課
2 次世代を担う子どもの運動・スポーツの推進 (2) 学校体育などにおけるスポーツ環境の充実	新体力テストの活用	新体力テスト結果の分析・研究や全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析・研究を行い、体力向上に向けた取組みに生かす事を目的とする。	学校教育課
2 次世代を担う子どもの運動・スポーツの推進 (2) 学校体育などにおけるスポーツ環境の充実	【新】スポーツデータ活用プロジェクト	希望する市内小学校にて、web会議アプリによる外部指導者のオンライン授業や、GPS測定器を装着して運動することにより取得したスポーツデータを活用し、運動・スポーツ意欲及び能力の向上を図る。	スポーツ課
2 次世代を担う子どもの運動・スポーツの推進 (3) 運動部活動におけるスポーツの推進	部活動指導員事業	学校教育法施行規則の一部の改正を受け、部活動の指導や大会の引率等を行える部活動指導員を配置し、部活動の技術指導にとどまらず、部活動の運営や練習計画の作成、人間形成、生徒指導、大会への引率などを担うことによる教員の負担軽減を目指す。	学校教育課
2 次世代を担う子どもの運動・スポーツの推進 (3) 運動部活動におけるスポーツの推進	【新】部活動地域移行	部活動の地域移行を見据えた今後の部活動の在り方を協議し、生徒にとって望ましい部活動の実現と学校の働き方改革を図る。	学校教育課
2 次世代を担う子どもの運動・スポーツの推進 (3) 運動部活動におけるスポーツの推進	外部指導者活用事業	部活動の指導に関しては、必ずしも専門的な指導ができる教員を顧問として配置することができないことから、教員の技術指導のサポートのため、地域に住むスポーツや芸術の技能、専門的知識を持つ者や競技経験等のある者を外部指導者として派遣し、生徒の競技力、技術力の向上を図る。	学校教育課
2 次世代を担う子どもの運動・スポーツの推進 (4) 子どものスポーツ指導者の育成・充実	ジュニアスポーツ指導者資格に関する情報発信	小中学校の運動・スポーツを指導することができ、専門的な知識や技術を身につけた指導者の確保・育成を図るため、日本スポーツ協会公認のジュニアスポーツ指導員などの資格に関する情報発信を行う。	スポーツ課

アクションプランの5つの方針と取組項目	事業名	事業概要	担当課
3 地域のスポーツ活動の推進 (1)総合型地域スポーツクラブの発展・支援	【新】大津市民体育大会の開催	市民体育大会として、2週に渡って卓球やバドミントンなど多数の競技種目を開催し、大津市内各学区民の地域間のスポーツ交流や地域スポーツの推進を図る。	スポーツ課
3 地域のスポーツ活動の推進 (1)総合型地域スポーツクラブの発展・支援	総合型地域スポーツクラブの周知活動	市内にある総合型地域スポーツクラブの存在と活動内容の周知を行い、市民への総合型地域スポーツクラブへの認知度を高め、市民のスポーツをする機会の充実を図る。	スポーツ課
3 地域のスポーツ活動の推進 (2)社会スポーツ団体の発展・支援	【新】大津市スポーツ協会事業運営支援	大津市スポーツ協会が、本市のスポーツ推進に関する活動が円滑に行えることを目的に、専属職員として働く人員の人件費の補助を行う。	スポーツ課
3 地域のスポーツ活動の推進 (2)社会スポーツ団体の発展・支援	【新】学区体育団体等活動支援	市内各地域のスポーツの普及及び推進を図るため、地域住民主体で運営されている36団体(体育協会、体育振興会、文化連盟)と36学区を取りまとめている学区体育団体連絡協議会に対して、予算の範囲内において、補助金を交付する。	スポーツ課
3 地域のスポーツ活動の推進 (3)競技スポーツの推進	【新】大津市スポーツ協会加盟競技団体活動支援	大津市スポーツ協会加盟競技団体が開催する各種教室等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって市民の健康体力づくりと生涯スポーツ・競技スポーツの普及・推進を図ることを目的とする。	スポーツ課
3 地域のスポーツ活動の推進 (3)競技スポーツの推進	【新】大津市スポーツ少年団活動支援	大津市スポーツ少年団が各種事業等を開催することに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって青少年の健全育成と生涯スポーツの普及・推進を図ることを目的とする。	スポーツ課
3 地域のスポーツ活動の推進 (3)競技スポーツの推進	【新】滋賀県民体育大会事業運営支援	市民の健康体力づくりと生涯スポーツ・競技スポーツの普及・推進を図ることを目的として、市内で開催される滋賀県民体育大会の各種大会の開催の支援を行う。	スポーツ課
3 地域のスポーツ活動の推進 (3)競技スポーツの推進	各種全国大会等出場激励金	各種全国大会等に出場する選手に激励金を交付することで、当該競技の競技力向上と普及振興を図る。	スポーツ課
3 地域のスポーツ活動の推進 (3)競技スポーツの推進	【新】大津市スポーツ賞の表彰	世界大会や全国大会において優秀な成績を収めた選手や団体に対して表彰を行うことで、競技スポーツの社会的評価を高め、競技結果尊重気運を高揚させることで、競技スポーツの推進を図る。	スポーツ課
3 地域のスポーツ活動の推進 (3)競技スポーツの推進	【新】滋賀県民体育大会選手派遣事業支援	市民の健康体力づくりと生涯スポーツ・競技スポーツの普及・推進を図ることを目的として、市外の滋賀県民体育大会へ参加する選手の交通費の支援を行う。	スポーツ課
3 地域のスポーツ活動の推進 (3)競技スポーツの推進	大津市のトップアスリート・チームの紹介	市内在住や本市出身などのトップアスリートやチーム取材し、大津市ホームページなどで紹介することで、活躍する選手やチームに興味を持つきっかけを作り、地域のスポーツを活性化させる事を目的とする。	スポーツ課
3 地域のスポーツ活動の推進 (4)競技スポーツの指導者などの育成・充実	【新】スポーツ指導者資格に関する情報発信	専門的な知識や技術を身につけた指導者の確保・育成を図るため、SNS等を活用して日本スポーツ協会公認の指導員やコーチなどの資格に関する情報発信を行う。	スポーツ課
3 地域のスポーツ活動の推進 (4)競技スポーツの指導者などの育成・充実	【改】アスリート等の人材活用	競技スポーツ指導者の充実を図るため、滋賀県や市スポーツ協会と連携し、滋賀スポーツ大使などの活用を進める事で、専門的なスポーツ技術を持った人材の活用を進める。	スポーツ課
4 スポーツを楽しむ環境の充実 (1)スポーツ関連施設の充実	学校体育施設開放事業	大津市立小学校及び中学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲内において、スポーツの場として市民に開放し、市民の体力づくり推進を目的とする。	スポーツ課
4 スポーツを楽しむ環境の充実 (1)スポーツ関連施設の充実	都市公園における運動施設の維持管理事業	皇子山総合運動公園陸上競技場や野球場をはじめ、都市公園における運動施設の利用促進のため、各施設の適切な維持管理と充実を図る。	公園緑地課
4 スポーツを楽しむ環境の充実 (2)スポーツに関する情報の提供	ホームページ情報の充実	アクセスのしやすさ、迅速な更新、情報の充実により、利用者目線で情報を収集しやすいホームページに編集することで、わかりやすい情報提供を図る。	スポーツ課
4 スポーツを楽しむ環境の充実 (2)スポーツに関する情報の提供	市民ニーズに合った情報発信	運動・スポーツ実施率調査において、今後参加してみたいイベントの情報を充実させ、市民のスポーツのニーズに合った情報発信を図る。	スポーツ課
4 スポーツを楽しむ環境の充実 (2)スポーツに関する情報の提供	運動・スポーツ実施率調査事業	運動・スポーツに関する市民意識調査により大津市のスポーツ施策についての現状と課題の把握を行うとともに、市民のスポーツニーズの把握を行う。	スポーツ課

アクションプランの5つの方針と取組項目	事業名	事業概要	担当課
4 スポーツを楽しむ環境の充実 (3)「みる」スポーツ、「支える」スポーツの 機会の充実	スポーツ観戦推進事 業	市のホームページや広報誌、しがスポーツナビ！などを活用し、市 内のスポーツ大会や市民が出場するスポーツ大会、市内で活動する トップチームなどの試合の開催情報を発信し、市民のスポーツ観戦を する機会を図る。	スポーツ課
4 スポーツを楽しむ環境の充実 (3)「みる」スポーツ、「支える」スポーツの 機会の充実	スポーツ優秀成績者 のPR	市内の活躍する選手や団体を積極的に大津市HP等でPRを行う事 により、身近に活躍している選手や団体に興味を持ってもらい、観戦 に興味をもってもらうきっかけ作りを目的とする。	スポーツ課
4 スポーツを楽しむ環境の充実 (3)「みる」スポーツ、「支える」スポーツの 機会の充実	スポーツボランティア 支援事業	滋賀県では、国スポ・障スポ大会など、大規模スポーツイベントの開 催を控え、その運営を支えるボランティアの確保・養成に向けた取組 を推進している。滋賀県などと連携をしながら登録者の人数を増やし ていけるようにPRを行い、ボランティアをする人材を確保・育成するこ とを目的としている。	スポーツ課
4 スポーツを楽しむ環境の充実 (3)「みる」スポーツ、「支える」スポーツの 機会の充実	スポーツボランティア 活動場所の周知	市や関係団体などが開催するスポーツイベントにおけるボランティア 情報の発信を行うなど、ボランティア活動者を広く募り、多様なイベン トでのボランティア活動実施者の増加を図る。	スポーツ課
5 大津の特長を活かしたスポーツの推進 (1)スポーツイベント・大会などの誘致	全国大会開催支援 事業	朝日レガッタなどの全国規模のスポーツ大会の運営支援を実施し、ス ポーツの普及・振興を行うとともに、全国に本市の魅力PRする。	スポーツ課
5 大津の特長を活かしたスポーツの推進 (1)スポーツイベント・大会などの誘致	サテライト観光案内 所の設置	市外からの来訪者が多く集まるスポーツ大会等の会場において、臨 時的な観光案内所を設置し、本市の魅力や見所のPR等を行う事を 目的とする。	観光振興課
5 大津の特長を活かしたスポーツの推進 (1)スポーツイベント・大会などの誘致	【改】大規模スポーツ イベント開催事業	東京2020オリンピック聖火リレーや国スポ・障スポ大会といった大規模 な大会を地域・大学・企業と連携して開催し、スポーツの魅力発信とス ポーツを通じた地域活性化を図る。	スポーツ課
5 大津の特長を活かしたスポーツの推進 (1)スポーツイベント・大会などの誘致	【新】eスポーツイベ ント開催事業	市民が気軽に参加できる体験型のeスポーツイベントや大規模なeス ポーツ大会を開催し、eスポーツを通じた参加者同士のコミュニケー ションの促進、地域の魅力発信を行うことで地域の活性化を図る。	スポーツ課
5 大津の特長を活かしたスポーツの推進 (1)スポーツイベント・大会などの誘致	【新】ホストタウン関 連事業	令和3年の東京オリンピックにて、ニュージーランドボート代表チーム の事前合宿を実施する他、ホストタウン登録を行っているデンマーク・ ニュージーランドと継続的な交流を実施する。	スポーツ課
5 大津の特長を活かしたスポーツの推進 (2)地域、大学、企業との連携によるス ポーツの推進	本市の特長を活かし たスポーツイベントの 支援	本市の特長を活かしたスポーツの推進を目的に、地域のスポーツ団 体や企業と連携をしながら、びわ湖の地形を活かした「新春びわ湖健 康マラソン大会」などの大会の開催支援を行う。	スポーツ課
5 大津の特長を活かしたスポーツの推進 (2)地域、大学、企業との連携によるス ポーツの推進	【改】地域いきいき健 康マップの活用	健康支援アプリ「BIWA-TEKU」に地域いきいき健康マップを継続的 に掲載し、活用を図る。地域いきいき健康マップ：地域にあるス ポーツ施設やスポーツ大会、体を動かす事ができる公園などを掲載 した中学校区単位のマップ	スポーツ課
5 大津の特長を活かしたスポーツの推進 (2)地域、大学、企業との連携によるス ポーツの推進	国際親善スポーツ交 流事業	大津市と韓国・亀尾市間でのバレーボール競技において招聘・派 遣。また日中友好交流都市卓球交歓大会などを開催し、両国のス ポーツを通じた国際交流を図る事を目的とする。	スポーツ課
5 大津の特長を活かしたスポーツの推進 (3)滋賀国スポ・障スポを進める環境づく り	国スポ・障スポ大会 開催に関する周知 活動	国スポ・障スポ大会の開催を市民へ周知する事を目的として、滋賀 県などと連携しながら、周知ポスターを市内関連施設などへ掲載した り、開催周知イベントなどを実施する。	国スポ・障スポ大 会推進室(大会総 務課)
5 大津の特長を活かしたスポーツの推進 (3)滋賀国スポ・障スポを進める環境づく り	【新】競技会場施設 の管理運営事業	令和7年度開催の国スポ・障スポ大会の競技会場となる大津市所管 の施設について、適切な維持管理を行うとともに、設備・施設の充実 を図る。(注：大会競技課では、施設整備に伴う工事のみを実施。施 設管理については、施設所管所属において実施。)	国スポ・障スポ大 会推進室(大会競 技課)
5 大津の特長を活かしたスポーツの推進 (3)滋賀国スポ・障スポを進める環境づく り	【新】デモンステー ション種目周知啓発 活動	大津市で開催するデモスポ競技に興味を持っていただき、参加い ただいた幅広い世代の方々と交流を深めていただくとともに国スポ・ 障スポ大会に主体的に参加したという感動を実感してもらう。	国スポ・障スポ大 会推進室(大会総 務課)

(出所 市資料より監査人作成)

ウ) 大津市の各スポーツ施設と長寿命化計画

市は、相当数のスポーツ施設を管理運営しており、市の所管課が担当しているスポーツ施設は以下のとおりである。これを見ると、どの所管課も体育館とプールを管理運営している。スポーツ課の特徴的なところは、管理運営を直営、指定管理、PFI など様々な形態で実施していることが挙げられる。また、その他のスポーツ施設のうち、比良げんき村は旧志賀町との合併時に移管されたものであり、大谷乗馬場というユニークな施設を所管していることである。なお、山中体育館はスポーツ課の所管であるが、条例によるスポー

ツ施設ではなく、現在老朽化のために不使用となっているため、その他の施設で記載している。

公園緑地課の特徴的なところは、管理運営は全て指定管理であり、皇子山総合運動公園など市の基幹都市公園内に陸上競技場や野球場など大規模施設を所管していること、公園内に多くのテニスコートを所管していることである。

一方、教育総務課の特徴的なところは、学校体育館や学校プールは教育施設であって管理運営は全て直営であり、第一義的には教育目的で所管しており、教育に支障のない範囲で学校開放していることである。

図表Ⅱ－１－８ 所管課別スポーツ施設

(スポーツ課)

スポーツ課が所管するスポーツ施設は市民体育館、市民運動広場、市民プール、その他に区分される。施設名の欄を着色した施設は現場視察を実施した施設である。

種類	施設名	施設概要	構造	設置年	照明	所在地	管理・運営
市民体育館	和邇市民体育館	アリーナ 953㎡・トレーニング室 87.6㎡・会議室 62.5㎡・ステージ 1・管理室 1・更衣室 2・トイレ 2	S造	S53年	○	和邇高城 27番地の2	直営
	坂本市民体育館	アリーナ 504㎡・ステージ 1・更衣室 2・トイレ 2	SRC造	S51年	○	坂本六丁目 33-19	直営
	石山市民体育館	アリーナ 522㎡・会議室 1・管理室 1・更衣室 2・トイレ 2	S造	S63年	○	石山寺三丁目 10-35	直営
	田上市民体育館	アリーナ 360.75㎡・更衣室 2・トイレ 2	RC造	S54年	○	稲津一丁目 10-18	直営
市民運動広場	和邇市民運動広場	運動広場 19,830㎡・テニスコート3面・トイレ・夜間照明 倉庫	-		○	和邇今宿 851番地	直営
	下龍華市民運動広場	運動広場 8,038㎡・トイレ・夜間照明	-		○	伊香立下龍華町 584番地	直営
	堅田なぎさ市民運動広場	運動広場 7,000㎡・トイレ・夜間照明	-	S61年	○	堅田二丁目地先 琵琶湖河川敷	直営
	坂本市民運動広場	運動広場 9,503㎡・トイレ・更衣室・倉庫	-		-	坂本五丁目 3176番地	直営
	下阪本市民運動広場	運動広場 4,150㎡・トイレ・多目的トイレ	-		-	比叡辻二丁目14	直営
	比叡平市民運動広場	運動広場 8,985㎡・トイレ・更衣室・倉庫	-		-	比叡平一丁目 1063番地の9	直営
	山中市民運動広場	運動広場 800㎡	-			山中町368番地	直営
	藤尾市民運動広場	運動広場 4,400㎡・テニスコート1面・トイレ・倉庫	-		-	横木二丁目 578番地の1	直営
	逢坂市民運動広場	運動広場 704㎡・テニスコート1面・トイレ・倉庫	-		-	音羽台	直営
	石山市民運動広場	運動広場 5,172㎡・トイレ	-	S46年	-	石山寺辺町219	直営
	瀬田南市民運動広場	運動広場 6,700㎡・トイレ	-		-	神領五丁目	直営
	田上市民運動広場	運動広場 18,067㎡・集会室・会議室・炊事棟・トイレ	-		-	枝四丁目 天神川河川敷	直営

種類	施設名	施設概要	構造	設置年	照明	所在地	管理・運営
市民プール	伊香立市民プール	プール(25m×10.6m・幼児66.95㎡) 水面面積 331.95㎡	管理棟 S造	S59年	-	伊香立下龍華町 430番地の5	リンクワークス 指定管理者
	坂本市民プール	プール(25m×13m・幼児75.68㎡) 水面面積 400.68㎡	管理棟 S造	S62年	-	坂本六丁目34-29	
	晴嵐市民プール	プール(25m×8m・幼児30㎡) 水面面積 230㎡	管理棟 S造	H7年	-	鳥居川町13-22	
	曾東市民プール	プール(25m×6.5m・幼児39.04㎡) 水面面積 201.54㎡	管理棟 軽鉄造	H9年	-	大石曾東 二丁目6-7	
	富士見市民温水プール	建築面積1,756㎡ 延べ床面積2,395㎡ プール(25m×10m・ 幼児36㎡) 水面面積 286㎡ トレーニングジム・スタジオ・会議室	RC造	H30年	○	富士見台54-46	新富士見PFI(株) PFI
その他	坂本市民格技場	格技場 231㎡ 104畳 更衣室 トイレ 倉庫	S造	S61年	○	坂本六丁目1-11	直営
	比良げんき村	研修所 S造 H3 簡易事務所 木造 H10 科学館・博物館 RC造 H2 トイレ 木造 S61 トイレ 木造 S61 トイレ 木造 H9			-	北小松 1769番地の3	リンクワークス 指定管理者
	大谷乗馬場	面積 市有地 13,424.00㎡ 国有地 2,989.97㎡ 厩舎 518.37㎡ 軽量鉄骨造 管理人宿舎 33.28㎡ 木造		S40年	-	大谷町1-1	大津市乗馬連盟 指定管理者
	桐生若人の広場	広場面積 7,359㎡ 管理棟 28.35㎡ 木造 S47 砂防展示室 60.00㎡ 木造 H6 炊事棟 17.74㎡ 木造 H6 便所 10.56㎡ CB造 S50			-	上田上桐生町 2614番地先	直営
	トリムランニングコース	皇子山総合運動公園 周回1km	-		-	皇子が丘 総合運動公園内	直営
	オリエンテーリング パーマネントコース	皇子山周辺	-		-	皇子が丘一帯	直営
	山中体育館		RC造	S46年	○	山中町 368番地	直営

(公園緑地課)

公園緑地課が所管するスポーツ施設は公園内にある施設であり、有料運動施設と無料運動施設で区分している。運動施設として、(芝生)グラウンド、テニスコート、プール、野球場、陸上競技場、体育館、弓道場があり、いずれも公園内に配置されている。公園名(施設名)の欄を着色した施設は現場視察を実施した施設である。

a. 有料運動施設

公園名(施設名)	所在地	運動施設名	備考
伊香立公園	伊香立向在地町ほか	グラウンド	
		芝生グラウンド	
		テニスコート	オムニ、4面
近江神宮外苑公園	二本松	芝生グラウンド	
皇子が丘公園	皇子が丘一丁目ほか	体育館	
		グラウンド	
		テニスコート	オムニ、8面
		プール	温水あり
		弓道場	
皇子山総合運動公園	御陵町	野球場	
		陸上競技場	
		グラウンド	
		テニスコート	オムニ、4面
尾花川公園	尾花川	テニスコート	クレー、2面
におの浜ふれあいスポーツセンター	におの浜四丁目	体育館	
		プール	温水のみ
瀬田公園	一里山六丁目	体育館	
大石緑地スポーツ村	大石淀一丁目 大石中一丁目	グラウンド	
		テニスコート	オムニ、20面(再整備工事中)
雄琴臨水公園	雄琴六丁目	プール	
大津湖岸なぎさ公園	大津市島の関ほか	プール	
唐橋公園	瀬田一丁目	プール	
南郷公園	南郷一丁目	プール	
田上公園	枝三丁目・四丁目	プール	

b. 無料運動施設

公園名(施設名)	所在地	運動施設名	備考
堅田東児童公園	今堅田二丁目	グラウンド	
仰木西公園	仰木の里一丁目	グラウンド	
		テニスコート	クレー、3面
日吉台8号公園	日吉台四丁目	テニスコート	クレー、1面
坂本児童公園	坂本七丁目	テニスコート	クレー、2面
比叡辻臨水公園	木の岡町	テニスコート	オムニ、1面
膳所城跡公園	本丸町	テニスコート	クレー、2面
茶臼山公園	秋葉台	グラウンド	
稲葉台児童公園	稲葉台	テニスコート	ハード、1面
石山公園	石山寺三丁目	テニスコート	ハード、1面
大平公園	大平一丁目	テニスコート	ハード、1面
唐橋公園	瀬田一丁目	グラウンド	
		テニスコート	オムニ、2面
田上公園	枝三丁目・四丁目	グラウンド	
		テニスコート	ハード、2面
瀬田公園	一里山六丁目	グラウンド	
瀬田駅前西公園	大萱一丁目	テニスコート	ハード、1面
羽粟公園	羽粟一丁目	グラウンド	
		テニスコート	オムニ、2面
大戸川緑地	中野	テニスコート	クレー、2面
曾束緑地	大石曾束四丁目	テニスコート	オムニ、2面
大石東児童公園	大石東六丁目	テニスコート	オムニ、1面
青山中央公園	青山五丁目	グラウンド	

(教育総務課)

教育総務課が所管するスポーツ施設は学校体育館と学校プールであり、小中学校 55 校全てに設置されている。教育目的で使用されるが、学校体育館が教育に支障のない範囲で学校開放されている。学校名の欄を着色した施設は現場視察を実施した施設である。

小学校	小学校	中学校
小松	藤尾	志賀
木戸	長等	葛川
和邇	逢坂	伊香立
小野	中央	真野
葛川	平野	堅田
伊香立	膳所	仰木
真野	富士見	日吉
真野北	晴嵐	唐崎
堅田	石山	皇子山
仰木	南郷	打出
仰木の里	大石	粟津
仰木里東	田上	北大路
雄琴	上田上	石山
日吉台	青山	南郷
坂本	瀬田	田上
下阪本	瀬田南	青山
唐崎	瀬田東	瀬田
志賀	瀬田北	瀬田北
比叡平		

(出所 市提供資料より監査人作成)

次に、市の主なスポーツ施設の過去3年間の利用状況を以下に示す。市は、毎年利用者数の統計を取っている。なお、学校開放事業の所管はスポーツ課であるが、ここでは施設の所管に着目して教育総務課として記載している。

図表Ⅱ－１－９ 主なスポーツ施設の過去３年間の利用者数の状況
(スポーツ課)

(単位：人)

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
和邇市民体育館	19,196	21,277	22,904
坂本市民体育館	11,381	7,062	10,126
石山市民体育館	15,563	16,386	16,720
田上市民体育館	4,436	3,599	3,896
桐生若人の広場	2,000	2,887	4,530
大谷乗馬場	1,420	1,562	1,948
和邇市民運動広場	25,893	32,810	35,313
和邇市民運動広場(テニスコート)	31,324	32,817	33,406
下龍華市民運動広場	8,847	9,061	11,865
堅田なぎさ運動広場	4,525	4,814	6,626
坂本市民運動広場	13,550	10,988	10,630
下阪本市民運動広場	3,165	3,360	4,139
比叡平市民運動広場	3,125	5,025	6,024
山中市民運動広場	0	40	0
藤尾市民運動広場	10,104	10,793	8,260
逢坂市民運動広場	2,514	2,950	3,030
石山市民運動広場	7,210	6,400	8,630
田上市民運動広場	798	515	673
瀬田南市民運動広場	13,225	13,791	12,495
坂本市民格技場	9,508	12,143	13,091
富士見市民プール	99,384	100,339	110,507
曾東市民プール	790	836	838
晴嵐市民プール	2,091	1,858	1,777
坂本市民プール	1,643	1,487	1,632
伊香立市民プール	2,286	2,145	2,526
比良げんき村	6,400	9,599	12,773
山中体育館	0	0	0
計	300,378	314,544	344,359

(注) 山中体育館は、老朽化のため現在は使用していない。

(公園緑地課)

【皇子が丘公園】			
施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
アリーナ	26,820	21,222	51,075
小体育館	22,157	22,166	33,366
第2体育館	12,597	11,767	13,519
テニスコート	39,730	40,949	44,940
グラウンド	15,417	18,930	20,691
弓道場	7,771	8,458	2,678
トレーニング室	16,382	17,052	29,127
プール	52,125	68,835	62,336
【皇子山総合運動公園】			
施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
野球場	10,872	17,622	19,441
室内練習場	13,410	19,721	19,790
陸上競技場	47,948	52,828	97,510
テニスコート	22,772	24,389	24,585
テニス壁打ち	183	240	214
グラウンド	60,411	83,519	101,745
【尾花川公園】			
施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
テニスコート	1,058	1,357	1,747
【伊香立公園】			
施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
テニスコート	12,757	14,304	15,493
グラウンド	4,659	9,770	10,278
芝生グラウンド	6,004	8,595	10,044
全天候型多目的広場	8,194	8,136	10,813
【におのふれあいスポーツセンター】			
施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
アリーナ	24,519	26,310	28,632
プール	20,757	22,048	22,625
トレーニング室	14,171	13,814	16,924
【瀬田公園】			
施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大アリーナ	32,382	112,058	48,338
小アリーナ	17,976	19,389	20,381
【大石緑地スポーツ村】			
施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
テニスコート	46,467	35,074	37,442
グラウンド	4,438	963	2,889
【夏季プール関係(7/20～8/31)】			
施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
雄琴臨水公園	2,580	3,172	2,871
大津湖岸なぎさ公園	6,429	6,229	5,914
唐橋公園	3,941	3,403	3,090
南郷公園	2,243	1,980	1,920
田上公園	1,895	1,924	1,633
【近江神宮外苑公園】			
施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
芝生グラウンド	2,033	5,773	3,418

(教育総務課)

(単位：人)

小学校		令和2年度	令和3年度	令和4年度	小学校		令和2年度	令和3年度	令和4年度
小 松	体育館	2,804	2,737	2,575	長等	体育館	5,424	5,953	6,387
	運動場	0	48	0		運動場	7,682	7,195	7,895
木 戸	体育館	5,721	6,550	7,386	逢坂	体育館	4,043	3,326	5,367
	運動場	15,993	16,960	17,310		運動場	3,449	3,970	4,478
和 邇	体育館	8,924	11,071	11,948	中央	体育館	2,327	2,856	4,178
	運動場	7,425	7,625	10,136		運動場	9,615	10,038	11,521
小 野	体育館	6,341	6,778	6,413	平野	体育館	9,221	11,438	16,108
	運動場	870	810	2,348		運動場	7,921	6,563	6,920
伊香立	体育館	2,450	3,050	4,151	膳所	体育館	4,263	3,484	4,686
	運動場	3,855	5,280	6,775		運動場	7,882	7,890	8,662
真野北	体育館	11,253	12,363	13,665	富士見	体育館	4,246	5,445	6,241
	運動場	3,940	4,736	4,999		運動場	7,512	6,971	7,283
真野	体育館	10,278	10,680	12,982	晴嵐	体育館	9,632	10,184	9,940
	運動場	5,040	4,895	5,080		運動場	12,141	12,794	14,076
堅田	体育館	7,976	8,686	9,521	石山	体育館	13,870	14,835	15,565
	運動場	10,017	12,868	14,195		運動場	12,040	14,013	16,058
仰木	体育館	2,481	4,411	4,705	南郷	体育館	5,910	4,654	6,554
	運動場	5,860	5,120	6,320		運動場	7,689	8,360	11,070
仰木の里	体育館	8,570	9,757	11,450	大石	体育館	4,580	4,998	5,155
	運動場	6,390	6,685	10,268		運動場	4,498	4,490	5,330
仰木の里東	体育館	11,840	13,760	13,960	田上	体育館	11,575	3,994	12,399
	運動場	8,330	9,780	9,900		運動場	2,400	10,045	4,447
雄琴	体育館	3,686	3,793	4,692	上田上	体育館	5,884	5,830	6,998
	運動場	4,032	4,172	4,858		運動場	1,562	1,170	1,328
日吉台	体育館	6,235	5,568	5,407	青山	体育館	9,416	8,403	13,158
	運動場	4,106	4,050	4,508		運動場	9,421	10,655	10,817
坂本	体育館	8,449	9,339	11,230	瀬田	体育館	17,980	17,862	23,842
	運動場	4,500	4,890	6,460		運動場	9,932	10,015	14,650
下阪本	体育館	6,819	6,376	7,621	瀬田南	体育館	7,463	10,182	10,686
	運動場	4,710	4,740	5,775		運動場	8,690	8,273	9,317
唐崎	体育館	7,481	9,057	10,862	瀬田東	体育館	13,325	12,515	13,820
	運動場	9,798	11,977	13,359		運動場	15,343	15,815	18,150
志賀	体育館	4,283	4,501	5,594	瀬田北	体育館	11,149	11,206	13,440
	運動場	3,978	4,340	5,868		運動場	5,627	4,986	5,297
比叡平	体育館	4,433	5,964	4,450					
	運動場	1,660	1,890	1,230					
藤尾	体育館	3,346	3,337	3,970	中学校		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	運動場	3,581	3,117	2,805	志賀	体育館	2,385	2,416	2,065
					真野	体育館	3,934	4,240	6,081
					堅田	体育館	2,570	2,801	4,539
					日吉	体育館	4,497	4,404	5,258
					唐崎	体育館	2,553	2,197	3,290
					石山	体育館	2,415	3,875	5,021
					田上	体育館	2,094	2,754	4,267
					瀬田	体育館	4,200	4,575	4,260
					瀬田北	体育館	3,405	3,222	3,127
					北大路	体育館	2,495	2,788	2,735

(出所 市提供資料より監査人作成)

市は、これらスポーツ施設を含む公共施設が抱える老朽化等に係る財政負担などの課題に対する取組の理念や考え方、方向性などをまとめた「大津市公共施設総合管理計画」を策定し、令和4年7月に改訂・公表している。本計画は、大津市公共施設マネジメント基本方針などこれまで市が策定してきた複数の方針や計画などを整理・統合したものであり、市は本計画に基づき、各施設について長寿命化計画を策定し、将来の修繕・更新時期を的確に把握しながら、財政計画とも連動した施設保全を戦略的に進めることになる。

今回、市のスポーツ関連施設の長寿命化計画の策定状況を確認したところ、その結果は以下のとおりとなっている。

図表Ⅱ－１－１０ 所管課別長寿命化計画の策定状況

担当所管課	施設分類	施設概要	対象施設数	策定年度(予定)
スポーツ課	スポーツ施設	市民体育館（和邇、坂本、石山、田上）	4	令和4年度
スポーツ課	スポーツ施設	市民プール（伊香立、坂本、晴嵐、曾東、富士見）	5	令和5年度
スポーツ課	スポーツ施設	市民格技場 ほか	8	令和6年度以降
スポーツ課	その他教育施設	比良げんき村	1	令和6年度以降
スポーツ課	スポーツ施設	その他のスポーツ施設		令和6年度以降
公園緑地課	公園施設	皇子が丘公園体育館 ほか	17	令和4年度
公園緑地課	公園施設	その他都市公園 ほか		令和6年度以降
教育総務課	学校施設	小学校、中学校（体育館含む。）	55	令和2年度

（出所 市資料より監査人作成）

スポーツ施設の長寿命化計画については、スポーツ課は令和4年度に市民体育館、令和5年度に市民プールの長寿命化計画を策定予定である。それ以外のスポーツ施設は、優先順位を付けながら比良げんき村などについて令和6年度以降に策定予定となっている。

公園緑地課は皇子が丘公園内の体育館ほか都市公園内にある17のスポーツ施設について、令和4年度に長寿命化計画を策定している。それ以外の施設については、スポーツ課と同様に優先順位を付けながら令和6年度以降に策定を予定している。

教育総務課は学校施設について令和2年度（令和3年3月）に策定しており、この中に学校体育館は含まれているが、学校プールは含まれていない。

エ. 大津市の運動・スポーツに関する市民意識調査

市は、スポーツ推進計画改定版に示す指標の達成状況を把握するとともに、市のスポーツ推進の問題点や課題、スポーツニーズ等を把握するために市民 2000 人を対象にスポーツ市民意識調査を行い、その結果を令和 5 年 3 月に令和 4 年度市民意識調査結果（大津市スポーツ推進計画）として公表している。

図表Ⅱ－1－11 令和 4 年度市民意識調査結果（大津市スポーツ推進計画）の概要

項目	摘要
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○回答者の属性 ○2025 年開催予定のわた SHIGA 輝く国スポ・障スポについて ○新型コロナウイルス感染症の影響について ○運動・スポーツ活動実施状況について ○スポーツ支援活動について ○運動・スポーツ施設の利用状況について ○スポーツ観戦について ○障害者スポーツについて ○地域でのスポーツ活動について ○B I W A－T E K Uアプリについて ○e スポーツについて ○大津市のスポーツ施策について
調査の設計	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象：大津市内にお住まいの 18 歳以上の男女 2,000 人 ・調査方法：無作為抽出による郵送配布－郵送回収 ・調査期間：令和 4 年 11 月 21 日（月）～令和 4 年 12 月 23 日（金） ・回収数：697 票 ・有効回収数：697 票（有効回収率：34.9%）

市は、スポーツ市民意識調査の結果から市の運動・スポーツの取組の満足度と市の運動・スポーツの取組の重要度を取り上げ、両者のポートフォリオ分析を行っている。市の運動・スポーツの取組の満足度では、以下の分析を行っている。

- ・大津市の運動・スポーツの取組の満足度については、『満足』（「満足」＋「やや満足」）では、“全国レベルの大会が開催できる大型施設の整備・充実”が6.7%と最も高くなっているものの、全ての項目で1割未満となっている。
- ・『不満』（「やや不満」＋「不満」）をみると、“身近なスポーツ施設や設備の充実”で28.7%と3割近くを占めて最も高く、次いで“全国レベルの大会が開催できる大型施設の整備・充実”（25.4%）、“年齢にあった運動・スポーツの開発・普及”（25.2%）、“野外のスポーツ・レクリエーション施設の整備・充実”（24.6%）の順となっており、施設に不満を感じている人が多い結果となっている。

市の分析では、市の運動・スポーツの取組に対する満足度は、全体的に高くないようである。特に、身近なスポーツ施設や設備の充実や全国レベルの大会が開催できる大型施設の整備・充実などに不満の比率が高く、全体的に施設に不満を感じている人が多いと見ている。逆に言えば、それだけスポーツ施設の拡充を期待している結果とも言える。一方、市の運動・スポーツの取組の重要度では、以下の分析を行っている。

- ・大津市の運動・スポーツの取組の重要度については、『重要』（「重要」＋「やや重要」）では、“身近なスポーツ施設や設備の充実”が52.4%と半数を超えて最も高く、次いで“野外のスポーツ・レクリエーション施設の整備・充実”（45.3%）、“スポーツに関する指導者の育成”（43.4%）、“年齢にあった運動・スポーツの開発・普及”（43.2%）の順となっている。
- ・満足度と比較すると、“身近なスポーツ施設や設備の充実”や“野外のスポーツ・レクリエーション施設の整備・充実”、“年齢にあった運動・スポーツの開発・普及”では重要度が高いのに対し、満足度が低い項目となっている。

市はこれらの分析から、両者のポートフォリオ分析として以下の分析を行っている。分析に当たり、「満足度」と「重要度」については、回答を点数化して平均値を算出している。

【満足度】

「満足」 5点、「やや満足」 4点、「普通」 3点、「やや不満」 2点、「不満」 1点

【重要度】

「重要」 5点、「まあ重要」 4点、「普通」 3点、「あまり重要でない」 2点、「重要でない」 1点

「③スポーツに関する指導者の育成」、「⑦身近なスポーツ施設や設備の充実」、「⑨野外のスポーツ・レクリエーション施設の整備・充実」、「⑫年齢にあった運動・スポーツの開発・普及」、「⑯障害のある人や高齢者を対象としたスポーツ活動の推進」が、重要度が高い一方で満足度が低いため、今後の課題として検討が必要であると考えられる。特に、『施設の整備・充実』は重点項目となっていると考えられる。

	重要度	満足度
①広報・啓発等でのスポーツを行う気運の醸成	3.56	2.74
②スポーツ関連情報の提供	3.62	2.69
③スポーツに関する指導者の育成	3.90	2.49
④スポーツイベントや大会の開催	3.60	2.75
⑤市民スポーツの技術向上のための支援	3.58	2.60
⑥スポーツ活動団体への支援	3.69	2.62
⑦身近なスポーツ施設や設備の充実	4.06	2.42
⑧全国レベルの大会が開催できる大型施設の整備・充実	3.62	2.48
⑨野外のスポーツ・レクリエーション施設の整備・充実	3.86	2.54
⑩学校運動場や体育館、プール等の施設の開放	3.65	2.63
⑪総合型地域スポーツクラブの充実	3.56	2.54
⑫年齢にあった運動・スポーツの開発・普及	3.78	2.41
⑬大学や企業との交流や連携	3.33	2.57
⑭スポーツを通じた国際交流促進	3.26	2.57
⑮スポーツボランティアの支援・育成	3.55	2.60
⑯障害のある人や高齢者を対象としたスポーツ活動の推進	3.74	2.54
⑰トップスポーツチームやアスリートとのふれあいの機会	3.43	2.44
⑱運動・スポーツ施設における健康・体力相談体制	3.61	2.56

(出所 大津市の運動・スポーツに関する市民意識調査結果報告書より監査人作成)

2. 大津市スポーツ推進に関する組織の状況

(1) 大津市スポーツ推進に関する組織

本報告書で監査対象とした市のスポーツ推進に関する組織については、アクションプランにおける事業をベースにすると、その中心となるのは市民部スポーツ課（国スポ・障スポ大会推進室含む。）である。市民部スポーツ課は元々、教育委員会の所属であったが、平成26年4月1日付けで市長部局に移管している。その理由として、市は以下に示す「スポーツに関すること」の事務について、市長部局で所管することのメリットを取りまとめている。

1 スポーツ振興の更なる強化

(1) 総合型地域スポーツクラブの運営強化

本市におけるスポーツ振興は、大津市体育協会が運営主体となっている総合型地域スポーツクラブが大きな役割を担っているが、現行の総合型地域スポーツクラブの体制の中では、市の担当部局が、教育委員会事務局市民スポーツ課と市民部自治協働課の二つに渡っており、関係団体（体育協会・学区体育団体・自治連合会）との連携をスムーズに行っているとは言いがたい。

このたび、市の担当部局を一本化することによって、関係団体の関連付けを強化し、それぞれの団体の活動の活性化を図り、ひいては総合型地域スポーツクラブの運営強化に繋げるものである。

(2) 市の事業との関連付け

教育委員会がスポーツを所管する場合、スポーツ振興は生涯学習の一環として位置付けられるが、スポーツ振興が持つ役割は、社会的ニーズの多様化により、健康推進・観光振興・まちづくりと多岐にわたっている。

これらの事業と関連付けることは、スポーツ振興の強化に繋がるもので、市長部局で所管することにより、総合的な目的の下でスポーツ振興が行えるものである。

2 スポーツイベントの戦略的な実施

マラソンに代表されるようなスポーツイベントは、市民にスポーツへの関心を持ってもらうための機会ということにとどまらず、市民の健康増進、市民活動の活性化、まちづくりなど多方面での成果を見込むことができる。

これらのスポーツイベントを市で実施することにより、様々な政策のねらいに即したイベント開催が可能になる。

これを見ると、市は担当部局を市長部局に一本化することによる総合型地域スポーツクラブの運営強化に繋げる狙いがある。また、スポーツに対する社会的ニーズの多様化による総合的な目的の下でスポーツ振興を行うには、市長部局が所管することで市の事業との関連付けを明確にする目的がある。さらに、市民の健康増進、市民活動の活性化、ま

ちづくりなど多方面での成果を見込めるスポーツイベントを市で実施することで、様々な政策に合致した対応が可能となる点にも考慮したことが見て取れる。

それ以外にスポーツ推進を所管する組織として、スポーツに係る事業についてソフト面とハード面の観点から見ると、都市計画部公園緑地課と教育委員会事務局学校教育課及び教育総務課がある。都市計画部公園緑地課は公園管理者として都市公園を管理しており、公園内におけるスポーツ施設を所管している。ただし、スポーツ施設の位置付けは公園を構成する施設の一部であり、スポーツ施設単独による管理運営を行っているわけではない。とは言え、市の代表的な都市公園の一つである皇子山総合運動公園の中には、陸上競技場、野球場などが設置されており、市のスポーツ施設の顔とも言うべき施設を管理している。

一方、教育委員会事務局学校教育課及び教育総務課は、学校教育に係るスポーツ関連事業と学校体育館及びプールの体育施設を所管している。スポーツ関連事業は学校教育課において学校教育の観点から所管しているものであり、学校体育館及びプールの体育施設も教育総務課が学校教育を行う学校施設の一部として所管している。学校体育館は学校開放施設として市民にも利用されているが、あくまで学校教育の支障のない範囲で使用されているのであり、学校体育施設単独で管理運営されているわけではない。

なお、国スポ・障スポ大会推進室は令和4年度では市民部スポーツ課に属していたが、令和5年度に政策調整部に配置換えされている。これは、令和7年度に滋賀県で実施される国スポ・障スポ大会に臨時的に対応するため、国スポ・障スポ大会局として改組され、大会総務課と大会競技課の二課で構成されており、庁内から人員を集めて大部の組織になっている。各所管課の事務分掌などの詳細については、IV 監査の結果及び意見（各論）において記載している。

3. 大津市スポーツ推進に関する予算決算の状況

市のスポーツ推進に関する令和4年度の予算決算の状況は以下のとおりである。なお、本報告書の監査対象は市のスポーツ推進に関する財務事務であるが、監査対象部局のうち、スポーツ課以外はスポーツ推進に関する財務事務とそれ以外の事務を予算決算上明確に区分できないため、公園緑地課、学校教育課及び教育総務課は全ての金額を計上している。

図表Ⅱ－２－１ 大津市スポーツ推進に関する令和4年度の予算決算の状況

(単位：千円)

スポーツ推進に関する組織	令和4年度の予算		令和4年度の決算	
1. 市民部スポーツ課	歳入	319,235	歳入	278,061
	歳出	1,333,604	歳出	1,251,782
2. 都市計画部公園緑地課	歳入	86,482	歳入	56,222
	歳出	1,317,160	歳出	1,229,260

3. 教育委員会事務局学校教育課	歳入	101,297	歳入	81,135
	歳出	2,748,211	歳出	2,661,777
4. 教育委員会事務局教育総務課	歳入	505,345	歳入	414,457
	歳出	3,039,132	歳出	2,525,806

(出所 市提出資料より監査人作成)

4. 大津市スポーツ関連施設の維持管理費用の状況

市は、平成30年12月に大津市公共施設白書を公表しており、その中で公共施設に係るコストの状況において施設全体のコスト（維持管理費・事業運営費）に言及している。市はその後にも公共施設マネジメントの取組のため、将来コスト推計に係る基礎資料として施設全体のコスト情報を収集している。

そこで、スポーツ施設の維持管理費用の水準を把握するため、全てのスポーツ施設についてコスト情報が網羅されているわけではないが、市の資料から過去3年間のスポーツ施設の所管課別の維持管理費用について参考情報として以下に取りまとめることとした。なお、学校体育施設については、スポーツ施設の維持管理費用を集計する対象としていないことから、この章においては記載していない。IV 監査の結果及び意見（各論）4. 教育委員会事務局 教育総務課を参照されたい。また、市が把握している維持管理費用は、前述の収集目的を鑑み、大津市公共施設白書の策定・改訂時に公表することとしている。

図表Ⅱ-2-2 所管課別スポーツ施設の維持管理費用

(単位：円)

項目	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	市民部 スポーツ課	都市計画部 公園緑地課	計	市民部 スポーツ課	都市計画部 公園緑地課	計	市民部 スポーツ課	都市計画部 公園緑地課	計
光熱水費	29,287,108	70,228,654	99,515,762	1,123,004	72,244,789	73,367,793	1,270,370	96,099,418	97,369,788
維持管理経費	121,209,280	84,845,450	206,054,730	10,378,585	100,385,730	110,764,315	8,014,362	121,488,751	129,503,113
運営経費	71,092,014	149,859,019	220,951,033	143,943,231	176,039,400	319,982,631	155,264,998	160,623,412	315,888,410
減価償却費	48,634,870	172,212,908	220,847,778	48,634,870	173,015,461	221,650,331	51,888,953	166,185,255	218,074,207
計(A)	270,223,272	477,146,031	747,369,303	204,079,690	521,685,380	725,765,070	216,438,683	544,396,836	760,835,518
収入(B)	32,388,876	122,224,857	154,613,733	15,088,931	141,461,106	156,550,037	10,700,579	172,058,124	182,758,703
収支比率(B/A)	12.0%	25.6%	20.7%	7.4%	27.1%	21.6%	4.9%	31.6%	24.0%

(出所 市提供資料より監査人作成)

注1. 表の項目の内訳は以下のとおり。

項目	経費・収入内訳
光熱水費	ガス、電気、インターネット、電話、その他電話回線、下水道、燃料、水道、その他光熱水費

維持管理経費	保守点検委託料、維持管理業務委託料、賃借料・共益費、工事請負費、修繕費、その他維持管理経費
運営経費	運営委託費、人件費、その他運営経費
減価償却費	建物、附属設備、構築物、車両、器具備品等
収入	国・県支出金、使用料収入、その他収入

注 2. スポーツ施設の対象は、体育館・格技場、プール、運動競技場など競技施設、その他スポーツ施設である。

注 3. 運営経費のうち、人件費は当該施設の運営に直接関連して負担したものを計上しており、企画等管理に係る人件費は含まれていない。

注 4. 市民部スポーツ課の維持管理経費と運営経費について、令和 2 年度と令和 3 年度以降と比して大きな増減があるのは、主に富士見市民温水プールの委託経費に係る計上方法の変更による。

当表を見ると、市によればスポーツ施設全体の維持管理におおむね 7 億円強の経費を要しており、それに対する収入は 1 億円強であり、収支比率はおおむね 20%強となっている。所管課別では都市計画部公園緑地課がおおむね 5 億円強と全体の約 3 分の 2 を占めており、皇子山総合運動公園や皇子が丘公園など基幹公園の大型スポーツ施設を維持管理していることによる。

Ⅲ 監査の結果及び意見（総論）

1. 監査の結果及び意見の総括

市のスポーツ推進に関する事業について、監査の視点を踏まえて検討した結果を総括する。具体的には、Ⅱ 監査対象の概要、Ⅳ 監査の結果及び意見（各論）から得られた監査結果を踏まえて、述べることとする。

(1) 大津市スポーツ推進施策のより一層の庁内連携と情報共有について（全般意見 1）

ア. スポーツ推進計画改定版及びアクションプランの進捗管理の課題

市は、スポーツ推進に関する事業について、スポーツ基本法やスポーツ基本計画に基づき、スポーツ推進計画改定版及びアクションプランなど個別計画等を踏まえて実施している。スポーツ推進計画改定版におけるスポーツの意義を改めて見ると、「スポーツを通じて地域に一体感を醸成するきっかけを作るとともに、地域力で作られた環境の中で、スポーツを通じて、すべての市民が“とびっきりの笑顔に”なれるよう、スポーツに親しみ、笑顔で楽しめる環境づくりを進めていく。」と宣言している。

市民がそれぞれの立場でスポーツを楽しむことについては、WHO（世界保健機関）が定義しているウェルビーイング（Well-Being）という「肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態」に繋がるものと思料する。スポーツをする人、見る人、支える人などスポーツに関わる多様な関係者をわくわくさせ、生活に幸福感をもたらす魅力があることについて異論を唱える人は少ないと思われる。

特に、令和5年度はWBC（ワールドベースボールクラシック）の日本チームの優勝、世界陸上やラグビーのワールドカップなど世界大会での日本の活躍には、普段スポーツに関心が乏しい人も改めてスポーツの魅力に注目したのではないかと。また、滋賀県で令和7年度に実施される予定の第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、更なる市民への情報発信なども期待されることである。

このように、社会全体のウェルビーイングにスポーツが貢献するという観点からも、市はスポーツ推進計画改定版及びアクションプランを基にスポーツ推進に関する施策を効果的効率的に実施しなければならない。そのためには、市はスポーツ推進計画改定版及びアクションプランにおける施策目標とスポーツ推進に関する事業の達成状況について、市が毎年実施しているスポーツ市民意識調査の結果を活用して、適切に進捗管理を行うことが求められる。

しかしながら、今回の監査においては、必ずしもそうした対応が十分に行われていない点が見受けられた。たとえば、監査の結果及び意見（各論）1. 市民部 スポーツ課、スポーツ推進計画の進捗管理におけるスポーツ課の役割について（意見1-16）に記載のとおり、アクションプランの様式には、事業目標のほか、実績、評価及び方向性を記載する欄が設けられている。だが、スポーツ課は実績等が記載された資料を作成しているにもかかわらず、特段の理由なく現在に至るまで、終了した年度の各事業の実績、評価及び方

向性の欄が空欄のままとなっていることを指摘している。これでは現状の達成状況を外部から伺い知ることはできず、適切に運用されているかについて評価することは不可能な状態になっていることは否めない。こうした状況になっているのは、スポーツ課がアクションプランの実績を把握するため、単に各所管課に行った照会に対する回答を取り纏めることに終始していることに起因していることを指摘している。

また、スポーツ推進計画改定版及びアクションプランの進捗管理について、庁内に大津市スポーツ推進庁内連携会議を設置し、同連携会議が参画することになっている。だが、令和2年8月5日に審議を行った後、現在に至るまで開催されていない状況であることを指摘している。アクションプランに含まれる事業の所管課に対する個別の確認や協議により代替が可能と判断したとのことであるが、そうであればそもそも連携会議を開催する意味がなくなることは否めない。

さらに、外部の大津市スポーツ推進審議会の提言を受けることとしているが、令和2年度に改定前のアクションプランにより実施された事業の評価について、同審議会の了承を得ることなく審議会自体の開催を実施していなかったことを指摘している。

このほか、監査の結果及び意見（各論）1. 市民部 スポーツ課、**スポーツデータ活用プロジェクトの今後の展開について（意見1-18）**に記載のとおり、本事業の数値目標がアウトプットとしての量的な目標になっており、子供達の成長や教員の成長に繋がるアウトカムの目標になっていないことから、今後の展開に当たっては、事業効果の測定のあり方や教育委員会との連携に留意するとともに、アウトカムとしての目標設定への変更の可否についても検討する必要があることを指摘している。スポーツ推進計画改定版及びアクションプランの事業目標として、アウトプット指標やアウトカム指標のいずれであったとしても、スポーツ推進の成果との関係性が明確であり、その成果が可能な限り可視化できるものでなければならない。

こうした市の対応は、いずれもスポーツ推進計画改定版及びアクションプランについて適切に進捗管理を行っているのか、庁内外で突っ込んだ議論をするためのツールとして位置付けられているのか、市民に対してしっかりと情報発信しようとしているのか、疑義を生じさせるものと思料する。

イ. 市のスポーツ推進に関する組織体制の課題

スポーツ推進計画改定版及びアクションプランにおけるスポーツ推進に関する事業は多岐にわたり、市においてもスポーツ課を筆頭に以下の所管課（9課）が関係している。なお、今回の監査対象所管課にしている教育総務課は、学校開放事業との関連はあるものの、事業としての関係性はなく、スポーツ推進に関する事業を所管していない。

(関係所管課)

スポーツ課、健康推進課、長寿政策課（地域包括ケア推進室）、障害福祉課、公園緑地課、幼保支援課、学校教育課、観光振興課、国スポ・障スポ大会推進室（大会総務課）

スポーツ推進計画改定版及びアクションプランを主体的に統括管理すべきスポーツ課は、市のスポーツ推進を進める上で重要な役割を果たす必要があることは言うまでもない。同推進計画改定版及びアクションプランの事業が関係所管課に多岐にわたることから、スポーツ課は関係所管課と密接な情報共有と連携を図り、その結果について適時に公表して地域の関係者とも同じ立ち位置で協議できる環境づくりが求められる。

しかしながら、今回の監査においては、必ずしもそうした対応が十分に行われていない点が見受けられた。たとえば、前述の**スポーツ推進計画の進捗管理におけるスポーツ課の役割について（意見1-16）**に記載のとおり、大津市スポーツ推進庁内連携会議の構成員に都市計画部公園緑地課長が含まれていないことを指摘している。スポーツ推進を進める上で、皇子山総合運動公園の陸上競技場や野球場など、市の代表的なスポーツ施設を所管する公園緑地課が入っていないのは極めて不自然である。

また、監査の結果及び意見（各論）2. 都市計画部 公園緑地課、**スポーツ施設のユニバーサルデザイン化に向けた協議や計画策定について（意見2-1）**に記載のとおり、アクションプランにおける公園緑地課の事業として公園施設バリアフリー等事業があるが、ユニバーサルデザイン化についてスポーツ課との協議は実施していないことを指摘している。

さらに、監査の結果及び意見（各論）4. 教育委員会事務局 教育総務課、**学校体育館の有効活用に係る庁内連携について（意見4-4）**や**学校プールの有効活用に係る庁内連携について（意見4-6）**に記載のとおり、これまで学校体育館や学校プールの有効活用について庁内で組織的に協議した事実はなかったことを指摘している。

このように、スポーツ推進に関する事業を効果的効率的に実施するには、これを統括管理するスポーツ課がリーダーシップを発揮して、庁内の関係所管課と密接な情報共有と連携を図るべきところ、足元の組織体制やその運営については必ずしも十分な対応になっていないものと思われる。

ウ. 市のスポーツ推進により大きな成果を引き出す組織体制と情報共有のあり方

以上のことから、スポーツ推進計画改定版及びアクションプランにおける施策目標とスポーツ推進に関する事業を適切に進捗管理し、より大きな成果を引き出す組織体制の構築と情報共有を行うためには、以下の取組を行うことが考えられるので、市は改善に向けた対応を検討されたい。

- ・大津市スポーツ推進庁内連携会議の構成員として、新たに都市計画部公園緑地課長を入れるとともに、学校開放施設によるスポーツ推進の観点から学校体育館を所管する教育委員会事務局教育総務課長の参画についても検討する。その上で、年1回は前年度のアクションプランの進捗状況の評価や翌年度以降の方向性について、連携会議を開催して議論する。
- ・アクションプランの事業を所管している教育委員会の所管課を含む関係所管課の実務者連絡会議を設置し、統括管理するスポーツ課がリーダーシップを発揮して、アクションプランの目標の進捗状況について情報共有する仕組みを構築する。
- ・大津市スポーツ推進審議会に適宜に情報提供し、アクションプランの評価について改定年度の時期にかかわらず、切れ目なく有識者の立場からの提案を募る。
- ・アクションプランにおける終了した年度の各事業の実績、評価及び方向性の欄を記載した情報を適宜に公表する。
- ・事業目標をアウトプット指標のみならず、可能な限りアウトカム指標を設定し、スポーツ推進の成果の可視化を意識した目標管理を行う。

また、市のスポーツ推進を効果的効率的に進めるために全体最適の観点から考慮すると、ハード事業とソフト事業を区分した組織体制の見直しを検討する余地がある。たとえば、スポーツ施設のハード事業としての管理運営は、各所管課がこれまでどおり所管するのに対し、スポーツ施設のソフト事業としての管理運営は、スポーツ課が企画立案から管理運営の手法までの司令塔の役割を担うことが考えられる。

これで行くと、現行の縦割りのスポーツ施設の管理運営から市のスポーツ推進を全体的に進める横断的な管理運営に転換する可能性が出てくる。それを実効ならしめる組織体制のあり方やスポーツ課の役割を改めて検討することになる。その鍵はこれまで以上に、市のスポーツ推進を統括するスポーツ課と関係所管課の更なる連携と情報共有にあるので、市は今後の対応について検討されたい。

(2)大津市スポーツ推進に関する個別計画の目標管理のあり方について(全般意見2)

市がスポーツ推進計画改定版及びアクションプランにおける施策目標の実績等を公表していないことについては、前述の**スポーツ推進計画の進捗管理におけるスポーツ課の役割について(意見1-16)**に記載のとおりである。加えて、これらのスポーツ推進に関する個別計画の目標管理については、以下の課題が見受けられた。

まず、市は毎年実施しているスポーツ市民意識調査を分析した結果について、スポーツ推進計画改定版及びアクションプランの目標管理に十分な活用を行っていないことが挙げられる。監査の結果及び意見(各論)1. 市民部 スポーツ課、**市民意識調査結果の活用及び改善結果の公表について(意見1-2)**に記載のとおり、市が対応すべき優先順位が高い項目は、「重要度が高く満足度が低い」項目であり、「スポーツに関する指導者の育

成」「障害のある人や高齢者を対象としたスポーツ活動の推進」など4項目である。

これらの項目の満足度が低いということは、市の取組が十分でないか、取組はしているものの、その成果が市民に十分に伝わっていない可能性が考えられるため、アクションプランの進捗状況の管理には、こうした市民意識調査結果も十分に考慮してスポーツ施策に反映させる必要があることを指摘している。

また、当該調査を基に具体的に改善した事項（学校夢づくり＋（プラス）事業）もあるが、その事実が市民に十分にフィードバックされているかを検証していないため、当該調査結果と並べて掲載し、意見が施策に反映されていることを市民に示す機会を逃しているのであれば、それはもったいないことになることを指摘している。

さらに、監査の結果及び意見（各論）1. 市民部 スポーツ課、**施設の利用状況の分析について（意見1－1）**に記載のとおり、スポーツ施設の利用人数は把握しているものの、年齢等の利用者の属性や利用者の増減分析がなされておらず、地区別・季節別・曜日別等の利用特性も不明である。このため、各地区の利用者の属性や利用特性などをきめ細かく把握し、今後の施設の整備・充実の方向性を定めるための有用な判断材料となる可能性があるにもかかわらず、そうした機会を逃していることを指摘している。

これらの課題から見えることは、市はスポーツ推進の施策を実効ならしめるために、スポーツ市民意識調査の結果や施設の利用における各種データの分析結果を戦略的かつ積極的に活用するスタンスではないということである。市が運動・スポーツ人口の増加に本気で取り組むのであれば、こうした分析の重要性を認識することは極めて大事であると考えられるが、市の対応はととても惜しいことであり、せっかくのチャンスを逃していると言わざるを得ない。

逆に言えば、こうした情報を上手く活用することができれば、EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング、証拠に基づく政策立案）を推進している市の施策にも合致するものであり、データとファクト（事実）に基づく根拠のある施策展開を行うことが可能となる。そして、その結果をスポーツ推進計画に反映させ、アクションプランにおける目標の設定とその達成状況を検証するというPDCAサイクルを実行することが可能となることから、市はこれら一連の仕組みを構築することを検討されたい。

（3）大津市スポーツ施設への空調設備の導入と長寿命化計画について（全般意見3）

市は、スポーツ施設（体育館等）への空調設備の導入を順次進めているが、今回の監査で市が所管しているスポーツ施設を調査したところ、以下の状況になっていることがわかった。なお、スポーツ施設（体育館等）に関して、スポーツ課では四つの市民体育館、公園緑地課では皇子が丘公園体育館ほか17の施設、教育総務課では小中学校55校の体育館にそれぞれ長寿命化計画が策定されているが、公園緑地課の施設を除き空調設備の導入の記載はされていない。

図表Ⅲ－１－１ 市のスポーツ施設への空調設備の導入状況

所管課	スポーツ施設（体育館等）	空調設備の導入状況
スポーツ課	和邇市民体育館	なし
	坂本市民体育館	なし
	石山市民体育館	なし
	田上市民体育館	なし
	富士見市民温水プールジム・スタジオ ほか	あり
	坂本市民格技場 ほか	なし
	比良げんき村宿泊棟 ほか	あり
	大谷乗馬場厩舎 ほか	対象外
	桐生若人の広場砂防展示室 ほか	対象外
公園緑地課	皇子が丘公園体育館	工事予定（設計済み）
	皇子山総合運動公園野球場	あり
	瀬田公園体育館	あり
	におの浜ふれあいスポーツセンター	あり
教育総務課	小中学校 55 校の体育館	なし、ただし方針変更あり

（出所 市提出資料より監査人作成）

注1. 山中体育館は老朽化のため、現在は不使用であり表から除外している。

注2. 小中学校 55 校の体育館は現時点では空調設備の導入はゼロであるが、今後の方針変更により令和6年度から空調設備の設置に係る事業に着手する方針である。

上表からは、市のスポーツ施設（体育館等）には、空調設備の導入が比較的少ないことが見て取れる。市がこれまでスポーツ施設（体育館等）について、積極的に空調設備の導入を進めてこなかったのは、スポーツ施設（体育館等）の設置した年代が比較的古く、当時はそれほど必要性がなかったことと財政上の問題が主たる理由と考えられる。

しかし、近年の温暖化等の要因により毎年猛暑が続く気候になっており、災害時の避難所の環境改善の観点からも、児童等の熱中症対策からも、スポーツ施設（体育館等）に空調設備を導入する必要性が高くなっているものと思料する。

この点、監査の結果及び意見（各論）4. 教育委員会事務局 教育総務課、**学校体育館の空調設備の導入と長寿命化計画について（意見4－1）**に記載のとおり、学校体育館は地域の交流施設として学校開放され、地域の防災拠点としても位置付けられており、地域の活性化や防災目的など幅広い目的に活用できることを示している。このため、学校体育館に空調設備を導入することの意義はもちろん、財源上の問題に対しては緊急防災・減災事業債を活用するなど様々な制度や手法、更には新しい技術の開発も出ていることから、学校施設の長寿命化計画に空調設備の導入を織り込み、計画的な整備と維持管理を行う

ことを指摘している。

このように、市のスポーツ施設（体育館等）に空調設備を導入することの意義は、学校体育館に限らず全ての施設に言えることから、市は積極的に他の施策目的にも有効活用する観点から長寿命化計画に盛り込み、計画的な整備と維持管理を行うことを検討されたい。

(4) 大津市スポーツ施設のコスト情報の庁内共有と施設マネジメントについて（全般意見4）

市は、スポーツ施設のコスト情報について、**Ⅱ 監査対象の概要 4. 大津市スポーツ関連施設の維持管理費用の状況**に記載のとおり、平成30年12月に公表した大津市公共施設白書の中で、行政改革推進課が公共施設にかかるコストの状況において施設全体のコスト（維持管理費・事業運営費）情報を取りまとめている。公共施設マネジメントの取組のため、将来コスト推計にかかる基礎資料として各課に照会し取りまとめている内部資料であり、施設別の物件費と人件費、収入を集計している。

市はその後も公共施設マネジメントの取組のため、施設全体のコスト情報を収集しており、今回の監査でスポーツ施設全体の維持管理コストを試算したところ、おおむね7億円強の経費を要していることを記載している。なお、行政改革推進課はスポーツ施設について維持管理費のみを集計しており、今回、監査人から減価償却費について別途算出を依頼している。

これらのスポーツ施設に係るコストについては、監査の結果及び意見（各論）1. 市民部 スポーツ課、**ライフサイクルコストまでを含めた施設マネジメントについて（意見1-4）**に記載のとおり、施設に直接支出される物件費と人件費の一部であり、減価償却費や施設を企画及び管理する間接的な人件費などは含まれておらず、フルコストを計上しているわけではないことを指摘している。また、これらの情報について、関係する所管課に行政改革推進課から提供を受けているかを確認したところ、特に情報共有はしていないという回答であった。

この点、スポーツ課は次年度予算要求時に主に修繕経費の参考に作成している内部資料として個別に「施設カルテ」の情報を持っているものの、施設別の収支実績を正確に把握しているわけではない。公園緑地課においても、監査の結果及び意見（各論）2. 都市計画部 公園緑地課、**受益者負担を考慮した使用料設定の検討について（意見2-9）**に記載のとおり、施設使用料設定における原価として、公益性の観点から年数経過によって発生する減価償却費や維持補修費を政策的に含めないことに一定の理解はするものの、減価償却費等も含めたフルコストでの原価に基づいた使用料も算定する必要があることを指摘している。

このように、スポーツ施設を運営するコストについては、施設の整備に関する投資的経費から維持管理経費、そして閉鎖する際の経費までのフルコスト（ライフサイクルコスト）

を可能な限り正確に把握することが求められる。それでない、次の更新投資や大規模修繕工事を行う事業などの積算の際に、トータルコストを把握しないまま計算することにより事業に支障をきたすリスクが生じるからである。

また、総務省においても「地方公会計」制度の整備を推進しており、施設別の行政コスト計算書を活用して施設の統廃合、受益者負担の適正化などに活用することが示されている。他の地方自治体でも、こうした公会計情報の活用事例も増えてきている。

以上のことから、市は、行政改革プランにおける取組など現在取り組んでいる公共施設マネジメントへの対応を踏まえて、少なくとも施設に係るフルコスト（ライフサイクルコスト）を算定し、スポーツ施設別の収支状況を適切に把握する必要がある。その上で、公益性の観点からスポーツ施設の使用料をどの水準に設定し、公金で負担するかについては市の政策的な判断に委ねられることになる。ただし、そうした政策的な判断は市民に情報公開して、その是非を問うべきであることは言うまでもない。また、こうしたフルコスト（ライフサイクルコスト）情報は、庁内で広く情報共有するとともに、関係所管課においてスポーツ施設別の収支を正確に把握する必要があることから、これらの情報を所管課が積極的に活用する情報共有の仕組みを構築して、長寿命化計画を含む公共施設マネジメントに十分活用できる方法を検討されたい。併せて、施設使用料設定における原価の算定においても減価償却費等も含めたフルコストを基礎に、施設使用料設定の範囲の検討に活用することを検討されたい。

(5) 大津市スポーツ推進とまちづくり等の施策との協働連携について（全般意見5）

ア. 改めてスポーツの持つ魅力が市民にもたらす効用について

今回の監査テーマである「大津市スポーツ推進に関する財務事務の執行について」を検討するに当たり、関係所管課にヒアリングを行い、現場視察をしたところであるが、改めてスポーツの持つ魅力を再認識した次第である。市は各地域に市民体育館や市民プールなどを設置し、多くの市民がスポーツ施設でスポーツを楽しんでいることを垣間見ることができた。また、皇子が丘公園や皇子山総合運動公園には市を代表する都市公園内に大規模の体育館や野球場、陸上競技場などがあり、市民を始めとする多くの利用者で賑わっていることがわかった。

それを裏付けるものとして、**Ⅱ 監査対象の概要 1. 大津市スポーツ推進に関する施策・計画の概要、(1) 大津市スポーツ推進に関する計画、ウ. 大津市スポーツ推進に関する個別計画、ウ) 大津市の各スポーツ施設と長寿命化計画**に記載のとおり、スポーツ施設を所管する所管課別の利用者数合計の統計データを取りまとめると、以下のとおりである。

図表Ⅲ－１－２ 所管課別主なスポーツ施設の過去３年間の利用者数の状況

(単位：人)

所管課	令和２年度	令和３年度	令和４年度
スポーツ課	300,378	314,544	344,359
公園緑地課	561,098	701,997	765,469
教育総務課	531,715	565,441	657,242

(出所 市提出資料より監査人作成)

- 注1. 学校開放事業の所管はスポーツ課であるが、ここでは施設に着目しているため、学校体育施設を所管している教育総務課を所管課としている。
- 注2. 令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響等があり、どの所管課も利用者数が少なくなっている。とりわけ、大規模スポーツ施設を所管している公園緑地課の利用者数が令和３年度以降と比して少なくなっている。

上表からは、新型コロナウイルス感染症の影響等があったとしても、所管課が所管しているスポーツ施設の利用者数はいずれも増加傾向にあることが見て取れる。市のスポーツ推進の施策が着実に実行されれば、市民のスポーツに対する関心が高まることを勘案すると、市全体のスポーツ施設の利用者は今後もますます増加することが見込まれる。スポーツを楽しむ市民が増加すれば、スポーツ推進計画改定版における「スポーツを通じて、すべての市民が“とびっきりの笑顔に”なれる。」という効用が大きくなることが期待される場所である。

そこで、今後、市がより一層のスポーツ推進の施策を進め、市民がスポーツを通じてWHO（世界保健機関）が定義しているウェルビーイング（Well-Being）にも繋がる幸福感を得られるとともに、スポーツの持つ魅力を上手く活用して、市の他の施策との相乗効果を得る方法を提案したい。

イ. 市の財産であるスポーツ施設の効用と親和性のある他の施策との連携について

市のスポーツ施設を地域性や利用者数などから所管課別に見ていくと、以下の特徴が見えてくる。

図表Ⅲ－１－３ 所管課別主なスポーツ施設の特徴

所管課	主なスポーツ施設の特徴
スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域に市民体育館、市民運動場、市民プールを備えており、地域に密着したスポーツ施設を管理運営しているが、直営の施設も多く事務手続に相当の労力を要している。 ・過去の経緯から、上記のスポーツ施設とは属性が異なるものとして、大谷乗馬場、坂本市民格技場、比良げんき村がある。 ・大谷乗馬場、坂本市民格技場は利用者が比較的限定され、比良げんき村は旧志賀町の教育施設であったものを当時教育委員会に所属していたスポーツ課が所管している。
公園緑地課	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地課が所管するスポーツ施設は、都市公園内に公園施設として設置されたものであり、公園内の他の施設と同様の位置付けで管理運営している。 ・市を代表する皇子が丘公園や皇子山総合運動公園内のスポーツ施設は体育館、野球場、陸上競技場など大規模施設があり、利用者数も突出して多く、一つの公園内のスポーツ施設に年間20万人以上の利用がある。 ・におの浜ふれあいスポーツセンターなど他の公園施設内にあるスポーツ施設も多くの利用がある。
教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校55校には学校体育館及び運動場があり、地域の学校開放体育施設として、教育の支障のない範囲で貸出しをしている。 ・学校プールは学校開放していない。 ・地域により学校開放の利用者にばらつきがあり、年間の利用者が3万人を超える学校がある一方、3千人を切っている学校がある。

(出所 市提出資料より監査人作成)

このような市のスポーツ施設の管理運営の特徴から、大きく二つのカテゴリーでスポーツ施設の効用と親和性のある他の施策との連携を考えることができる。まずは、公園緑地課が所管する大規模スポーツ施設である。市を代表する皇子が丘公園や皇子山総合運動公園内のスポーツ施設の利用者を更に細分化して行くと、以下のとおりである。令和4年度ではいずれも利用者数が25万人を超えていることがわかる。

皇子が丘公園ではプール、アリーナ、テニスコートの順に利用者数が多く、皇子山総合運動公園ではグラウンド、陸上競技場、テニスコートの順に多くなっている。

図表Ⅲ－１－４ 公園緑地課の大規模スポーツ施設の利用者数の状況

【皇子が丘公園】		(単位:人)		
施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
アリーナ	26,820	21,222	51,075	
小体育館	22,157	22,166	33,366	
第2体育館	12,597	11,767	13,519	
テニスコート	39,730	40,949	44,940	
グラウンド	15,417	18,930	20,691	
弓道場	7,771	8,458	2,678	
トレーニング室	16,382	17,052	29,127	
プール	52,125	68,835	62,336	
計	192,999	209,379	257,732	

【皇子山総合運動公園】		(単位:人)		
施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
野球場	10,872	17,622	19,441	
室内練習場	13,410	19,721	19,790	
陸上競技場	47,948	52,828	97,510	
テニスコート	22,772	24,389	24,585	
テニス壁打ち	183	240	214	
グラウンド	60,411	83,519	101,745	
計	155,596	198,319	263,285	

(出所 市提出資料より監査人作成)

これらの大規模スポーツ施設を利用する利用者について、その属性や行動パターンは多様な分析をする必要があるとしても、これだけ多くの利用者があるのは、やはり大規模スポーツ施設自体の魅力と集客力があると言って良いと考えられる。また、市民はもちろん、市外からの利用者も少なくないと思われる。こうした市の貴重かつ重要な財産であり人が集まる集客力の高いスポーツ施設について、単にスポーツ推進に利用するためだけの施設に留めるのは惜しいところである。監査の結果及び意見(各論)2. 都市計画部 公園緑地課、**スポーツ施設のユニバーサルデザイン化に向けた協議や計画策定について(意見2-1)**に記載のとおり、皇子山総合運動公園は市を代表するスポーツ施設であり、スポーツ施設や公園施設を超えた「まちづくり」に寄与する施設と考えられる。そして、ユニバーサルデザイン化ガイドブックが提案している「まちづくりに寄与するよう様々な主体との連携したスポーツ施設づくりの実施」などを参考にして、今後のアクションプランの改定や皇子山総合運動公園の改修・改築等の計画策定を実施する必要があることを指摘している。

この点、集客力のある大規模スポーツ施設の魅力を活用する場合に、親和性のある施策としてはたとえば、観光振興や産業振興の施策が考えられる。皇子が丘公園や皇子山総合運動公園は既に観光スポットに位置付けられているが、同公園の多様なスポーツイベントやソフト事業と組み合わせて新たなコンテンツを創出し、市内を訪れる観光客にこれまでにない観光及び産業振興の価値を提供するのである。

そのためには、同公園内にあるスポーツ施設に誘引するとともに、スポーツ施設自体の魅力を上向きさせる工夫が求められる。公園緑地課は既になぎさ公園周辺魅力向上プロジェクトを立ち上げ、Park-PFI(公募設置管理制度)を活用するなど民間活力の導入によ

る大津湖岸なぎさ公園（市民プラザ）の再整備を実施している実績がある。皇子が丘公園や皇子山総合運動公園内の大規模スポーツ施設も長寿命化計画に基づき、今後大規模改修工事が行われる際には、こうした他の施策との連携を視野に入れて大規模スポーツ施設の再整備を検討する必要がある。

また、スポーツが人々の生活に潤いを与える様々な効用に着目して、他都市では北海道北広島市の「エスコンフィールド北海道」など大規模スポーツ施設を地域の交流拠点として位置付け、まちづくりや地域活性化に活用する動きが増えている。スポーツ庁では、地方自治体を中心となって取り組むスタジアム・アリーナ整備を取り上げ、民間活力を活用しスポーツの成長産業化と地域活性化を実現する基盤として推進している。皇子が丘公園や皇子山総合運動公園内の大規模スポーツ施設がスポーツ庁のスタジアム・アリーナ改革の対象施設に適しているかどうかは別の議論が必要であるが、スポーツの魅力を余すところなく楽しめる場所として、利用者の満足度を上げるとともに、まちの交流拠点として地域になくてはならない存在となることを期待したい。

なお、現在、市の庁舎整備基本構想が検討されており、皇子山総合運動公園がその候補地の一つになっている。その中で、皇子山総合運動公園がこういった機能を有する公園になるかについては、市は市庁舎と公園の一体整備検討ワーキングチームを設置し、公園機能の代替措置や一体整備に係るゾーニングを検討しているとのことであり、その結果によっては、スポーツ施設の整備に影響を受ける可能性があることを付言しておく。

ウ. スポーツ施設を地域の活性化に繋げる拠点とする対応について

次に、スポーツ課や教育総務課が所管するスポーツ施設や学校体育施設である。いずれも地域に密着した地域のスポーツ推進になくてはならない施設である。市民がこうした地域のスポーツ施設を利用し、多くの市民がスポーツを通じて交流することによって地域の活性化にも繋がるものと思料する。市内では各地域のスポーツ団体が核となり、当該団体と（一社）大津市スポーツ協会とが連携して、スポーツの活性化に向けた機会を確立し、生涯スポーツの普及発展と地域コミュニティの活性化に寄与することを目指した「大津市民体育大会」を開催するなど、様々な活動を行っている。

一方、スポーツを目的とした旅行、多数の参加者が見込めるスポーツイベントの開催、和歌山県田辺市などのようなスポーツ合宿やキャンプの誘致などのスポーツツーリズムを通じて、地域の経済・社会活性化を図る動きが増加している。また、スポーツ庁では、スポーツを利活用したスポーツ・健康まちづくりに積極的に取り組もうとする自治体を応援し、優良自治体を審査・選出して表彰する「スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰制度」を令和3年度（2021年度）から導入している。スポーツのチカラを活用し、地域が抱える様々な社会課題（少子高齢化、健康福祉、過疎化、経済衰退など）の解決を図ることを目的としたアイデア、今後の総合的なまちづくり計画を全国から募集しているのである。

その中で、令和5年度で表彰された地方自治体では、昨年度の国体・障スポ大会を成功させた両大会のレガシーを継承し、県内のスポーツを活用した「新しいとちぎ」づくりを推進している栃木県の事例がある。また、スポーツをフックにした“まちづくりマインド”を醸成し、市民でスポーツチームを応援しながら地域コミュニティづくりに取り組み、誰もがマチナカでスポーツと関わり合える“楽しいまち”を目指す愛知県安城市など、市がスポーツを通じた地域の活性化への新たな施策として、参考になる事例も見受けられる。

この点、スポーツ課や教育総務課が所管するスポーツ施設や学校体育施設がスポーツを通じた地域の活性化の拠点になることは言うまでもない。ただし、足元では、監査の結果及び意見（各論）1. 市民部 スポーツ課、**市民プール（4施設）の今後のあり方の検討について（意見1-8）**における市民プールのあり方、**比良げんき村のあり方について（意見1-12）**における比良げんき村の運営のあり方、**大谷乗馬場について（意見1-14）**における大谷乗馬場の運営のあり方などの課題がある。また、監査の結果及び意見（各論）3. 教育委員会事務局 学校教育課、**学校プールのあり方と地域との連携について（意見3-6）**における学校プールのあり方、監査の結果及び意見（各論）4. 教育委員会事務局 教育総務課、**学校体育館の有効活用に係る庁内連携について（意見4-4）**における学校体育館の有効活用のあり方などの課題がある。いずれも地域の市民の声を聴き、市民と一体となって課題解決を模索して行くことが求められる。

さらに、スポーツ施設の管理運営については、より一層の合理化への対応が求められる。そのためには、スポーツ課はスポーツ施設の定型的な管理運営業務から脱却し、これらを効率的に実施する手法や組織体制を企画立案する業務に重点を置くための戦略を打ち出し、併せて他の関係所管課や前述の（一社）大津市スポーツ協会などとの役割分担を明確にする必要がある。

市は、こうした地域の課題を解決する手法の一つとして、スポーツを通じた更なる地域の活性化に繋がる施策を打ち出し、関係所管課やスポーツ協会などと協働した上で、それを実施する拠点として地域のスポーツ施設や学校体育施設を有効活用することを検討されたい。

2. 個別の監査の結果及び意見のまとめ

今回の監査で実施した監査結果について、個別の監査の結果及び意見の一覧は次のとおりである。結果が8項目、意見が45項目あり、合わせて53項目である。なお、表中にある「監査の結果又は意見及び区分」は本報告書における当該項目の区分である。

今回の監査においては、監査の要点を以下の四つの分類に区分しており、監査の結果と主たる監査要点の関係を示している。

- ア. 所管課や外郭団体における出納その他の財務事務の執行に関する事項
- イ. 所管課や外郭団体における管理運営に関する事項
- ウ. 所管課や外郭団体における市の計画や評価に関する事項
- エ. 所管課や外郭団体における関係所管課や市民等との連携に関する事項

1. 市民部 スポーツ課			
監査要点	監査の結果又は意見及び区分		頁
ア、エ	結果1-1	減免制度の根拠規程の公表について	86
イ	結果1-2	スポーツ協会の社員総会及び理事会の運営について	107
イ	意見1-1	施設の利用状況の分析について	75
イ、エ	意見1-2	市民意識調査結果の活用及び改善結果の公表について	76
ア	意見1-3	施設の利用手続の簡便化について	77
イ	意見1-4	ライフサイクルコストまでを含めた施設マネジメントについて	80
ア	意見1-5	減免制度の周知方法について	86
ア	意見1-6	施設使用料の周知方法について	86
ア	意見1-7	藤尾市民運動広場用地の借地について	87
イ、エ	意見1-8	市民プール(4施設)の今後のあり方の検討について	87
ア	意見1-9	市民プール(4施設)の指定管理者からの期別の事業報告書について	88
ア	意見1-10	市民プール(4施設)の指定管理者からの再委託について	89
イ	意見1-11	PFI事業の事後評価に向けた準備について	93
イ、エ	意見1-12	比良げんき村のあり方について	94
ア	意見1-13	比良げんき村の多目的広場の利用料について	95
イ、エ	意見1-14	大谷乗馬場について	96

イ	意見 1-15	大石淀グラウンド・ゴルフ場開設後の運営の検討について	98
ウ	意見 1-16	スポーツ推進計画の進捗管理におけるスポーツ課の役割について	99
ウ	意見 1-17	アクションプランにおける事業目標の設定について	103
イ、ウ	意見 1-18	スポーツデータ活用プロジェクトの今後の展開について	105
ア、イ	意見 1-19	大津市学区体育団体連絡協議会運営補助金の補助対象経費について	106
イ、エ	意見 1-20	国スポ以降を視野に入れたスポーツ協会の方向性について	109
ア、イ	意見 1-21	地域スポーツ振興基金の充当事業の承認について	114
ア、イ	意見 1-22	令和 4 年度末時点の地域スポーツ振興基金の残高について	115
ア	意見 1-23	スポーツ協会における相見積り入手の基準について	117
ア	意見 1-24	スポーツ協会における賞与引当金の計上について	117
2. 都市計画部 公園緑地課			
ア	結果 2-1	事業報告書（出納帳簿）について	134
ア	結果 2-2	収支実績のモニタリングについて	134
ア	結果 2-3	財務状況のモニタリングについて	135
ア	結果 2-4	皇子が丘公園プールと雄琴臨水公園プールの耐震補強工事について	135
ア、イ	結果 2-5	大津市公共施設予約システム等の賃借料の按分について	137
ウ	意見 2-1	スポーツ施設のユニバーサルデザイン化に向けた協議や計画策定について	131
ウ	意見 2-2	アクションプランにおける事業内容や数値目標の設定について	132
ア	意見 2-3	月輪大池公園グラウンドの利用状況の確認について	138
ア	意見 2-4	指定管理者に対する確認の徹底について	139
ア	意見 2-5	事業報告書（管理業務の実施状況）について	139
ア	意見 2-6	事業報告書（報告書の名称）について	139
ア、イ	意見 2-7	アンケートについて	139
ア、イ	意見 2-8	尾花川公園テニスコートの用途変更について	140
ア、イ	意見 2-9	受益者負担を考慮した使用料設定の検討について	142

3. 教育委員会事務局 学校教育課			
ア	結果3-1	報告書の承認手続について	150
ウ	意見3-1	事業評価の実施について	150
ア	意見3-2	外部指導者の指導時間について	150
ア	意見3-3	購入備品の確認について	151
ア	意見3-4	未申請理由の確認について	151
ア	意見3-5	事業費の流用承認手続について	151
イ、エ	意見3-6	学校プールのあり方と地域との連携について	152
4. 教育委員会事務局 教育総務課			
イ、ウ	意見4-1	学校体育館の空調設備の導入と長寿命化計画について	164
ウ、エ	意見4-2	長寿命化計画策定における庁内会議や地域団体等との意見交換について	165
イ、ウ	意見4-3	包括管理業務委託の導入と長寿命化計画に与える影響について	166
イ、ウ、エ	意見4-4	学校体育館の有効活用に係る庁内連携について	167
イ、ウ	意見4-5	学校プールの老朽化と長寿命化計画の策定について	168
イ、エ	意見4-6	学校プールの有効活用に係る庁内連携について	169

IV 監査の結果及び意見（各論）

1. 市民部 スポーツ課

(1) 事務分掌と組織体制等

① 事務分掌

管理係
<ol style="list-style-type: none"> 1. スポーツに係る施設の整備及び管理に関すること。 2. 学校体育施設の開放に関すること。 3. 坂本市民格技場の管理運営に関すること。 4. 桐生若人の広場の管理運営に関すること。 5. 市民運動広場の管理運営に関すること。 6. 比良げんき村、大谷乗馬場及び市民プールの指定管理者による管理に関すること。 7. 市民体育館との連絡調整に関すること。 8. 課の一般庶務に関すること。
振興係
<ol style="list-style-type: none"> 1. スポーツ推進委員に関すること。 2. スポーツの指導者の研修、養成及び育成に関すること。 3. スポーツに関する団体の育成指導に関すること。 4. スポーツの普及振興に関すること。 5. スポーツ推進審議会に関すること。 6. スポーツに係る調査及び統計に関すること。 7. 国際スポーツ交流事業に関すること。

② 組織体制

スポーツ課の組織体制は、以下のとおりであり、職員数は13名である。

所管課・係	職制	主要な事務分掌
課長		課の総括及び石山体育館の総括
課長補佐		<ul style="list-style-type: none"> ・課長職務の補佐 ・スポーツ振興に係る情報収集、諸般の調整に関する こと。
管理係	主幹（兼）管理 係長事務取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・管理係の総括に関すること。 ・予算編成、執行管理
	主任	<ul style="list-style-type: none"> ・大石淀グラウンド・ゴルフ場建設工事 ・大石淀スポーツ関連施設運営検討業務調査 ・大谷乗馬場あり方検討(用地処理等)
	主事	<ul style="list-style-type: none"> ・和邇市民体育館防水等改修工事(非構造部材耐震) ・瀬田東小学校トイレ改修工事等関連業務

		<ul style="list-style-type: none"> ・比良げんき村、市民プールの指定管理 ・市民プールのあり方検討 ・晴嵐市民プール囲繞地対応 ・山中町プール解体実施設計業務 ・坂本市民体育館防水等改修工事 ・社会体育施設の維持管理(苦情・現場対応)(北部:比叡平以北) ・学校体育施設開放事業 運営・維持管理(苦情・運営委員会対応)
	主事	<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成、執行管理 ・大谷乗馬場指定管理 ・大石東町水路改修(レクリエーション用地)関係業務 ・富士見市民温水プール PFI 事業 ・社会体育施設の維持管理(苦情・現場対応)(南部:藤尾以南) ・石山市民体育館屋上防水工事 ・田上市民運動広場管理棟等解体工事 ・課の庶務
	主事	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツステーションおおつ管理(委託・修繕・自販機) ・行政財産使用許可・土地賃貸借契約・自販機契約等業務 ・委託契約 ・施設予約システム・施設 HP 管理
振興係	係長	<ul style="list-style-type: none"> ・振興係の総括に関すること。 ・びわ湖マラソン大会 ・部活動地域移行 ・市スポーツ協会(法人化関連) ・ホームページ見直し
	主任	<ul style="list-style-type: none"> ・大津市スポーツ推進計画意識調査 ・SNS 等での情報発信 ・ホストタウン事業 ・国際スポーツ交流事業 ・市民体育大会 ・補助金事務(学区関係) ・表彰式事務、WMG

	主任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大津市スポーツ推進計画進捗管理・審議会 ・ スポーツデータリテラシー向上プロジェクト ・ 大会あいさつ事務 ・ 表敬訪問・激励会 ・ 滋賀レイクスターズホームタウン事業
	主事	<ul style="list-style-type: none"> ・ eスポーツ×リアルスポーツフェスティバル ・ 幼少期運動プログラム ・ 市スポーツ協会(定例会・各種事業) ・ 大津市スポーツ推進委員協議会(スポーツ指導者研修) ・ 補助金・負担金事務(団体関係)
会計年度任用職員	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課内業務の補助に関すること。 ・ 学校開放照明料に関すること。 ・ 社会体育施設に関すること。 ・ 桐生若人の広場、坂本市民格技場の事務に関すること。 ・ 激励金事務 ・ 大会後援事務
	—	同上

なお、令和7年に滋賀県で国民スポーツ大会（令和6年から現在の「国民体育大会」を名称変更）及び全国障害者スポーツ大会が開催されることから、令和5年4月1日から政策調整部に新たに「国スポ・障スポ大会局」が設置され、大会準備業務がスポーツ課から移管されている。参考として国スポ・障スポ大会局の事務分掌も記載する。

<p>大会総務課総務係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国スポ・障スポに係る総務企画に関すること。 2. 国スポ・障スポに係る実行委員会に関すること。 3. 国スポ・障スポに係る実施本部に関すること。 4. 国スポ・障スポ大会局内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。 5. 課の一般庶務に関すること。 <p>大会総務課広報係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国スポ・障スポに係る広報・啓発に関すること。 2. 国スポ・障スポに係る市民運動、ボランティアに関すること。 3. 国スポ・障スポに係る観光・おもてなし、協賛に関すること。
--

大会競技課

1. 競技会開催に関すること。
2. 宿泊・衛生、輸送交通・警備に関すること。
3. 課の一般庶務に関すること。

(2) 過去3年間の予算・決算状況

スポーツ課の3年間の補正後の予算及び決算状況は、以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入予算額	52,911	141,819	319,235
歳入決算額	41,853	151,249	278,061
歳出予算額	620,645	845,343	1,333,604
歳出決算額	576,366	855,217	1,251,782

(3) 主なスポーツ施設の概要

① 市民体育館

スポーツ課が所管する市民体育館は市内に4施設あり、いずれも市が直接運営している。

図表IV-1-1 市民体育館の施設概要

施設名	施設概要	構造	設置年	所在地	管理者名
和邇市民体育館	アリーナ 953 m ² ・トレーニング室 87.6 m ² ・会議室 62.5 m ² ・ステージ1・管理室1・更衣室2・トイレ2 空調設備の設置なし。	S造	昭和 53年	和邇 高城 27番地の2	市直営
坂本市民体育館	アリーナ 504 m ² ・ステージ1・更衣室2・トイレ2 空調設備の設置なし。	SRC造	昭和 51年	坂本六丁目 33-19	市直営
石山市民体育館	アリーナ 522 m ² ・会議室1・管理室1・更衣室2・トイレ2 空調設備の設置なし。	S造	昭和 63年	石山寺三丁目 10-35	市直営
田上市民体育館	アリーナ 360.75 m ² ・更衣室2・トイレ2 空調設備の設置なし。	RC造	昭和 54年	稲津一丁目 10-18	市直営

(和邇市民体育館)



項目	細目
施設名称	和邇市民体育館
施設種別及び開館時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館 1 ・ バスケットボールコート 2 面もしくは、バレーボールコート 2 面もしくは、バドミントンコート 6 面など ・ トレーニング室 1 ・ 開館時間： 9 時 00 分～21 時 00 分
料金	有料（一部減免あり。）
整備又は供用年月、総工費、築年数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備又は供用年月：昭和 53 年 3 月 ・ 総工費：不明 ・ 築年数：45 年
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延床面積：1,528.12 m² ・ 建築面積：1,528.12 m²
構造	鉄骨コンクリート造
利用実績（令和 4 年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ施設の延利用人数：22,904 人 ・ スポーツ施設の稼働率 体育館：94.7% トレーニング室：24.2%
運営形態	直営（隣接する和邇文化センターが運営）
その他の機能	地域防災計画上の指定緊急避難場所
その他参考事項	駐車場台数：130 台

（出所 市提出資料より監査人作成）

② 市民運動広場

スポーツ課が所管する市民運動広場は市内に 12 施設あり、いずれも市が直接運営している。ただし、田上市民運動広場は令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止し、現在は田上公園となっている。

図表Ⅳ－１－２ 市民運動広場の施設概要

施設名	施設概要	設置年	所在地	管理者名
和邇市民運動広場	運動広場 19,830 m ² ・テニスコート3面・トイレ・夜間照明・倉庫	不明	和邇今宿 851 番地	市直営
下龍華市民運動広場	運動広場 8,038 m ² ・トイレ・夜間照明	不明	伊香立下龍華町 584 番地	市直営
堅田なぎさ市民運動広場	運動広場 7,000 m ² ・トイレ・夜間照明	昭和 61 年	堅田二丁目地先、琵琶湖河川敷	市直営
坂本市民運動広場	運動広場 9,503 m ² ・トイレ・更衣室・倉庫	不明	坂本五丁目 3176 番地	市直営
下阪本市民運動広場	運動広場 4,150 m ² ・トイレ・多目的トイレ	不明	比叡辻二丁目 14	市直営
比叡平市民運動広場	運動広場 8,985 m ² ・トイレ・更衣室・倉庫	不明	比叡平一丁目 1063 番地の 9	市直営
山中市民運動広場	運動広場 800 m ²	不明	山中町 368 番地	市直営
藤尾市民運動広場	運動広場 4,400 m ² ・テニスコート1面・トイレ・倉庫	不明	横木二丁目 578 番地の 1	市直営
逢坂市民運動広場	運動広場 704 m ² ・テニスコート1面・トイレ・倉庫	不明	音羽台	市直営
石山市民運動広場	運動広場 5,172 m ² ・トイレ	昭和 46 年	石山寺辺町 219	市直営
瀬田南市民運動広場	運動広場 6,700 m ² ・トイレ	不明	神領五丁目	市直営
田上市民運動広場	運動広場 18,067 m ² ・集会室・会議室・炊事棟・トイレ	不明	枝四丁目天神川河川敷	市直営

(和邇市民運動広場)



項目	細目
施設名称	和邇市民運動広場
施設種別及び開館時間	・グラウンド ・テニスコート（砂入人工芝） ・利用時間：9時00分～21時00分
料金	有料（一部無料、減免あり。）
整備又は供用年月、総工費、築年数	・整備又は供用年月：不明 ・総工費：不明
規模	・グラウンド：19,830㎡ ・テニスコート：3面
構造	－
利用実績（令和4年度）	スポーツ施設の延利用人数：35,313人
運営形態	直営（隣接する和邇文化センターが運営）
その他の機能	地域防災計画上の指定緊急避難場所
その他参考事項	駐車場台数：130台

（出所 市提出資料より監査人作成）

③ 市民プール

スポーツ課が所管する市民プールは市内に5施設あり、このうち富士見市民温水プールはPFIにより維持・管理が行われており、その他の4施設は指定管理者による管理が行われている。市民プールの施設概要は以下のとおりである。

図表Ⅳ－1－3 市民プールの施設概要

施設名	施設概要	構造	設置年	所在地	管理者名
伊香立市民プール	プール（25m×10.6m・幼児66.95㎡） 水面面積331.95㎡	管理棟S造	昭和59年	伊香立下龍華町430番地の5	（株）linkworks
坂本市民プール	プール（25m×13m・幼児75.68㎡） 水面面積400.68㎡	管理棟S造	昭和62年	坂本六丁目34-29	（株）linkworks
晴嵐市民プール	プール（25m×8m・幼児30㎡） 水面面積230㎡	管理棟S造	平成7年	鳥居川町13-22	（株）linkworks
曾東市民プール	プール（25m×6.5m・幼児39.04㎡） 水面面積201.54㎡	管理棟軽鉄造	平成9年	大石曾東二丁目6-7	（株）linkworks

富士見市民温水プール	建築面積1,756㎡ 延べ床面積2,395㎡ プール (25m×10m・幼児36㎡) 水面面積286㎡	RC造	平成30年	富士見台54-46	新富士見PFI(株)
------------	---	-----	-------	-----------	------------

(伊香立市民プール)



(富士見市民温水プール)



項目	細目
施設名称	富士見市民温水プール
施設種別及び開館時間	・プール（25m×10m・幼児 36 m ² ）水面面積 286 m ² ・トレーニングジム・スタジオ・会議室 ・開館時間：9時00分～21時00分
料金	有料（一部減免あり。）
整備又は供用年月、総工費、築年数	・整備又は供用年月：平成30年10月 ・市の支払総額：2,167,850千円 （平成28年12月～令和16年3月の総額）
規模	・延床面積：2,395 m ² ・建築面積：1,756 m ²
構造	鉄骨コンクリート造
利用実績（令和4年度）	延利用人数：110,507人
運営形態	PFI事業（運営会社：新富士見PFI（株））
その他の機能	－
その他参考事項	駐車場台数：70台

（出所 市提出資料より監査人作成）

④ 比良げんき村

比良げんき村は指定管理者により管理が行われている。比良げんき村の施設概要は以下のとおりである。

図表Ⅳ－１－４ 比良げんき村の施設概要

施設名	施設概要	構造	開設年	所在地	管理者名
比良げんき村	敷地面積 32,277 m ²	－	昭和61年	北小松 1769番 地の3	(株) linkworks
	キャンプ場2ヶ所(第1・第2) 6,180 m ²	－			
	多目的広場 10,630 m ²	－			
	天体観測施設 435.7 m ²	鉄筋コンクリート造			
	木工作等実習室 200 m ²	鉄骨造			

	遊具	—			
	宿泊棟 494.49 m ²	鉄骨造			
	人工登はん壁 212.32 m ²	鉄筋コンクリート造			
	管理棟	木造			
	便所3か所	木造			
	駐車場バス4台、普通車56台	—			
	簡易水道施設	—			

(比良げんき村)



(出所 市提出資料より監査人作成)

⑤ 大谷乗馬場

大谷乗馬場は指定管理者により管理が行われている。大谷乗馬場の施設概要は以下のとおりである。

図表Ⅳ－１－５ 大谷乗馬場の施設概要

施設名	施設概要	構造	開設年	所在地	管理者名
大谷乗馬場	敷地面積 16,413.9 m ² (国有林借地 2,989.97 m ² 含む。)	-	昭和 40 年	大谷町 1-1	大津市乗馬 連盟
	厩舎 518.37 m ²	軽量鉄 骨造			
	管理人宿舎 33.28 m ²	木造			

(大谷乗馬場)



(出所 市提出資料より監査人作成)

⑥ 大石淀グラウンド・ゴルフ場整備

大石淀グラウンド・ゴルフ場は、スポーツ課が淀町最終処分場跡地（大石淀三丁目）28,900 m²にグラウンド・ゴルフ場の設置事業を進めているものである。大石淀グラウンド・ゴルフ場の施設概要は以下のとおりである。

図表Ⅳ－１－６ 大石淀グラウンド・ゴルフ場の施設概要

施設名	施設概要	開設年	所在地	管理方法
大石淀グラウンド・ゴルフ場	4コース 32ホール	令和 6 年 5 月 末供用開始予定	大石淀三丁目	当面市直営

(大石淀グラウンド・ゴルフ場整備の写真)



(出所 市提出資料より監査人作成)

⑦ その他の施設

上記以外にスポーツ課が所管する施設として、次の5施設がある。

図表Ⅳ－１－７ その他の施設の施設概要

施設名	施設概要	構造	設置年	所在地	管理者名
坂本市民格技場	格技場 231 m ² (104 畳)・更衣室・トイレ・倉庫	S 造	昭和 61 年	坂本六丁目 1-11	市直営
桐生若人の広場	広場面積 7,359 m ² ・管理棟 28.35 m ² ・砂防展示室 60.00 m ² ・炊事棟 17.74 m ² ・トイレ 10.56 m ²	木造・CB 造	昭和 47 ~ 平成 6 年	上田上桐生町 2614 番地先	市直営
トリムランニングコース	皇子山総合運動公園 周回 1 km	—	不明	皇子山総合運動公園内	市直営
オリエンテーリングパーマネントコース	皇子山周辺 周回約 8 km	—	不明	皇子が丘一帯	市直営
山中体育館	条例で定める市民体育館ではなく、老朽化のため、現在は不使用	RC 造	昭和 46 年	山中町 368 番地	市直営

(出所 市提出資料より監査人作成)

(4) 令和4年度のスポーツ推進に関する主な事業の概要

スポーツ課の令和4年度の市のスポーツ推進に関する主な事業の概要は、以下のとおりである。

① スポーツ施設管理運営費

項目	概要
事業の目的	スポーツ施設の管理運営
根拠法令等	スポーツ基本法
アクションプランとの関係	4 スポーツを楽しむ環境の充実 (1) スポーツ関連施設の充実
主な事業内容	スポーツ施設の管理運営業務
実施主体	市
実施形態	直営、委託、指定管理、PFI
その他参考事項	－
令和4年度決算額	180,963千円

② スポーツ施設整備費

項目	概要
事業の目的	スポーツ施設の整備
根拠法令等	スポーツ基本法
アクションプランとの関係	1 生涯スポーツの推進 (1) 市民総スポーツの機会づくり
主な事業内容	大石淀グラウンド・ゴルフ場造成工事
実施主体	市
実施形態	直営
その他参考事項	－
令和4年度決算額	116,494千円

③ スポーツ推進費

項目	概要
事業の目的	スポーツの普及促進やスポーツに関する団体の育成指導などを通じ、生涯スポーツの振興を図ることを目的とする。
根拠法令等	スポーツ基本法
アクションプランとの関係	1 生涯スポーツの推進 (1) 市民総スポーツの機会づくり ・おごと温泉びわ湖パノラマウオーク ・運動・スポーツ実施率向上事業 ・大津市レクリエーション協会活動支援 (2) 若い世代や働き盛り世代のスポーツの推進 ・家族参加型スポーツイベントの開催

	<p>(4) 障害のある人のスポーツ活動参加の機会充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツイベント交流機会の活性化 <p>(5) 生涯スポーツをけん引する指導者の育成・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大津市スポーツ推進委員の活性化 ・地域のスポーツ指導者への研修会開催 <p>2 次世代を担う子どもの運動・スポーツの推進</p> <p>(2) 学校体育などにおけるスポーツ環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツデータ活用プロジェクト <p>3 地域のスポーツ活動の推進</p> <p>(1) 総合型地域スポーツクラブの発展・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大津市民体育大会の開催 <p>(2) 社会スポーツ団体の発展・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大津市スポーツ協会事業運営支援 ・学区体育団体等活動支援 <p>(3) 競技スポーツの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大津市スポーツ協会加盟競技団体活動支援 ・大津市スポーツ少年団活動支援 ・滋賀県民体育大会事業運営支援 ・各種全国大会等出場激励金 ・大津市スポーツ賞の表彰 ・滋賀県民体育大会選手派遣事業支援 <p>4 スポーツを楽しむ環境の充実</p> <p>(2) スポーツに関する情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動・スポーツ実施率調査事業 <p>5 大津の特長を活かしたスポーツの推進</p> <p>(1) スポーツイベント・大会などの誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国大会開催支援事業 ・大規模スポーツイベント開催事業 ・e スポーツイベント開催事業 ・ホストタウン関連事業 <p>(2) 地域、大学、企業との連携によるスポーツの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の特長を活かしたスポーツイベントの支援
主な事業内容	各種スポーツイベントの開催や、(一社)大津市スポーツ協会をはじめとする各スポーツ団体への事業運営補助金や各種大会等の開催に係る負担金を支出している。
実施主体	市
実施形態	直営、委託
その他参考事項	(一社)大津市スポーツ協会について、(6)を参照。

令和4年度決算額	55,091 千円
----------	-----------

④ 国スポ・障スポ大会推進費

項目	概要
事業の目的	令和7年開催の滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた準備業務
根拠法令等	スポーツ基本法
アクションプランとの関係	5 大津の特長を活かしたスポーツの推進 (3) 滋賀国スポ・障スポを進める環境づくり
主な事業内容	大石緑地再整備工事 ※令和7年開催の滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けたテニスコートの増設
実施主体	市
実施形態	直営
その他参考事項	令和5年度から、政策調整部に新たに「国スポ・障スポ大会局」が設置され、大会準備業務がスポーツ課から移管されている。
令和4年度決算額	227,688 千円

(5) 施設の利用状況について

スポーツ課では、所管施設の利用状況を市民に公表するため、大津市統計年鑑の一部（社会体育施設利用状況）として毎年度公表している。直近である令和4年度の統計年鑑では、以下のとおり令和3年度の状況を公表している。

なお、トリムランニングコース、オリエンテーリングパーマネントコースは誰でも自由に利用できる無料施設のため利用人数は集計しておらず、掲載されていない。また、山中体育館は老朽化のため使用していないことから掲載されていない。

図表Ⅳ－１－８ 社会教育施設利用状況

M－１０ 社会体育施設利用状況

令和3年度（単位：回・人）

施設名	延回数	延人数	施設名	延回数	延人数
総数	11,355	207,879	田上市民運動広場	27	515
和邇市民運動場	3,408	65,627	瀬田南市民運動広場	474	13,791
下龍華市民運動広場	276	9,061	和邇市民体育館	1,115	21,277
堅田なぎさ市民運動広場	195	4,814	坂本市民体育館	799	7,062
坂本市民運動広場	393	10,988	石山市民体育館	784	16,386
下阪本市民運動広場	162	3,360	田上市民体育館	323	3,599
比叡平市民運動広場	251	5,025	坂本市民格技場	737	12,143
山中市民運動広場	10	40	桐生若人の広場	86	2,887
藤尾市民運動広場	1,223	10,793	大谷乗馬場	241	1,562
逢坂市民運動広場	641	2,950	比良げんき村	—	9,599
石山市民運動広場	210	6,400			

資料：市民部スポーツ課

（出所 大津市ホームページより監査人作成）

この統計年鑑は単年度ごとの統計であるため、過去5年間の利用人数の推移を示したのが図表Ⅳ－１－９である。各施設のグラフの年度別構成は、平成30年度から令和4年度まで上から順に記載している。年齢別・性別の利用人数は、集計が困難との理由から把握していない。なお、富士見市民温水プールは、平成30年10月からPFI事業としてプールのほか、PFI事業者の自主事業として、子ども向けの水泳・体操教室、大人向けのヨガ等の各種プログラムやマシンジムなど、民間フィットネスクラブと同等の機能を備えて利用開始したことにより、利用人数が増加しているため、別グラフとしている。

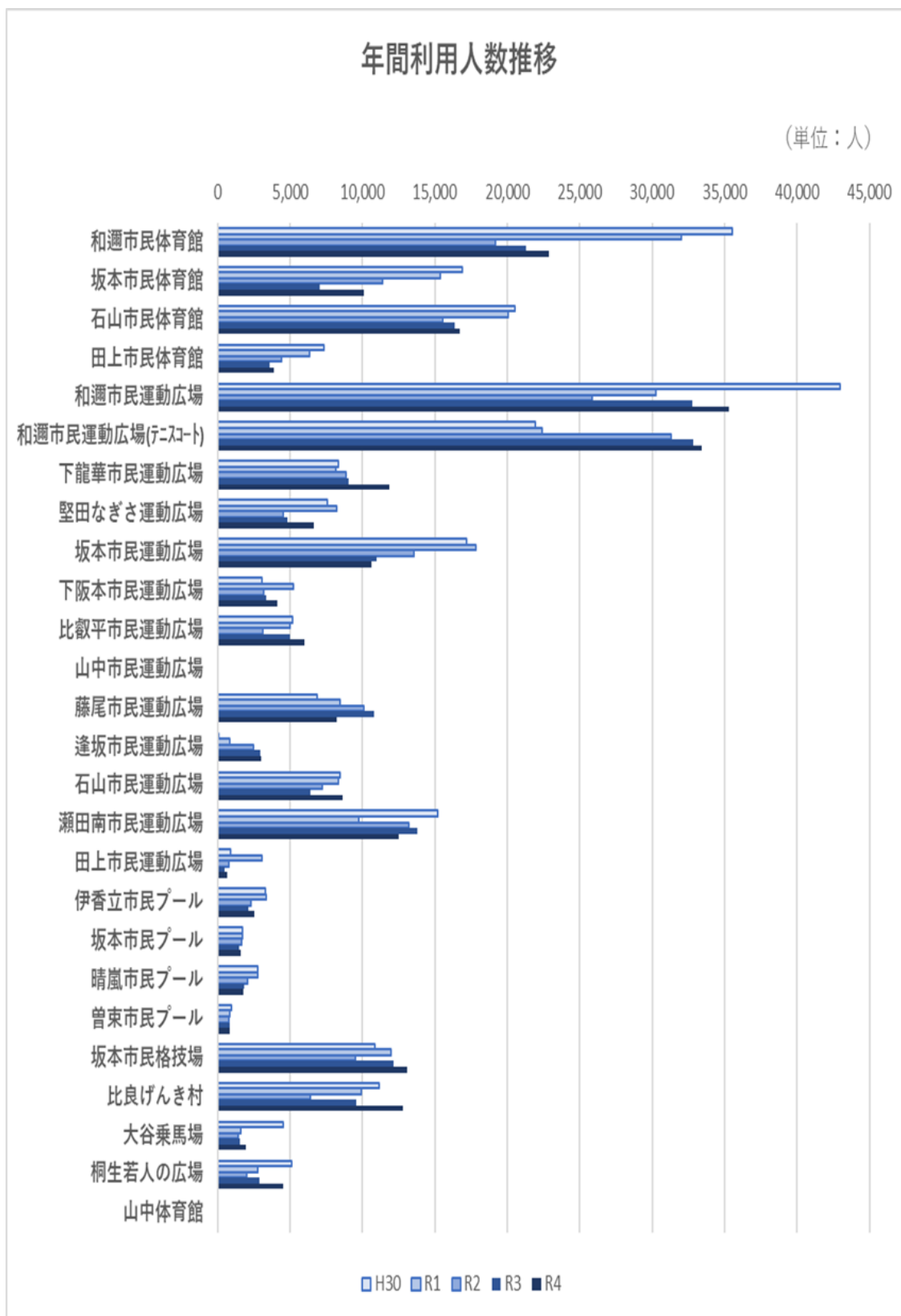
市民体育館、市民運動広場の地域による利用人数の差は、施設規模や周辺人口の違い等が影響しているものと考えられる。平成30年度から令和4年度にかけて利用人数が減少している施設があるが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が主要因と考えられる。ただし、利用人数の回復傾向が施設によって異なるため、他の要因が影響している可能性もある。

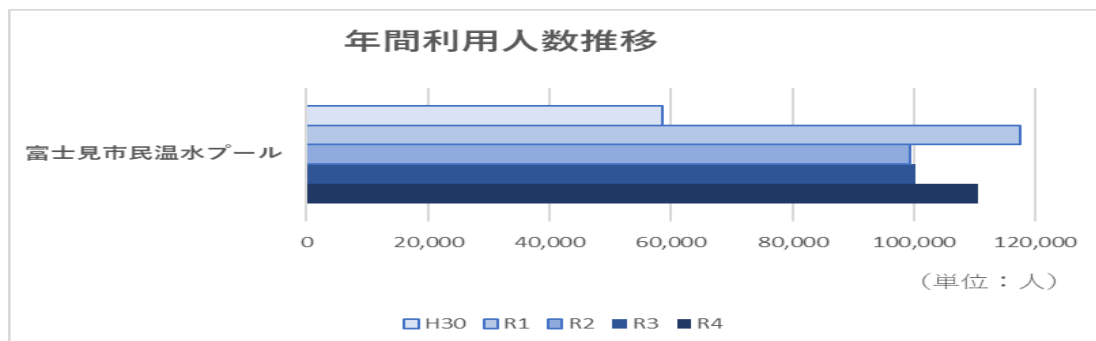
山中市民運動広場の利用人数は、令和3年度（40人）以外の年度でゼロとなっているが、令和3年度以外は単に全く利用がなかったためである。

富士見市民温水プールを除く市民プールは、開設期間が学校の夏休み中のみのため、利用人数が比較的少数にとどまっている。

大谷乗馬場の利用人数は、平成30年度は4,000人台であったが、その後は1,000人台にとどまっている。

図表Ⅳ－１－９ スポーツ課所管施設の年間利用人数推移





(出所 スポーツ課資料より監査人作成)

次に、市民体育館と格技場の稼働率を確認する。

図表Ⅳ－１－１０ 市民体育館と格技場の稼働率

施設名	貸室名	延利用時間	延開館時間	稼働率
和邇市民体育館	体育館 (アリーナ)	2,340	2,472	94.7%
	トレーニング室	597	2,472	24.2%
	会議室	482	2,472	19.5%
坂本市民体育館	体育館 (アリーナ)	3,452	3,684	93.7%
石山市民体育館	体育館 (アリーナ)	3,532	3,696	95.6%
	会議室	72	3,696	1.9%
田上市民体育館	体育館 (アリーナ)	2,348	3,696	63.5%
坂本市民格技場	格技場	1,891	4,175	45.3%

(出所 スポーツ課資料より監査人作成)

市民体育館と格技場以外の施設の稼働率は算出されていない。その理由をスポーツ課に確認すると、市民運動広場は雨天時の稼働が悪くなるため稼働率を算出する必要性に乏しく、市民プールは稼働率の算出自体困難であり、その他(比良げんき村、大谷乗馬場、桐生若人の広場)は、指定管理者や受託者に資料提出を指示すれば算出可能だが、現時点ではしていないとの回答であった。

図表Ⅳ－１－１０を見ると、体育館(アリーナ)は、和邇・坂本・石山は非常に稼働率が高いが、田上は比較的低い。それ以外の貸室の稼働率は低く、石山市民体育館の会議室の稼働率は約2%にとどまっている。

次に、学校体育施設開放事業の状況を確認する。

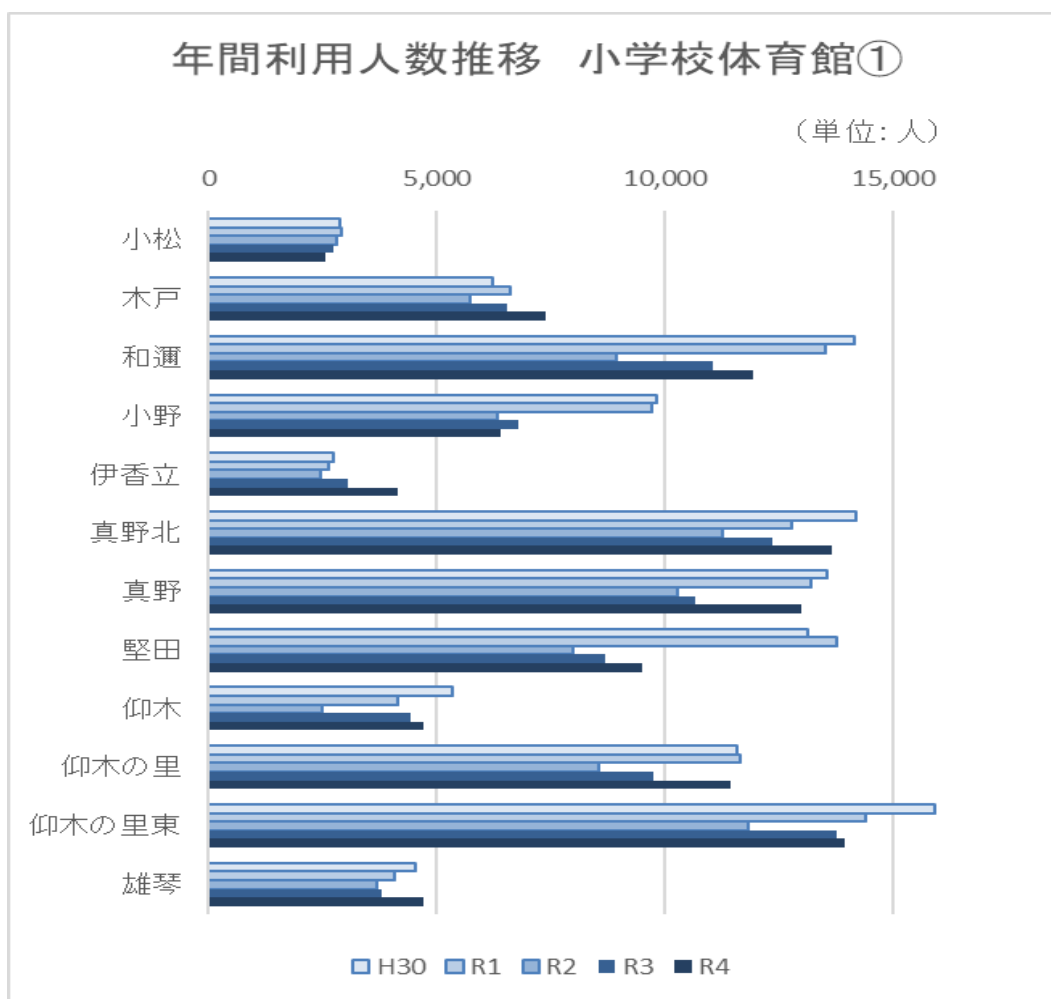
当該事業は、学校教育に支障のない限り、学校体育施設(小学校の体育館・運動場、中学校の体育館)の効率的な利用及び地域住民のスポーツ活動を推進するため、市では昭和52年から実施している。従来より、学校開放に関連する事業は教育委員会が実施してい

るが、スポーツ課が市民部に移管されたことから、学校開放に関連する事業をスポーツ課職員が補助執行している。

小学校の体育館・運動場、中学校の体育館の過去5年間の利用人数の推移を示したのが図表Ⅳ－1－11である。各施設のグラフの年度別構成は、平成30年度から令和4年度まで上から順に記載している。なお、小学校は36学区あるため、三つに区分した。

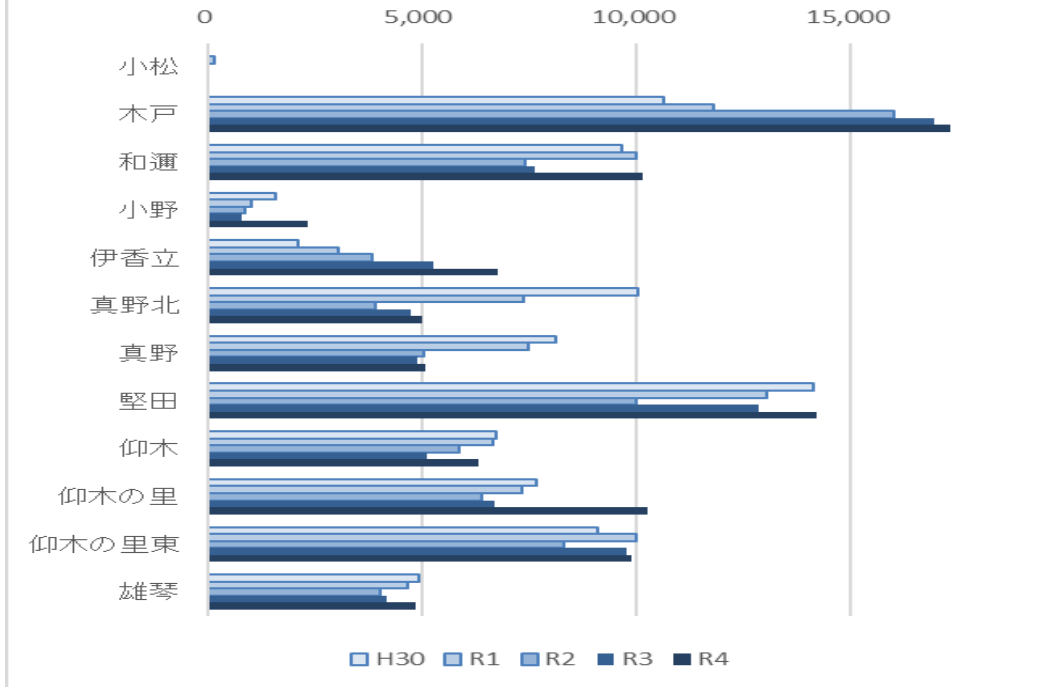
地区によって周辺人口等の状況が異なるため、体育館と運動場の利用状況にも差異があるのは当然だが、たとえば、おそらく新型コロナ感染拡大の影響を受けて利用人数が増減している施設が多い中、利用人数が一貫して増加している施設があったり、ある地区は体育館の方が運動場よりも多く利用されているが、他の地区ではその傾向が逆であったりと、興味深い動向が見受けられる。利用人数が増加傾向にある施設について、要因をスポーツ課に確認したが、「特に増減に繋がる大きな理由はみつきりません。」との回答であった。

図表Ⅳ－1－11 年間利用人数推移（学校体育施設開放事業）



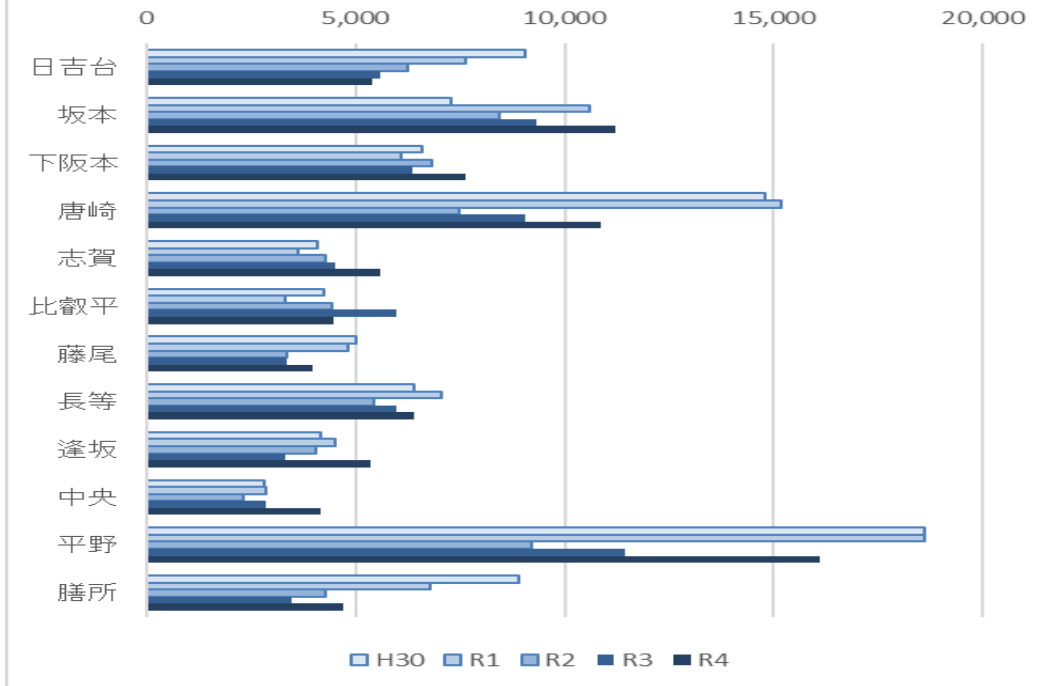
年間利用人数推移 小学校運動場①

(単位: 人)



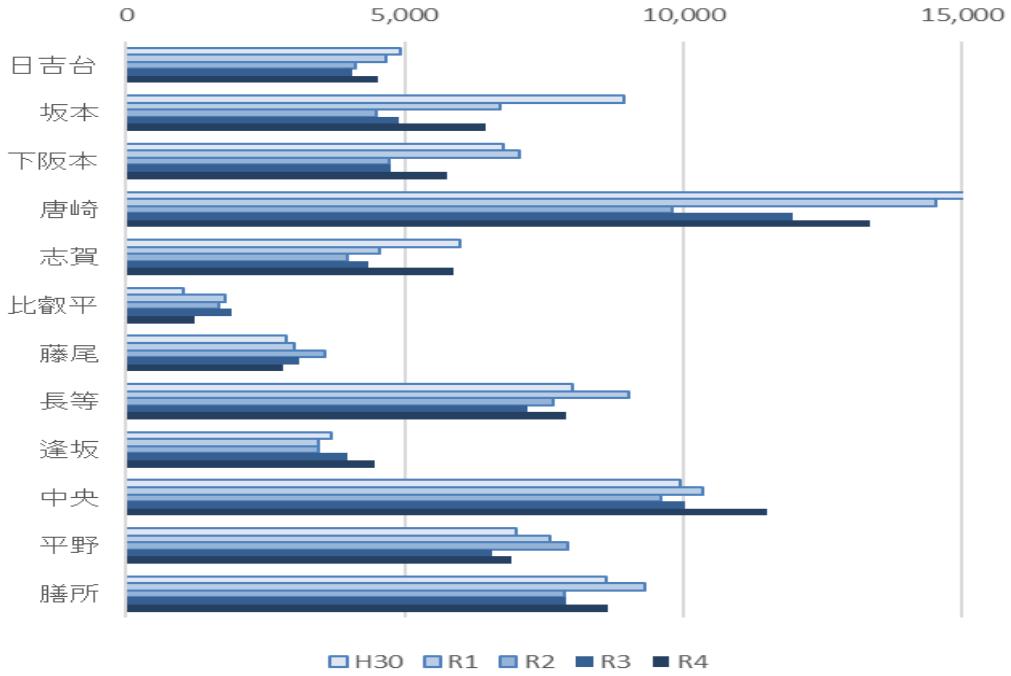
年間利用人数推移 小学校体育館②

(単位: 人)



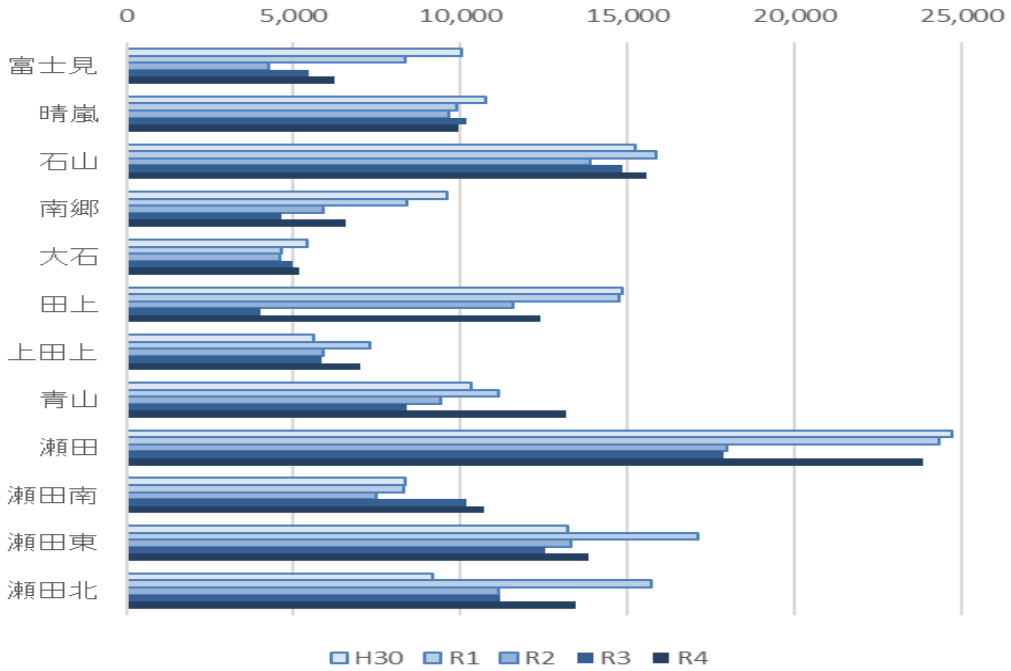
年間利用人数推移 小学校運動場②

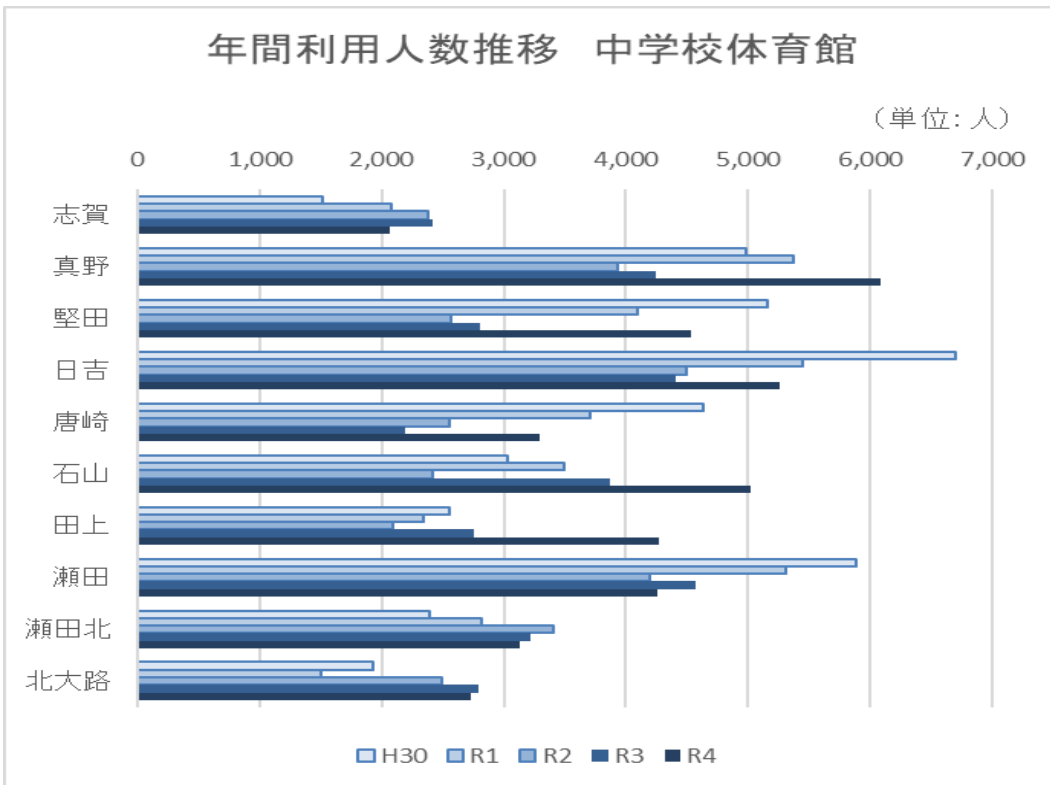
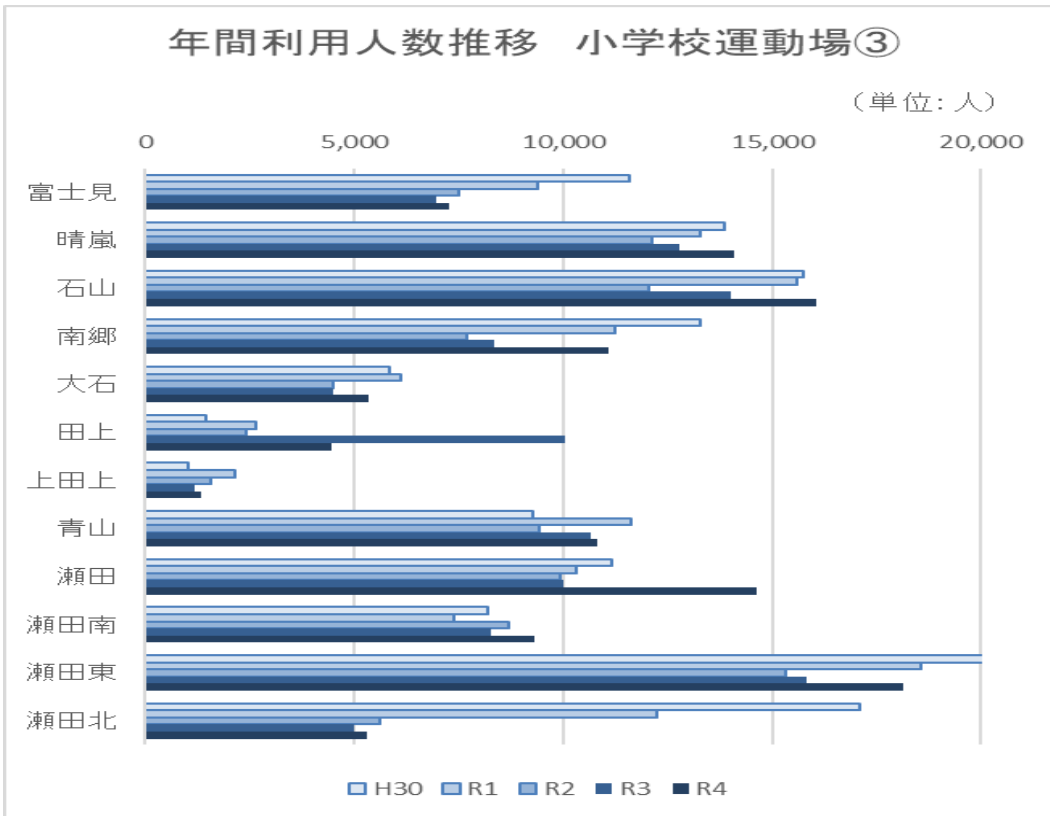
(単位:人)



年間利用人数推移 小学校体育館③

(単位:人)





(出所 スポーツ課資料より監査人作成)

(6) 大津市スポーツ協会について

① 大津市スポーツ協会の概要

大津市スポーツ協会は、昭和 25 年に設立された大津市体育協会が令和 2 年に創立 70 周年を迎えたことを機に名称変更した任意団体であったが、令和 4 年 4 月 1 日付けで一般社団法人に組織を移行し、(一社) 大津市スポーツ協会 (以下、「スポーツ協会」という。) になった。また、スポーツ協会は市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している法人であり、市のスポーツ推進施策を市と一体的に実施する必要があることから、法人化と同時に市の外郭団体として位置付けられている。

スポーツ協会の基本理念は、「大津市民の健康増進・体力向上及び競技力の向上に関する事業を行い、生涯スポーツの振興を図ると共に、青少年の健全育成並びに地域コミュニティの醸成に寄与することを目的とし、市民一人ひとりが豊かで活力のある生活を送ることができる『生涯スポーツ社会』の実現に向けた取り組みを進める」ことであり、この基本理念の下、次の事業を行っている。

- ・ 自主事業：「大津市スポーツ協会表彰式典」の開催
- ・ 主催事業：「運動・スポーツ実施率向上事業」
- ・ 加盟競技団体補助事業
- ・ 主管事業：滋賀県民体育大会（大津市内開催の競技）
- ・ 大津市民体育大会：実行委員会事務局団体
- ・ 地域スポーツ振興基金事業：「びわ湖毎日マラソン記念モニュメント」の整備等
- ・ 広報事業

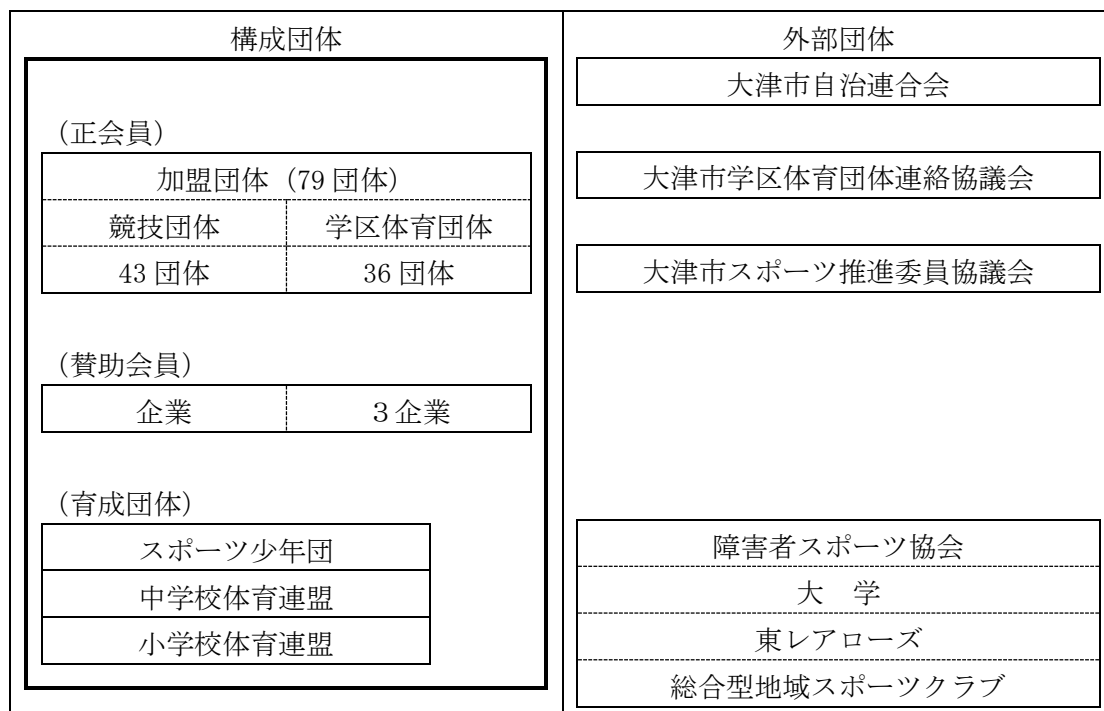
令和 4 年 4 月現在の加盟団体数は、競技団体 43 団体、学区体育団体 36 団体である。他都市にも競技団体を加盟団体とする同種の法人は存在するが、学区体育団体が加盟している団体はあまり見られないとのことであり、この点がスポーツ協会の大きな特徴である。

また、スポーツ協会は、令和 4 年 4 月の一般社団法人への移行からの 4 年間について、安定した協会運営を確立するための集中強化期間として位置付けており、「組織強化 4 年計画」を策定し、集中的・計画的に組織の強化を図ることとしている。

② 大津市スポーツ協会の組織体制

令和 4 年 4 月現在のスポーツ協会の組織図は、以下のとおりである。

図表IV-1-12 (一社) 大津市スポーツ協会組織図



(出所 スポーツ課提出資料より監査人作成)

また、事務局は、令和3年度まで2名体制であったが、令和4年度は事務局長、事務局次長及び事務局員2名の4名体制となっている。

③ 大津市スポーツ協会と市及び加盟団体との関係

過去3年間におけるスポーツ協会に対する市の財政的支援の状況は、以下のとおりである。

図表IV-1-13 スポーツ協会への財政的支援の状況

(単位：千円)

区分	名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金	大津市スポーツ協会事務局運営補助金	6,532	6,532	12,019
補助金	滋賀県民体育大会選手派遣事業費補助金	28	182	148
補助金	滋賀県民体育大会開催事業費補助金	20	30	97
補助金	大津市スポーツ協会加盟競技団体活動支援事業費補助金	428	364	500
負担金	運動・スポーツ実施率向上負担金	485	1,500	1,500
出捐金	一般社団法人大津市スポーツ協会地域スポーツ振興基金出捐金	-	-	15,000

(出所 スポーツ課提出資料より監査人作成)

令和4年度においては、一般社団法人化したスポーツ協会の体制強化を支援するため、大津市スポーツ協会事務局運営補助金を増額しているほか、令和3年に終了したびわ湖毎日マラソン大会の組織・実行委員会が保有していた特別基金のうち15,000千円の寄附を受け、これを財源とした地域スポーツ振興基金出捐金を支出している。また、滋賀県民体育大会選手派遣事業費補助金、滋賀県民体育大会開催事業費補助金、大津市スポーツ協会加盟競技団体活動支援事業費補助金及び運動・スポーツ実施率向上負担金はスポーツ協会を介して、各競技団体に配分されており、スポーツ協会は市からの補助金等を各競技団体に配分する役割を担っている。

一方、学区体育団体への補助金については、スポーツ協会を介することなく、市が直接、各学区体育団体に交付している。

④ 大津市スポーツ協会の予算決算

スポーツ協会の予算管理は、「一般会計法人本部」、「一般公益事業」及び「地域スポーツ振興基金」の三つに区分して行われおり、それぞれの予算決算の状況は以下のとおりである。

図表Ⅳ－1－14 スポーツ協会の予算決算の状況

【一般会計法人本部】

(単位：千円)

【収入の部】	予算額	決算額	差異
加盟会費	790	790	-
賛助会費	110	110	-
協賛金	1,110	1,130	△20
大津市補助金	12,019	12,019	-
総会費	490	490	-
事務委託費	180	180	-
基金事業収益	116	116	-
雑入	45	47	△1
寄付金収入	1,917	1,917	-
合計	16,778	16,801	△22
【支出の部】	予算額	決算額	差異
総務費	14,823	14,732	91
積立金	-	-	-
雑支出	120	106	13
手数料	580	574	5
予備費	534	-	534

一般公益事業に繰入	720	835	△115
合 計	16,778	16,249	529
当期収支差額	-	551	△551

【一般公益事業】

(単位：千円)

【収入の部】	予算額	決算額	差異
参加料	1,114	1,114	-
県スポ協委託金 ・補助金	100	100	-
大津市支出金 ・負担金	2,245	2,245	0
その他	822	862	△40
合 計	4,282	4,322	△40
【支出の部】	予算額	決算額	差異
事業費	4,282	4,322	△40
合 計	4,282	4,322	△40
当期収支差額	-	-	-

【地域スポーツ振興基金】

(単位：千円)

【収入の部】	予算額	決算額	差異
基金	15,000	15,000	-
合 計	15,000	15,000	-
【支出の部】	予算額	決算額	差異
事業費	5,201	5,127	73
合 計	5,201	5,127	73
当期収支差額	9,799	9,872	△73

(出所 スポーツ協会の収支決算書より監査人作成)

また、令和4年度のスポーツ協会の貸借対照表及び正味財産増減計算書の状況は、以下のとおりである。なお、経常外収益及び費用(835千円)は図表Ⅳ-1-14の一般会計法人本部の「一般公益事業に繰入」を両建てで表示しているものである。

図表Ⅳ－１－１５ スポーツ協会の貸借対照表及び正味財産増減計算書

(単位：千円)

貸借対照表	流動資産	11,512
	固定資産	-
	資産合計	11,512
	流動負債	1,088
	固定負債	-
	負債合計	1,088
	指定正味財産	-
	一般正味財産	10,423
	正味財産合計	10,423
正味財産増減計算書	経常収益	35,288
	経常費用	24,864
	評価損益等	-
	当期経常増減額	10,423
	経常外収益	835
	経常外費用	835
	当期経常外増減額	10,423

(出所 スポーツ協会の貸借対照表及び正味財産増減計算書より監査人作成)

(7) 監査の結果及び意見

① スポーツ施設管理運営費

1) 市民意識調査について

スポーツ課では、スポーツ推進計画改定版の指標の達成状況を把握し、市のスポーツ推進の問題点や課題、スポーツニーズ等を把握するため、毎年度スポーツ市民意識調査を実施している。

令和4年度の調査結果では、市のスポーツ施設に求めることとして、「身近に施設があること」「施設の利用手続が簡単であること」「適正な利用料金であること」の順に高くなっている(調査結果報告書 P39)。これらの項目は、それ以前の年度においても常に高い要望となっている。

また、市の運動・スポーツ施設の取組の満足度については、「身近なスポーツ施設や設備の充実」「全国レベルの大会が開催できる大型施設の整備・充実」「年齢にあった運動・スポーツの開発・普及」「野外のスポーツ・レクリエーション施設の整備・充実」の順に「不満」の回答が多く、施設に不満を感じている人が多い結果となっている(同報告書 P55)。

さらに、「重要度が高く満足度が低い」項目として、「身近なスポーツ施設や設備の充実」「年齢にあった運動・スポーツの開発・普及」「野外のスポーツ・レクリエーション施設の整備・充実」「スポーツに関する指導者の育成」「障害のある人や高齢者を対象としたスポーツ活動の推進」の5項目が挙がっており、「特に、「施設の整備・充実」は重点項目になっていると考えられる。」と同報告書でも結論付けている（同報告書 P58）。

スポーツ市民意識調査を基に具体的に改善した事項があるかどうかをスポーツ課に確認すると、「市民意識調査の市の施策の満足度の項目において、「トップスポーツチームやアスリートとのふれあいの機会」が年々低下傾向にあることから、令和5年度事業の予算要求の際、スポーツ課から「トップアスリート交流事業」を予算要求し、結果的に教育委員会事務局学校教育課にて「学校夢づくり+（プラス）」として事業化しました。また、次年度に市民体育大会の見直しを行うことから、今年度の市民意識調査に市民体育大会に対する市民ニーズ等を伺う設問を追加しており、その結果を検討の場に反映する予定です。」との回答であった。

ア. 施設の利用状況の分析について（意見1-1）

令和4年度のスポーツ市民意識調査では、特に「施設の整備・充実」が市民にとって重要度が高い一方で満足度が低く、課題となっていることがわかる。具体的にどのような施設の整備・充実が必要かを検討するための重要な情報の一つが、利用状況の分析である。

スポーツ課では、学校体育施設開放事業も含めた各施設の利用人数は把握しているものの、年齢等の利用者の属性の把握も利用者の増減分析もなされておらず、地区別・季節別・曜日別等の利用特性も不明である。

各地区でどのような属性の利用者がどのような利用を多くされているかといった利用特性をきめ細かく把握し、今後の将来人口動態や周辺環境などのその他の情報と合わせて検討することで、今後の施設の整備・充実の方向性を定めるための有用な判断材料となる可能性がある。図表IV-1-10で見たとおり、市民体育館や格技場の稼働率は、地区、貸室によってかなりの差があるが、たとえば稼働率が低い貸室の転用など、既存施設の有効活用を図る上でもより適切な検討が可能になると考えられる。

そのためには各種の属性データを効率的かつ継続的に取得できる仕組みが必要である。たとえば、市の直営施設である市民体育館、市民運動広場を利用する際は「大津市公共施設予約システム」（以下、「予約システム」という。）でまず利用者登録を行うこととされているが、その際に生年月日、住所、利用内容（競技種目）等の属性を登録することとされている。このような属性データを利用情報と紐付けた仕組みを作ることが考えられる（当然ながら個人情報には市の個人情報保護ポリシーに沿った運用が前提となる。）。

市のスポーツ推進計画改定版でも記載されているとおり、運動・スポーツは心身の健康の維持・向上、健康寿命の延伸、介護予防、活力ある社会の構築に大切な役割を果たすも

のであり、ますます高齢化が進展する中で、その重要性は、市民福祉の向上の観点からも経済的な観点からも今後より一層増すものと考えられる。

また、市は平成31年3月にデジタルイノベーション戦略を策定し、EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング、証拠に基づく政策立案）を推進しているが、上記の分析はこの方針にも合致するものと考えられる。

スポーツ課へのヒアリングの過程では、分析していない理由として予算上の制約や費用対効果を挙げるほか、「スポーツ施設は収益事業ではないため、そこまでのデータ取得の必要性を感じていない。」というコメントもあった。市に限らないが、このように、行政直営の施設は収益事業ではないがゆえに利用人数を増やす動機が生じにくい。しかしながら、上述のとおり運動・スポーツ人口を増やすことは重要であり、職員の動機に頼らない仕組みが必要である。市の場合、それがスポーツ推進計画改定版であり、その実施計画であるアクションプランにおける目標の設定とその達成状況のきめ細かなチェックである。EBPMの観点からも、このような分析は営利企業にのみ必要なものではなく、行政施策上も欠かせない。運動・スポーツ人口の増加に本気で取り組むのであれば、分析の重要性を認識した上で、施策に取り組まれない。

イ. 市民意識調査結果の活用及び改善結果の公表について（意見1-2）

当該調査の目的は、報告書に記載しているとおり「市のスポーツ推進の問題点や課題、スポーツニーズ等を把握する。」ことであり、それをスポーツ施策に反映させることが目的である。中でも対応すべき優先順位が高い項目は「重要度が高く満足度が低い」項目であると考えられる。令和4年度の調査結果では、アの意見で述べた「施設の整備・充実」のほかに「年齢にあった運動・スポーツの開発・普及」「野外のスポーツ・レクリエーション施設の整備・充実」「スポーツに関する指導者の育成」「障害のある人や高齢者を対象としたスポーツ活動の推進」の4項目が該当する。

特に新たな施設の整備・充実には、アの意見で述べた分析や検討に一定の時間を要するほか相応の財源も必要となるため、まだしも検討を進めやすいのは既存の施設を活用でき、かつ、比較的少ない予算で実現可能な項目と考えられる。たとえば「スポーツに関する指導者の育成」「障害のある人や高齢者を対象としたスポーツ活動の推進」は、既にアクションプランの取組項目とも重複する。これらの項目の満足度が低いということは、取組が十分でないか、取組はしているものの、その成果が市民に十分に伝わっていない可能性が考えられる。アクションプランの進捗状況の管理に当たっては、こうした市民意識調査結果も十分に考慮されたい。

また、上記のとおり、当該調査を基に具体的に改善した事項（学校夢づくり+（プラス）事業）もあるが、その事実が市民に十分にフィードバックされていないように思われる。

「調査に協力したものの、市は調査するだけで何も変わらない。」と市民に思われると、非常にもったいないことである。たとえば当該事項を市ホームページにおいて当該調査

結果と並べて掲載し、意見が施策に反映され、「自治」が行われていることを市民に示すことは、市民と自治体の信頼関係の醸成にも繋がると考えられる。今後はこのような改善結果の公表を検討されたい。

ウ．施設の利用手続の簡便化について（意見 1－3）

スポーツ市民意識調査では、「施設の利用手続が簡単であること」も市民にとって重要な要素となっている。利用手続に手間と時間がかかることは心理的な障壁となり、利用希望者を遠ざけることに繋がる上、利用者の満足度を低下させる。

現在、市の直営施設である市民体育館、市民運動広場を利用する際は、予約システムで利用者登録・仮予約を行った上で、施設窓口で申請し、料金が発生する場合は納付書を受け取り、施設近隣の金融機関にいったん出向いて料金を納付し、再度窓口に戻って許可書を受け取ることで初めて利用が可能になる。ただし、例外として和邇市民体育館・和邇市民運動広場のみ、隣接する和邇文化センターの窓口で現金で支払っている。

予約システムを用いた手続は、地方自治体直営の公共施設の利用方法として一般的であるが、特に料金の支払方法は簡便とは言えない。他の支払方法が考えられないのかスポーツ課に確認すると、「窓口での現金決済の場合は紛失リスクが生じ、クレジットカードや電子マネー等のキャッシュレス決済を導入する場合は費用対効果の問題がある。金融機関は各施設のすぐ近くにあり、利用者からも特に不満の声はなく、現状で問題ない。」との回答であった。現金決済、キャッシュレス決済に係る回答自体はもともとであるが、現状の方法が簡便とも思われず、また、不満の声がないことは問題がないことと同じではない。

たとえば、石川県金沢市、兵庫県南あわじ市、大阪府豊中市、大阪府大阪市など、他の地方自治体の公共施設でもキャッシュレス決済や口座振替を導入している自治体が増えてきている。市においても前述のデジタルイノベーション戦略を支える柱の一つ「キャッシュレスに対応した電子納付の推進」を掲げている。利用者が「便利になった。」と実感することが、利用する上での心理的な障壁を取り除き、運動・スポーツ人口の増加に繋がる。利用者の目線に立って継続的な改善に取り組まれない。

2) 施設マネジメントについて

施設別の収支情報（収入－費用＝収支）の有無をスポーツ課及び行政改革推進課に確認したところ、類似の資料として以下の三つの提示があった。

① 施設カルテ

スポーツ課が次年度予算要求時に主に修繕経費の参考に作成している内部資料であり、スポーツ課所管施設のうち、PFI法に基づく管理運営施設や指定管理者の管理運営施設を除く直営施設について、物件費と人件費の一部を集計している。

② 維持管理費用

行政改革推進課が公共施設マネジメントの取組のため、将来コスト推計に係る基礎資料として各課に照会し取りまとめている内部資料で、施設別の物件費と人件費、収入を集計している。ただし、公共施設マネジメントの観点からの把握のため、建物や構造物がない施設（あってもトイレ程度）の施設は対象外としている。

③ 令和元年10月1日の公共施設使用料改定の際の算定根拠

市ホームページで公表しているもので、当時の使用料改定の根拠として物件費と人件費の合計年間コストを集計している。

これらのいずれも、建設費用（イニシャルコスト）、維持管理費用（ランニングコスト）の全てを含めたライフサイクルコスト（施設が作られてからその役割を終えるまでにかかる費用、すなわち、物件費＋減価償却費＋人件費）は集計しておらず、また、当該施設から得られる収入と費用の差引である収支も集計していない。そこで上記三つの資料に加え、地方公会計制度に基づく固定資産台帳の減価償却費も加味し、施設別の収支情報を以下のとおり作成した。

図表IV-1-16 スポーツ課所管施設の令和4年度収支

(単位：千円)

施設名	市収入(A)	物件費	減価償却費	人件費	費用計 (B)	収支 (A-B)
和邇市民体育館	1,002	5,312	4,969	7,024	17,305	▲16,303
坂本市民体育館	985	1,010	1,197	1,410	3,617	▲2,632
石山市民体育館	1,062	1,090	3,001	2,705	6,796	▲5,734
田上市民体育館	196	713	1,335	493	2,541	▲2,345
和邇市民運動 広場	419(※1) 3,938 (※1)	4,169	122			

下龍華市民運動広場	0	1,570	0	7,156	20,095	▲15,657
坂本市民運動広場	0	1,399	380			
藤尾市民運動広場	67	4,195	0			
逢坂市民運動広場	6	0	197			
石山市民運動広場	0	313	0			
瀬田南市民運動広場	8	594	0			
堅田なぎさ市民運動広場	0	0	0	0	0	0
下阪本市民運動広場	0	391	191	0	582	▲582
比叡平市民運動広場	156	1,151	341	0	1,492	▲1,336
山中市民運動広場	0	0	0	0	0	0
田上市民運動広場(※2)	3	-	-	-	-	-
富士見市民温水プール	19,903	139,356	(37,318)	0	139,356	▲119,453
4市民プール(富士見以外)	1,928	11,738	3,111	0	14,849	▲12,921
坂本市民格技場	303	215	954	902	2,071	▲1,768
比良げんき村	5,151	17,716	3,827	0	21,543	▲16,392
大谷乗馬場	487	3,890	0	0	3,890	▲3,403
桐生若人の広場	0	189	16	0	205	▲205
トリムランニングコース	0	528	0	0	528	▲528
オリエンテーリングパーマネントコース	0	19	0	0	19	▲19

山中体育館 (※3)	-	-	-	-	-	-
---------------	---	---	---	---	---	---

(出所 スポーツ課、行政改革推進課作成資料より監査人作成)

(※1) 上段は市民運動広場、下段はテニスコートの収入

(※2) 令和5年3月31日をもって廃止している。

そのため、スポーツ課ではコスト情報は集計していない。

(※3) 老朽化のため現在は使用していない。

「物件費」は、保守点検業務委託、修繕費、水道光熱費などの維持管理費である。なお、PFI法に基づく管理運営施設や指定管理者の管理運営施設については、運営事業者への委託料も物件費に含めており、この中に事業者の人件費相当額も含まれている。「減価償却費」は、当該施設の当初の建設費用を法定耐用年数で割った金額であり、いわば使用可能期間1年に係る建設費用を表している。なお、PFI法に基づく管理運営施設である富士見市民温水プールは、委託料に建設費相当額も含まれており、減価償却費も計上すると二重計上になることから、減価償却費は参考掲載にとどめている。「人件費」は、施設の運営に当たる市職員の人件費である。

資料の時点が一部異なるため、あくまで概算額であるが、この収支は「施設ごとにどれだけ公費が投入されているか。」という情報を表している。

市民運動広場の収入がゼロ又は数千円にとどまっているのは、条例により、大津市内に住所を有している者がスポーツ、レクリエーションの目的に使用する場合は無料になっているためである。また、和邇～瀬田南市民運動広場の人件費は市職員の対応に係る費用相当額であるが、按分困難であるため一括で掲載している。

富士見市民温水プールの物件費が高額になっているのは、当該施設がPFI事業として事業者が建設し、施設の所有権を市に移管した後、施設の運営・維持管理を一括して契約するBTO(Build Transfer Operate)方式によるため、PFI事業者への支払額に建設費やそれに係る金利相当額も含まれているためである。

ア. ライフサイクルコストまでを含めた施設マネジメントについて(意見1-4)

行政が施設の老朽化対応やそれに伴う大規模改修、更新、新規建設等を議論する場合、建設費用(イニシャルコスト)、維持管理費用(ランニングコスト)を分けて議論することが多く、それら全てを含めたライフサイクルコスト(施設が作られてからその役割を終えるまでにかかる費用、すなわち、物件費+減価償却費+人件費)を基に議論することが必ずしも十分に行われていない。また、維持管理費用の検討の際にも物件費のみを対象とし、人件費や減価償却費を考慮外とする場合も多く、当該施設から得られる収入と費用の差引である収支を基に議論することも十分に行われていない。

「施設ごとにどれだけ公費が投入されているか。」という情報は、ライフサイクルコストや、それと収入の差引である収支を算定して初めて得られるものであり、行政が施設マネジメントを検討するためだけではなく、市民にとっても非常に重要な情報であると考えられる。普段、自分が利用している公共施設にどのくらいの公費が投入されているかを周知することで、利用者に当事者意識を生み出し、当該施設の今後のあり方を検討するような局面で、市民を巻き込んだ議論をしやすいようになる可能性がある。こうした情報の公表を地道に積み重ねていくことが行政内部にいい緊張感を生み出し、また、市民の市政への信頼を醸成することにも繋がると考えられる。

市においても公共施設のあり方は継続的に検討されてきている。具体的な公表物としては、「天津市公共施設マネジメント基本方針」（平成26年3月）、「天津市公共施設適正化計画」（平成27年3月）、「天津市公共施設白書」（直近版は平成30年12月）、「天津市公共施設総合管理計画（直近版は令和4年7月）」、施設類型ごとに策定することとされている「個別施設計画（長寿命化計画）」などがある。スポーツ施設に関する長寿命化計画は、市民体育館について令和5年1月に策定しており、今後、その他の施設も順次策定予定である。しかしながら、個別の施設単位で、先に述べたスポーツ施設におけるライフサイクルコストや収支を基にした検討は十分に行われていない。

この点、総務省は現行の予算・決算制度を補完するものとして「地方公会計」制度の整備を推進している。これは、現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようとする取組であるが、この制度に基づいて作成する財務書類の活用方法の一つとして、施設別の収支情報（地方公会計制度の用語で言えば「施設別の行政コスト計算書」）を用いて予算編成への活用、施設の統廃合、受益者負担の適正化などに活用することが示されている（「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（総務省））。他の自治体でも施設別・事業別等の行政コストを計算し、業務の参考としている自治体が増えてきている。

市は、新地方公会計制度における国が要請する「統一的な基準」に基づく財務諸表の活用は課題と捉えており、天津市行政改革プランの取組項目として取り組んでいる。新地方公会計制度に基づく財務書類を平成28年度決算から公表しており、既に施設別の収支情報を算定するためのデータは保有している。さらに、上記プランの取組を進めるため、令和4年度からは総務省及び地方公共団体金融機構による「経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、アドバイザーの派遣を受け、令和9年度に予定している天津市公共施設総合管理計画改訂時に公会計制度における情報を活用することを目指し、検討を進めている。このように市でも一定の取組を進めていることは評価される場所であるが、地方公会計制度は単に財務書類を作成し公表することが目的ではなく、その情報を活用することに真の意義がある。

行政内部の施設マネジメントの観点、市民の市政参画の観点、市民の市政への信頼醸成の観点からも、ライフサイクルコストまでを含めた施設別の収支情報を活用することを

検討されたい。具体的には、公共施設マネジメントの取組のための将来コスト推計に係る基礎資料や、公共施設使用料改定の際の基礎資料を集計している行政改革推進課がリーダーシップを発揮し、スポーツ施設に限らず全庁の公共施設のライフサイクルコスト及び収入全てを網羅的に把握した上で、庁内で情報共有するとともに活用を促すことが望ましいと考えられる。したがって、当該意見はスポーツ課所管施設にとどまらず、全市の施設に対する提言であることを付言する。

3) 施設使用料について

スポーツ課所管施設の使用料は市ホームページで施設ごとに掲載しており、たとえば市民プールの料金については以下のチラシを掲載している。

図表Ⅳ－１－１７ 使用料チラシ（市民プール）

令和元年10月1日より使用料を改定します！

市では、各施設における使用料の適正化をはかるために、施設の維持管理経費等を考慮した見直しを行っております。

市民プール（伊香立、坂本、晴嵐、曾束、富士見）については、本年10月に予定されている消費税率10%への改正に合わせて、使用料の改定を実施いたします。

新しい使用料については、「施設使用料算定基準」を基に、施設の維持管理経費に応じて算定しております。なお、利用者の急激な負担増を軽減するため、1回目を令和元年10月1日、2回目は令和4年4月1日の2段階で改定を行います。

ご利用の皆様にはご迷惑をおかけしますが、公共施設使用料の適正化に向けた取り組みに、ご理解とご協力をお願いいたします。

○夏期プール（伊香立、坂本、晴嵐、曾束）・新富士見プール平水期

施設	利用区分	現行	改定後	
			R1.10.1	R4.4.1
プール（1回券）	中学生等、高齢者及び障害者等	210	270	330
	一般	320	400	490
プール（回数券）	中学生等、高齢者及び障害者等	2,160	2,750	3,300
	一般	3,240	4,070	4,950

○富士見プール（温水期）

施設	利用区分	現行	改定後	
			R1.10.1	R4.4.1
プール（1回券）	中学生等、高齢者及び障害者等	320	400	490
	高校生	430	550	660
	一般	640	820	990
プール（回数券）	中学生等、高齢者及び障害者等	3,240	4,070	4,950
	高校生	4,320	5,500	6,600
	一般	6,480	8,250	9,900

【お問い合わせ先】
市民スポーツ・国スポ・障スポ推進課 電話 077-528-2637 fax 077-523-7855

（出所 市ホームページより監査人作成）

なお、市は「施設使用料設定基準」（平成 23 年 3 月策定、平成 27 年 8 月改訂）及び「施設使用料減免規定見直し方針」（平成 27 年 8 月策定、平成 27 年 12 月改訂）に基づいて定期的に使用料の改定を行っており、直近では令和元年 10 月 1 日、令和 4 年 4 月 1 日と段階的に改定を実施しているため、このような表示になっている。


また、ほとんどのスポーツ課所管施設で大津市民と大津市民以外の料金の差異や減免制度を設けており、市ホームページで施設ごとに公表している。たとえば、石山市民体育館については以下のように減免の案内を掲載している。


図表Ⅳ－１－18 市ホームページ抜粋（石山市民体育館）


減免


団体の構成員の半分以上が次のいずれかに該当する場合、使用料の減免を受けることができます。減免できるかは減免要件確認書で判断するので、減免を受けようとする団体は、少なくとも一年度の間に一回、減免要件確認書を提出してください。

- 障害者等
- 高齢者（65歳以上）
- 小中学、高校の生徒、就学前の子ども

 [石山市民体育館使用料減免申請書 \(Wordファイル: 44.5KB\)](#)

 [石山市民体育館使用料減免申請書 \(PDFファイル: 106.4KB\)](#)

 [減免要件確認書 \(Wordファイル: 54.0KB\)](#)

 [減免要件確認書 \(PDFファイル: 86.0KB\)](#)

（出所 市ホームページより監査人作成）

スポーツ課所管施設における大津市民と大津市民以外の料金の差異や減免制度をまとめると図表Ⅳ－１－19 になる。また、減免等制度の根拠規程、市ホームページでの減免の記載の有無を図表Ⅳ－１－20 に示す。なお、いずれも無料の施設は除外している。

図表Ⅳ－１－19 スポーツ課所管施設の減免等制度の概略

スポーツ施設	大津市民と大津市民以外の料金の差異	減免対象
市民体育館	市民は割安料金	下記①②のとおり。 ※石山市民体育館は①～③
市民運動広場	市民は無料、市民以外でもスポーツ・レクリエーションの目的に使用する場合は割安料金 ※和邇市民運動広場のテニスコートは、市民は無料ではないが割安料金	下記①②のとおり。
市民プール	差異なし。	中学生等、高齢者及び障害者等は割安に設定

坂本市民格技場	市民は割安料金	下記①②のとおり。
比良げんき村	差異なし。	下記④のとおり。
大谷乗馬場	差異なし。	なし。

①減免基準 1

利用者区分	減額率
障害者等が使用する場合	50%
高齢者（65歳以上）が使用する場合	50%
小中学、高校の生徒、就学前の子どもが使用する場合	50%

②減免基準 2

実施主体等による区分	減額率
本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業に使用する場合	30%
上記のうち、次の者を対象とする事業 市内の就学前の子ども、学校の生徒、市内の障害者、65歳以上の市民	50%
公共的な団体等が主催又は共催する施設の設置目的に応じた事業であつて、公益に資すると認められるものに使用する場合	30%
障害者団体が申請し、個人が使用する場合	50%
施設の設置目的等を勘案して特別の事由があると認められる場合	免除又は 50%

③減免基準 3

石山市民体育館の区分	減額率
石山市民体育館の会議室を寺辺町自治会が使用する場合	免除
石山市民体育館を石山学区自治会連合会を組織する団体が学区事業等に利用する場合	50%
石山市民体育館を南部ブロックの自治連合会（晴嵐・石山・南郷・田上・上田上・大石・瀬田・瀬田南・瀬田東・瀬田北の各学区）が利用する場合	30%

④減免基準 4

比良げんき村の区分	減額率
市内の小中学校就学前の幼児、小学校児童又は中学校生徒及びこれらの引率者が教育活動として大津市立野外活動施設を使用する場合	50%
本市又は本市の執行機関が共催する事業として使用する場合	30%
その他本市及び地域の振興に寄与すると認められる場合	30%

図表Ⅳ－１－２０ スポーツ課所管施設の減免制度

種類	施設名	減免等制度の根拠規程	HP の減免記載の有無
市民体育館	和邇市民体育館	市民体育館条例第 7 条 + 減免基準（内規）	○
	坂本市民体育館		○
	石山市民体育館		○
	田上市民体育館		○
市民運動広場	和邇市民運動広場	市民運動広場条例第 6 条 + 減免基準（内規）	○
	下龍華市民運動広場		○
	堅田なぎさ市民運動広場		×
	坂本市民運動広場		○
	下阪本市民運動広場		×
	比叡平市民運動広場		×
	山中市民運動広場		×
	藤尾市民運動広場		○
	逢坂市民運動広場		○
	石山市民運動広場		×
	瀬田南市民運動広場		○
	田上市民運動広場（※）		—
	市民プール		伊香立市民プール
坂本市民プール		○	
晴嵐市民プール		○	
曾東市民プール		○	
富士見市民温水プール		○	
その他	坂本市民格技場	市民格技場条例第 5 条 + 減免基準（内規）	○
	比良げんき村	野外活動施設条例第 5 条 + 減免基準（内規）	×
	大谷乗馬場	大谷乗馬場条例第 7 条で特別の理由がある場合は減免できる旨の規定はあるが、適用なし。	—

（出所 市ホームページより監査人作成）

（※）令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止し、田上公園となっている。

ア. 減免制度の根拠規程の公表について（結果 1-1）

市民体育館、市民運動広場、坂本市民格技場、比良げんき村については、条例において「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と規定しており、その「特別の理由」を定めたものとして「減免基準（内規）」があるが、この減免基準は市ホームページには掲載されていない。また、市ホームページで減免制度を掲載している場合も、掲載しているのは図表Ⅳ-1-19の①のみであり、②～④は掲載されていない。スポーツ課にその理由を確認すると、「特段の理由はなく、今後は掲載するようにしたい。」との回答であった。

減免基準（内規）は大津市行政手続条例に基づく審査基準に該当するものであるが、同条例上、行政上特別の支障があるときを除き審査基準は公にしておかなければならないこととされているように、減免がどのようなプロセスの下、どのような基準で行われているのかということは市民にとって重要な情報である。特に、最終的な減免根拠が条例ではなく下位の内規による場合、当該基準とプロセスを透明化することそれ自体が内部統制上、非常に重要である。今後はこのような公表の漏れがないように改善されたい。

イ. 減免制度の周知方法について（意見 1-5）

図表Ⅳ-1-20のとおり、堅田なぎさ、下阪本、比叡平、山中、石山の各市民運動広場と比良げんき村については、市ホームページに減免制度の案内がない。この理由をスポーツ課に確認すると、市民運動広場については「これらの市民運動広場は市外利用者がほばないため、掲載しておりません。」との回答であり、比良げんき村については、「特段の理由はなく、今後は掲載するようにしたい。」との回答であった。

これらの市民運動広場も市外在住者もちろん利用可能であり、「市外利用者がほばない。」という実態に合わせるのではなく減免制度の案内はすべきである。施設窓口での減免制度の実際の運用はできているようであるが、比良げんき村も含めて、今後は周知漏れがないように改善されたい。

ウ. 施設使用料の周知方法について（意見 1-6）

市民プールの料金については、1回券と回数券の2種類があるが、図表Ⅳ-1-17のとおり、市ホームページでは回数券が何回分なのかが不明である。

市民プール条例別表では「11枚綴」と記載があり、その金額から10回分の料金で11回分利用できることが推測できるが、大半の利用者はわざわざ条例まで確認しない。「利用者には既に広く知られている情報であるため、そこまで周知の必要性を認めない。」ということであったとしても、初めて利用しようとする利用者の目線で市ホームページを見ると、情報が不足しており不便である。

利用者の立場に立って、利用者が事前にホームページで情報を簡単かつ網羅的に把握できるように、わかりやすく丁寧な広報に努められたい。

4) 市民運動広場について

ア. 藤尾市民運動広場用地の借地について（意見1-7）

スポーツ課は、市内12か所の市民運動広場の管理運営を行っている。市民運動広場の施設状況は、図表IV-1-2市民運動広場の施設概要のとおりである。

藤尾市民運動広場については、個人から用地を賃借している。いずれも毎年、固定資産税・都市計画税の税額に一定額を加算した金額で合意し賃借料を決定している。現在まで、藤尾学区には他に代替性のある施設が存在しないため、引き続き借地を行っている。市は継続して賃借する予定であるが、賃貸借契約は1年ごとの契約である。

代替地はなく、仮に相続などの理由により借地契約が中断となった場合は、藤尾市民運動広場を設置できなくなる恐れがあることから、市は市民が不利益を受けることのないよう、長期契約が可能かどうかについて検討すべきである。

5) 市民プール（富士見市民温水プールを除く）について

ア. 市民プール（4施設）の今後のあり方の検討について（意見1-8）

スポーツ課所管の市民プールは、伊香立市民プール（昭和59年設置）・坂本市民プール（昭和62年設置）・晴嵐市民プール（平成7年設置）・曾東市民プール（平成9年設置）・富士見市民温水プール（平成30年設置）の5施設である。

富士見市民温水プールは、新富士見PFI(株)が管理・運営を行っており、比較的新しいプールである。その他の市民プール（4施設）は、(株) linkworks が指定管理者として管理・運営を行っている。

市民プールの設置目的は、市民プール条例によると、市民の健康の保持増進を図るため、市民にスポーツ、レクリエーションの場を提供することである。伊香立市民プール・坂本市民プール・晴嵐市民プール・曾東市民プールは、地区環境整備事業の一環としての整備など、地域固有の政策として小規模なプールが整備されたが、各プールで老朽化が進行し、年々改修費などがかさんできている。

現在の指定管理の契約は令和6年度までであり、令和7年度以降のあり方についての検討が必要な状況である。市民プール（4施設）の利用者数の状況及び収支の状況は、以下のとおりである。

図表IV-1-21 市民プール（4施設）の利用者数の状況

（単位：人）

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
伊香立市民プール	2,280	2,145	2,526
坂本市民プール	1,636	1,487	1,632
晴嵐市民プール	2,076	1,858	1,777
曾東市民プール	783	836	839

合計	6,775	6,326	6,774
----	-------	-------	-------

(出所 市提出資料より監査人作成)

図表Ⅳ－１－２２ 市民プール（４施設）の収支の状況
(単位：千円)

施設名	令和２年度	令和３年度	令和４年度
伊香立市民プール	635	591	857
坂本市民プール	502	460	592
晴嵐市民プール	644	551	587
曾東市民プール	196	231	249
自主事業	20	11	12
利用料金等収入計	1,998	1,844	2,297
指定管理料収入	9,130	9,130	9,666
収入合計	11,128	10,974	11,963
支出合計	12,626	12,925	13,610
収支	▲1,498	▲1,951	▲1,647

(出所 市提出資料より監査人作成)

利用者数は、平成 31 年度においては 9 千人弱であったが、令和 2 年度以降は新型コロナウイルスの感染拡大による影響が大きく、7 千人を下回っている。

伊香立市民プールの耐用年数の期限が令和 6 年に迫るなど、施設の長寿命化対策や増加が予想される修繕費を踏まえた収支の改善をどのように図っていくのかについて、市は引き続き適切なスケジュールでの検討を進められたい。

イ. 市民プール（４施設）の指定管理者からの期別の事業報告書について（意見 1－9）

市民プールのうち、伊香立市民プール・坂本市民プール・晴嵐市民プール・曾東市民プールの 4 施設については、指定管理者において管理が行われている。市と指定管理者とでは、「大津市伊香立市民プール、大津市坂本市民プール、大津市晴嵐市民プール、大津市曾東市民プールの管理に関する基本協定書（令和 3 年 11 月 22 日付け）」が締結されている。この基本協定書第 22 条において、指定管理者は市に対して月別、期別及び年次の事業報告書を提出することとされている。当該基本協定書第 22 条第 1 項から第 4 項までは、以下のとおりである。

第 22 条 乙は、毎月業務終了後 20 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。
--

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
 - (2) 管理業務に係る経費の収支状況
 - (3) 利用者からの意見、要望等の対応に関する事項
 - (4) その他管理の実態を把握するために甲が必要と認める事項
- 2 乙は、次に掲げる期間終了後20日以内に、期別事業報告書を甲に提出しなければならない。
- (1) 第1期 4月から7月まで
 - (2) 第2期 8月から11月まで
 - (3) 第3期 12月から翌年3月まで
- 3 前項に規定する期別報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
 - (2) 管理業務に係る経費の収支状況
 - (3) アンケート調査実施結果
 - (4) その他管理の実態を把握するために甲が必要と認める事項
- 4 乙は、法第244条の2第7項の規定に基づき毎年度終了後、次に掲げる事項を記載した年次報告書を翌年度の5月末までに甲に提出しなければならない。
- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
 - (2) 管理業務に係る経費の収支状況
 - (3) その他管理の実態を把握するために甲が必要と認める事項

(注1) 甲は市、乙は指定管理者である。

(注2) 法は、地方自治法のことである。

令和4年度において、期別の事業報告書の記載内容を確認したところ、第3期については、第3期（令和4年12月から令和5年3月まで）分の管理業務に係る経費の収支状況の記載はあったが、第1期及び第2期については、第1期（令和4年4月から7月まで）分及び第2期（令和4年8月から11月まで）分の記載はなかった。なお、年次報告書においては、第1期、第2期及び第3期の期別の管理業務に係る経費の収支状況の記載がされていた。市は指定管理者に対しては、協定に従った期別事業報告書の記載を求めるとともに、適切なタイミングで管理業務に係る経費の収支状況の把握を行うべきである。

ウ. 市民プール（4施設）の指定管理者からの再委託について（意見1-10）

市民プールのうち、伊香立市民プール・坂本市民プール・晴嵐市民プール・曾東市民プールの4施設については、指定管理者において管理が行われている。市と指定管理者とでは、「大津市伊香立市民プール、大津市坂本市民プール、大津市晴嵐市民プール、大津市曾東市民プールの管理に関する基本協定書（令和3年11月22日付け）」が締結されている。この基本協定書第29条において、指定管理者は管理業務の全部又は一部を第三者に

委託し、又は請け負わず場合には、市による承認が必要とされている。当該基本協定書第29条第1項は以下のとおりである。

第29条 乙は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(注) 甲は市、乙は指定管理者である。

令和4年度においては、指定管理者から市に対して、「指定管理業務における第三者への委託に関する(変更)承認申請書」が事前に提出され、市から指定管理者に対しては「指定管理業務における第三者への委託に関する承認通知書」により承認がされている。承認された委託業務の概要は、以下のとおりである。

図表Ⅳ－1－23 承認された委託業務の概要

(単位：千円)

業務概要	契約先	支払予定額
設備管理	オカダ	400
水質検査	(株)アヤハ環境開発	160
曾束プール浄化槽清掃	琵琶研工衛(株)	52
伊香立プールし尿収集	(株)大津衛生社	46

(出所 市提出資料より監査人作成)

令和4年度において実施された委託業務の概要は、以下のとおりである。

図表Ⅳ－1－24 実施された委託業務の概要

(単位：千円)

業務概要	契約先	支払額
設備管理	オカダ	1,290
水質検査	(株)アヤハ環境開発	158
曾束プール浄化槽清掃	琵琶研工衛(株)	51
伊香立プールし尿収集	(株)大津衛生社	21

(出所 市提出資料より監査人作成)

設備管理業務以外については、実際の支払額は予定支払額の範囲内であったが、設備管理業務については、実際の支払額が支払予定額を上回っている。その理由は、当初は営業中における設備管理業務のみを委託する予定であったが、設備の経年劣化に鑑み、施設の立上げ準備を含む施設管理業務についても委託したためである。委託料が承認を受けた金額を超えた場合でも、当初に承認があった業務及び契約先の場合は、指定管理者から市に特段の承認を得ることなく、委託業務を実施していた。

しかし、当初の承認があった業務及び契約先であっても、業務内容が変わったことにより、委託料が承認を受けた金額を超える場合は、市は改めて指定管理者に対し、業務内容の仕様変更に伴う承認を求めるように要請すべきである。

6) 富士見市民温水プールについて

富士見市民温水プールは、平成2年に環境美化センター（一般廃棄物中間処理施設）の余熱利用施設という位置付けで開設された。その後、老朽化した同センターの再整備が決定したことに伴い、当該プールは移転・再整備することとなり、事業手法を検討した結果、市初となるPFI手法を導入して現在地に移転し、平成30年10月に利用開始している。

PFIとは、Private Finance Initiativeの頭文字の略称で、民間資金により社会資本を整備し、民間事業者のノウハウを活用して公共サービスを提供する手法である。民間の資金及び経営ノウハウを活用することにより、行政が自ら実施するよりも効率的・効果的に公共サービスを提供できると判断された事業について、PFI手法が導入される。

公共施設等の整備等に関する事業をPFI事業として実施するかどうかについては、PFI事業として実施することにより、当該事業が効率的かつ効果的に実施できることを基準とするが、この点については「VFM (Value For Money)」の有無を評価することとされている。

VFMとは、一般に「支払に対して最も価値の高いサービスを供給する」という考え方である。同一の目的を有する二つの事業を比較する場合、支払に対して価値の高いサービスを供給する方を他に対し「VFMがある」といい、残りの一方を他に対し「VFMがない」という（「VFMに関するガイドライン」（内閣府））。PFI事業として実施することが公共部門が自ら実施する場合に比べてVFMがある場合、効率的かつ効果的に実施できるという基準を満たす。したがって、PFI事業としての実施を検討するに当たっては、VFMの有無を評価することが基本となる。

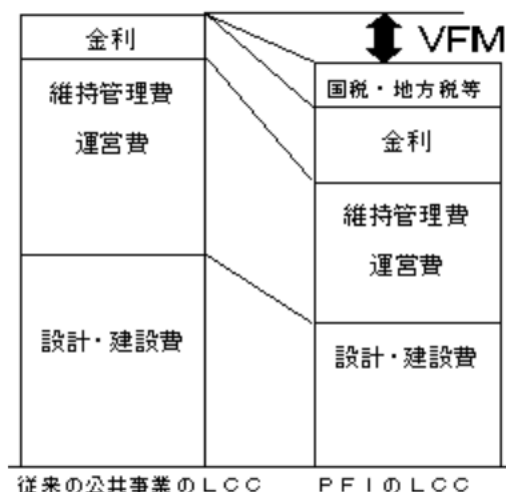
VFMの評価は、具体的には、公共部門が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値である「従来の公共事業のLCC (Life Cycle Cost)」(PSC (Public Sector Comparator)ともいう。)と、PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値である「PFI事業のLCC」を比較して行う。

VFMの評価を行うに当たり、公共部門自ら実施する場合とPFI事業として実施する場合の公共サービス水準をどのように設定するかによって評価の際の比較方法が異なるが、同一の公共サービス水準の下で評価する場合、VFMの評価は「従来の公共事業のLCC」と「PFI事業のLCC」との比較により行う。この場合、PFI事業のLCCが従来の公共事業のLCCを下回ればPFI事業の側にVFMがあり、上回ればVFMがないということになる。

なお、VFMの評価は、民間事業者の募集を行う前段階（PFIの対象とする事業（特定事業）の選定の段階）においては必ず行われなければならないが、また、民間事業者選定時点に

においても、選定する民間事業者の事業計画について VFM があることを確認することが適当であるとされている（「VFMに関するガイドライン」（内閣府））。

図表IV－1－25 VFMの概要



$$VFM (\%) = \frac{\text{従来の公共事業のLCC} - \text{PFIのLCC}}{\text{従来の公共事業のLCC}} \times 100$$

（出所 内閣府ホームページより監査人作成）

このようにVFMの評価は、PFI手法を選択するか否かの判断過程において極めて重要である。富士見市民温水プールにおいても、民間事業者の募集を行う前段階（特定事業の選定時）である平成27年11月にVFMの評価結果を公表しており、4.52%（金額：81,550千円）と評価し、「VFMがある」という結論になっている。

なお、事業期間は、設計・建設期間1年9ヶ月（平成28年12月～平成30年9月）、運営・維持管理期間15年6ヶ月（平成30年10月～平成46年（令和16年）3月）、合計17年3ヶ月である。

その後、民間事業者の入札を行い、平成28年10月に落札事業者が決定した後、同月に落札事業者の事業計画についてもVFMの評価結果を公表している。結果は24.9%（金額：448,731千円）であり、平成27年11月の特定事業の選定時の4.52%から大幅にVFMが増加している。これは、事業者による自主事業の利益分からの還元分が、落札後計上され、市が負担する運営及び維持管理委託費等の大幅な減額が図れたことによるものである。

ア. PFI 事業の事後評価に向けた準備について（意見 1-11）

前述の二つの VFM は市が直接算出したわけではなく、実際にはコンサルティング事業者に算出業務を委託して得られたものである。

富士見市民温水プールの PFI の事業期間の終期は、今から約 10 年後の令和 16 年 3 月である。その後については、市は引き続き当該プールを運営するのか否か、また、引き続き運営する場合は PFI を含めた様々な手法を用いて、民間の創意工夫を活用するのか否かを再度検討することになると考えられる。

事業期間満了後の当該プールの運営・活用方法の検討に当たっては、適切に事後評価を実施し、PFI 事業における課題や反省点を明らかにし、今後の事業方式の選定や事業内容の改善に活かすことが必要不可欠である。また、当該プールは市として初の PFI 事業であるため、事後評価も市として初となる。この事後評価の過程及び結果は、その後、市の他の PFI 事業にとっても非常に有益な情報となり得るものと考えられる。

事後評価の結果を取りまとめる時期は一義的に決定されるものではないが、事業期間満了後の施設等の運営・活用方法の検討を始める前の段階（事業期間完了のおおむね 3 年程度前）に取りまとめることが望ましいとされている（「PFI 事業の事後評価等に関する基本的な考え方」「PFI 事業における事後評価等マニュアル」（ともに内閣府））。

事後評価の準備状況をスポーツ課に確認すると、「事後評価については、毎年度の決算書を提出させることに加えて、令和 5 年度に外部有識者を入れて財務モニタリングの手法等に関する検証を実施中であり、その中で必要な資料を蓄積してまいります。」との回答であった。

事後評価を実施するためには、事業期間中、必要な情報の蓄積が重要である。中でも VFM の評価は、前述のとおり、PFI 手法を選択するか否かの判断過程において極めて重要であり、事後評価においても民間事業者選定時の VFM が期待どおりに実現したかどうか等について確認することが重要である。内閣府は、事業開始当初に VFM を算定した際の条件（利用者の増減による公共側の収入、契約額等に関する変更など）を確認し、大幅な変更がない場合、改めて算定する必要はないとの考え方を示しているが、担当者の異動があっても重要な情報は引き継がれるように記録しておく必要がある。

そのためには、落札事業者決定時である平成 28 年 10 月の VFM はもちろん、特定事業の選定時である平成 27 年 11 月の VFM についても、当時の資料の確認や当時算出業務を委託したコンサルティング事業者の確認するなど、具体的な算出方法を把握し、後年度の担当者に引き継いでおく必要がある。この点にも留意の上、事後評価に向けた準備を着実に進められたい。

7) 比良げんき村について

ア. 比良げんき村のあり方について（意見 1-12）

比良げんき村は、昭和 61 年に開設され、平成 18 年の旧志賀町との合併により市の所有となった。当初は教育委員会の所管であったが、その後の組織改編により、現在は市民部スポーツ課の所管となっている。令和 3 年度から令和 7 年度まで、(株) linkworks が指定管理者となった。比良げんき村の施設概要は図表Ⅳ-1-4 のとおりである。

スポーツ課管理系の担当事務には、『1. スポーツに係る施設の整備及び管理に関すること。』及び『6. 比良げんき村、大谷乗馬場及び市民プールの指定管理者による管理に関すること。』が定められており、比良げんき村は、スポーツ課の担当事務に含まれる。比良げんき村の令和 4 年度の利用者数の状況は、以下のとおりである。

図表Ⅳ-1-26 比良げんき村の令和 4 年度の利用者数

(単位：人)

区分	市内	市外	合計
キャンプ場	2,511	3,919	6,430
宿泊棟	140	466	606
会議室	505	0	505
プラネタリウム	755	1,049	1,804
木工クラフト	606	871	1,477
登はん壁	498	627	1,125
自主事業	701	125	826
合計	5,716	7,057	12,773

(出所 市提出資料より監査人作成)

比良げんき村は、スポーツ（キャンプ場及び登はん壁）に係る施設とプラネタリウムなど教育その他に係る施設の複合施設である。令和 4 年度の利用者数 12,773 人の内訳をみると、スポーツに係る施設の利用者数は、7,555 人で約 6 割である。(株) linkworks が指定管理者となって以来、利用者数は増加しているが、これは同社が近隣で運営している「びわ湖青少年の家」などとの連携効果による市外の利用者の増加が主な要因である。比良げんき村の収支の状況は、以下のとおりである。

図表Ⅳ－１－２７ 比良げんき村の収支の状況

(単位：千円)

施設名	令和２年度	令和３年度	令和４年度
キャンプ場	1,472	1,316	1,653
宿泊棟	(注) 1,116	747	1,145
会議室	(注)	19	21
プラネタリウム	182	226	372
木工クラフト	347	106	241
登はん壁	(注)	591	608
自炊場	(注)	7	-
レンタル	(注)	47	84
物品販売	261	529	775
その他	189	-	253
利用料金等収入	3,567	3,588	5,151
指定管理料収入	15,869	15,587	16,000
収入合計	19,436	19,174	21,151
支出合計	18,260	25,500	28,298
収支	1,176	▲6,326	▲7,147

(注) 令和２年度の宿泊棟の収入には、会議室・登はん壁・自炊場・レンタルの収入を含む。

(出所 市提出資料より監査人作成)

比良げんき村の収支は、令和２年度はプラスであったが、令和３年度と令和４年度においてはマイナスであった。これは新型コロナウイルス感染症の影響のほか、利用者数の増加を図るため目標人数を１万人とする一方、支出の増加を容認したことも原因である。

令和４年度の利用者数 12,773 人のうち、市外の利用者数は 7,057 人であり半数以上となっている。また、キャンプ場と登はん壁といったスポーツ施設の利用者数 7,555 人は、全利用者数の６割に満たないことから、今後、指定管理者と密に連携し、更なる市民利用増に繋がる施策を講じられることを検討されたい。

イ. 比良げんき村の多目的広場の利用料について (意見 1-13)

比良げんき村は、スポーツ（キャンプ場及び登はん壁）に係る施設とプラネタリウムなど教育その他に係る施設の複合施設である。比良げんき村の施設概要は、図表Ⅳ－１－４のとおりである。比良げんき村は、大津市立野外活動施設条例に基づき設置されており、利用料金の額は、条例の別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めることとされている。

したがって、各施設を有料とする場合は、条例の別表にその施設が記載されていることが前提となる。別表に記載されている施設は、以下のとおりである。

図表Ⅳ－１－２８ 大津市立野外活動施設条例別表記載の施設

1. キャンプ場、木工等実習室及び天体観測施設
2. 宿泊棟の宿泊室
3. 宿泊棟の会議室
4. 人口登はん壁

(出所 市提出資料より監査人作成)

市と指定管理者は、大津市比良げんき村の管理に関する基本協定書を締結しているが、この基本協定書第9条で指定管理者が定める利用料金の額が、大津市立野外活動施設条例別表記載の上限額を基に定められている。

大津市立野外活動施設条例の別表に記載されていない施設のうち、利用者が使用する施設は、多目的広場、遊具、便所及び駐車場であり、いずれも無料で使用することとなっている。これらのうち、遊具は、トランポリン、ターザンライダー、流星スライダー、冒険砦、ロープ登り、フィールドアスレチックなどの野外の遊具であり、使用料は一般的に無料とされている。

便所及び駐車場は、利用者の交通の便を考慮するため使用料は無料とされている。多目的広場は全敷地面積 32,277 m²のうちの3分の1ほどの10,630 m²の面積があり、グラウンド・ゴルフなど野外活動のほかスポーツ活動としても使用できるものである。多目的広場は隣地が駐車場であり、車での利用者にも便利な広場となっており、現状は無料で使用できる。これは、本施設は旧志賀町との合併（平成18年3月20日）前に開所された施設であり、開所当初から借地している土地所有者から「地元配慮した利用」をとる意向もあり、市民運動広場などと同様に市民の利用については無料としたものである。

しかしながら、こうした経緯は一定の理解ができるものの、大石緑地スポーツ村の多目的グラウンドや市民運動広場のグラウンドが有料であることとのバランスを考慮すると、今後も無料であることについては議論の余地がある。よって、市は施設の収支改善の観点からも少なくとも、市民以外の利用については有料化とすることを検討されたい。

8) 大谷乗馬場について

ア. 大谷乗馬場について（意見1-14）

大谷乗馬場は、米軍の乗馬場が市に払い下げられ、その後現在地に移転したものである。大谷乗馬場の施設概要は図表Ⅳ－１－５のとおりである。

大谷乗馬場は指定管理者により管理されており、現在の指定期間は、令和3年度から令和5年度までである。指定管理者は、大津市乗馬連盟であり、令和4年度事業計画書によ

ると、管理の基本方針は、『乗馬を気軽に安全に楽しみ、安全なスポーツ、レクリエーションとして広く市民に普及振興し、乗馬愛好家との交流を深め乗馬人口の増加を目指す。利用者第一の安価な料金設定の下、親切丁寧な乗馬指導をモットーに技術の向上とスポーツマンスピリットの育成に努め、市民の健康と心身の発育に寄与し、動物愛護の精神を携えながらなお一層の市民の付託にこたえる。』と記載されている。市が大谷乗馬場を運営する目的は、幅広い市民のためのスポーツ施設であることが前提である。

指定管理業務の令和4年度の決算書の概要は、以下のとおりである。

図表Ⅳ－１－２９ 指定管理業務の令和4年度の決算書の概要

(単位：千円)

項 目		金 額
指定管理料収入		1,278
施設利用料金		106
指定自主事業	月会費	2,464
	会員騎乗料	4,325
	体験乗馬料	111
	イベント参加料	281
	高校生馬術班部費	246
自主事業	自販機売上	209
収入合計		9,020
給料・手当		2,648
飼育料		1,907
その他		3,792
支出合計		8,347
収 支		673

(出所 市提出資料より監査人作成)

収入9,020千円のうち、指定管理料収入は1,278千円、施設利用料金は106千円、自主事業の収入は7,636千円である。施設利用料金については、料金表が定められており、馬場利用料と厩舎利用料からなる。実際は大津市乗馬連盟の会員による馬場の利用については、利用料は無料とされており、令和4年度においては馬場利用料の収入はない。支出8,347千円のうち、主なものは給料・手当2,648千円及び飼育料1,907千円であった。

なお、指定管理業務の報告書に添付されている指定管理者の損益計算書をみると、売上高の内訳としての指定管理の委託料1,278千円は「補助金収入」と記載されている。損益計算書の記載を指定管理料収入と改めることが望ましい。

大谷乗馬場の利用者数は、毎年度おおむね 1,500 人前後である。大谷乗馬場の利用者は、主として大津市乗馬連盟の会員と市内にある膳所高校の馬術部であり、このほか乗馬体験やイベントの参加者がいると思われる。大谷乗馬場の利用者について、市民と市民以外についての調査は行われていない。

しかしながら、スポーツ市民意識調査の調査結果報告書（令和 5 年 3 月）において、大谷乗馬場を利用したことがある市民は、0.6%でいずれも年齢は 50 歳から 79 歳までであった。大谷乗馬場は、現状では市民が活発に利用している施設とはいえないことから、改めて市民のスポーツ振興の観点から、市が今後も大谷乗馬場を運営することの可否について検討を行う必要がある。

② スポーツ施設整備費

1) 大石淀グラウンド・ゴルフ場整備について

ア. 大石淀グラウンド・ゴルフ場開設後の運営の検討について（意見 1-15）

大石淀グラウンド・ゴルフ場整備は、平成 22 年にグラウンド・ゴルフ協会から市議会への請願に基づき決定され、大津クリーンセンター最終処分場閉鎖後の敷地を利用するものである。事業の目的は、幅広い世代が楽しむことができるスポーツを行う機会作りである。大石地区に新名神高速道路の大津サービスエリア（仮称）及び新名神大津スマートインターチェンジ（仮称）が今後開設されるのに伴い、近隣他都市からのグラウンド・ゴルフ大会の誘致を図ることを目指している。グラウンド・ゴルフ場の供用開始は、令和 6 年度を予定している（全体で 32 ホール）。大石淀グラウンド・ゴルフ場の施設概要は図表 IV-1-6 のとおりである。

大石淀グラウンド・ゴルフ場に係る整備費の支出の概要は、以下のとおりである。

図表 IV-1-30 大石淀グラウンド・ゴルフ場整備の支出額の概要

（単位：千円）

科目	名称	平成 30 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	合計
設計委 託料	実施設計業務委託	8,919	-	-	-	8,919
	修正実施設計	-	14,139	-	-	14,139
	トイレ・東屋等設置工 事設計業務	-	-	1,548	-	1,548
	計	8,919	14,139	1,548	-	24,605
工事費	歩道整備工事	-	20,708	-	-	20,708
	造成工事	-	58,564	92,225	-	150,789
	舗装工事	-	-	12,172	-	12,172

	建築工事（東屋・トイレ・受水槽）	-	-	25,740	43,646	69,386
	機械設備工事（東屋・トイレ・受水槽）	-	-	6,000	9,169	15,169
	電気設備工事（東屋・トイレ・受水槽）	-	-	1,848	2,772	4,620
	芝・植栽工事	-	-	-	59,829	59,829
	フェンス設置工事	-	-	-	(注)	-
	計	-	79,272	137,985	115,416	332,672
合計		8,919	93,411	139,532	115,416	357,278

(注) 令和 5 年 11 月末時点で未契約である。予算額は 20,207 千円である。

(出所 市提出資料より監査人作成)

平成 29 年度に実施設計業務が開始し、令和 3 年度から工事が開始された。令和 4 年度においては、造成工事が完了し、トイレ・東屋の建設工事が行われた。令和 5 年度中に整備事業が完了する予定である。

大石淀グラウンド・ゴルフ場の供用開始後は、同規模施設を参考にし、年間利用者は 7,200 人を想定している。収支については検討中である。当面の間、直営で市が運営し、利用状況を踏まえ、適切な運営方法について、検討していく予定である。

グラウンド・ゴルフ場の近接に新名神高速道路の大津サービスエリア（仮称）及び新名神大津スマートインターチェンジ（仮称）の開設による利用者数の増加が見込まれる一方で、グラウンド・ゴルフ大会誘致が不確実といった利用者数が見込みを下回る不安定要素もある。

現時点において、年間利用者数や維持管理経費を含む収支等、実際に運営しないと正確な利用状況の把握が困難であることから、一定期間、市直営での運営はやむを得ないと考える。収支予測は慎重に行われているが、適宜見直しを行うべきである。その上で、周辺の大石緑地スポーツ村や他の類似施設においては指定管理等の導入が一般的であり、同施設の運営についても、指定管理や PFI 等民間事業者に移管するよう、検討を進められたい。

③ スポーツ推進費

1) スポーツ推進計画全般について

ア. スポーツ推進計画の進捗管理におけるスポーツ課の役割について（意見 1-16）

スポーツ推進計画は、平成 28 年 3 月におおむね 10 年間の計画期間として策定され、その後、令和 3 年 3 月に中間見直しとして改定されており、現行のスポーツ推進計画改定版の計画期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間となっている。

また、スポーツ推進計画改定版の実施計画として、スポーツ推進計画改定版と同一の計画期間を対象とするアクションプランが策定されている。

今般の包括外部監査において、スポーツ課によるスポーツ推進計画改定版及びアクションプランの進捗管理の状況を確認したところ、次のような課題が見受けられた。

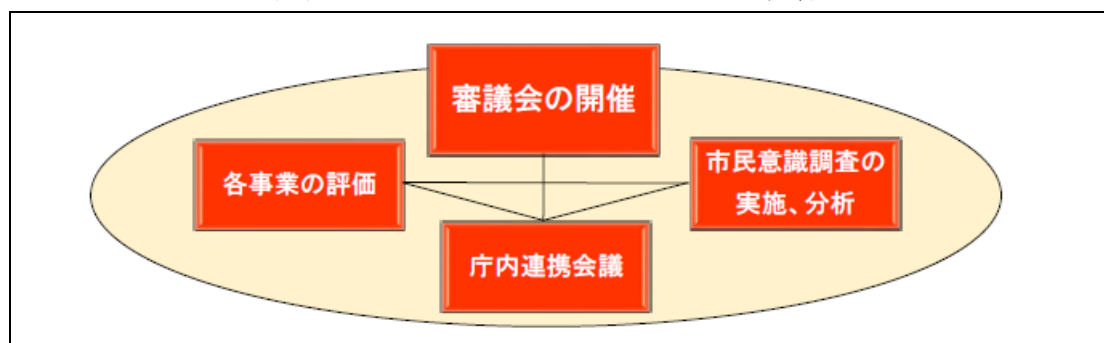
a) 大津市スポーツ推進庁内連携会議の開催状況及び構成員について

大津市スポーツ推進庁内連携会議（以下、「庁内連携会議」という。）設置要綱によると、庁内連携会議の所掌事務は次のとおりである。

- | |
|--|
| (1) スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画（以下「推進計画」という。）の策定及び変更に関すること。
(2) 推進計画に基づく施策の推進及びその進行管理に関すること。 |
|--|

また、アクションプランにおいては、以下のとおり、計画の進捗管理に庁内連携会議が参画することを前提とした図が掲載されている。

図表Ⅳ－ 1 －31 アクションプランの進捗管理



（出所 大津市スポーツ推進計画改定版（アクションプラン）より監査人作成）

一方、実際の庁内連携会議の開催状況を確認したところ、令和 2 年 8 月 5 日に次の議題について審議を行った後、現在に至るまで開催されていない状況となっていた。

- | |
|---|
| ・ 大津市スポーツ推進計画（アクションプラン）令和元年度事業評価について
・ 各課の今後の取組みについて |
|---|

令和 2 年 8 月 5 日以降、庁内連携会議を開催していない理由について、スポーツ課に確認したところ、全庁的に働き方改革を進めている中、庁内連携会議を開催する必要性について吟味した結果、アクションプランに包含される事業の所管課に対する個別の確認や協議を行うことによって代替することが可能と判断したためとのことであった。

確かに、個別の事業の進捗状況を確認するのみにとどまるのであれば、庁内連携会議を開催するまでもないとも考えられるが、今後、スポーツ推進計画をどのように展開するのか、関係する所管課が一堂に会して市全体としての方向性について議論する場を確保することは、スポーツ推進計画を総括するスポーツ課の重要な役割であると考ええる。

また、庁内連携会議設置要綱第3条第2項において、委員9名について次の職にある者をもって組織するものとされており、今般の監査の対象としたスポーツ推進を進める上で、市の代表的なスポーツ施設を所管する都市計画部公園緑地課長が含まれていなかった。

- | |
|--------------------------|
| (1) 市民部市民スポーツ・国スポ・障スポ推進監 |
| (2) 市民部文化・青少年課長 |
| (3) 市民部市民スポーツ課長 |
| (4) 市民部国スポ・障スポ大会推進室長 |
| (5) 福祉子ども部障害福祉課長 |
| (6) 福祉子ども部幼児政策課長 |
| (7) 健康保険部長寿政策課長 |
| (8) 産業観光部観光振興課長 |
| (9) 教育委員会事務局学校教育課長 |

市は、少なくとも、年1回は前年度のアクションプランの進捗状況の評価や翌年度以降の方向性について、庁内連携会議を開催して議論することとするとともに、アクションプランに位置付けられている各事業の所管課を勘案し、設置要綱における委員の構成を見直されたい。

b) 令和2年度の事業評価について

スポーツ推進計画改定版の策定や進捗管理においては、スポーツ推進関連団体、学識経験者等から構成される大津市スポーツ推進審議会の提言を受けることとしている。

令和2年度から令和4年度までに開催された大津市スポーツ推進審議会の開催状況は以下のとおりである。

図表Ⅳ－1－32 大津市スポーツ推進審議会の開催状況（令和2年度から令和4年度まで）

年度/回	開催日	議 題
令和2年度 第1回	R2. 6. 9	(報告) 大津市スポーツ推進計画の概要について (審議) 大津市スポーツ推進計画実施計画令和元年度事業評価について 大津市スポーツ推進計画見直しについて
令和2年度 第2回	R2. 9. 29	(報告) 関係団体アンケート調査結果について (協議) 市民意識調査の実施について 大津市スポーツ推進計画改定(案)について

令和2年度 第3回	R3. 2. 16	(協議) 大津市スポーツ推進計画改定版(案)について 大津市スポーツ推進計画改定版実施計画(案)について
令和3年度	R3. 12. 23	(報告) 大津市スポーツ推進計画の概要について (審議) 大津市スポーツ推進計画実施計画(アクションプラン)(案)について (その他) 意見交換 来年度に向けた審議会のあり方について
令和4年度 第1回	R4. 11. 7	(報告) 大津市スポーツ推進計画(改定版)の概要について (審議) 大津市スポーツ推進計画(改定版)実施計画(アクションプラン)の進捗について (その他) 大津市のスポーツ全般に関する意見交換
令和4年度 第2回	R5. 2. 15	(議事) 情報発信における課題について 「国スポ・障スポ」開催後を見据えたスポーツの推進について

(出所 市資料より監査人作成)

図表IV-1-32 をみると、改定前のアクションプランにより実施された令和元年度の事業については令和2年度第1回において、改定後のアクションプランにより実施された令和3年度の事業については、令和4年度第1回においてそれぞれ評価されているが、改定前のアクションプランにより実施された令和2年度の事業の評価が実施されていないことが分かる。

スポーツ課によると、令和3年度以降、改定後のアクションプランが進行しているため、大津市スポーツ推進審議会において令和2年度の事業評価を行わなかったとのことであった。また、これに関して同推進審議会の承認を取っていないとのことである。

しかし、スポーツ推進計画やアクションプランが改定されたとはいえ、改定前後のアクションプランにおいて踏襲されている事業も存在することから、令和2年度の事業の実施状況についても大津市スポーツ推進審議会に情報提供し、有識者の立場からの提案を募ることは有意義であったと考えられる。

市は今後においては、計画期間の最終年度の事業の実施状況についても、大津市スポーツ推進審議会における審議の対象とされたい。

c) アクションプランの進捗状況の公表について

アクションプランにおいては、各事業の概要や事業目標について、以下のような様式で列挙されている。

図表IV-1-33 アクションプランの様式(「おごと温泉びわ湖パノラマウォーク」の例)

事業名		年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
①	おごと温泉びわ湖パノラマウォーク	事業目標	参加者数1,000名【参考(R元年度):989名】				
	事業概要	実績	400	600	700	850	1,000
	おごと温泉をゴール地点とし、大津市内の文化遺産を巡るコース等、観光文化財等を楽しむコースで開催されるウォーキングイベント。 全国より参加しており、市民の生涯スポーツで人気のあるウォーキングの推進及び大津市の魅力発信を目的に開催支援を行っている。	評価					
	担当課	方向性					
	スポーツ課						

(出所 大津市スポーツ推進計画改定版(アクションプラン)より監査人作成)

図表Ⅳ－１－33 のように、アクションプランの様式には、事業目標のほか、実績、評価及び方向性を記載する欄が設けられている。

この様式については、平成 28 年に策定された改定前のアクションプランも同様であるが、市のホームページにおいて公表されているアクションプランは、現在に至るまで、終了した年度の各事業の実績、評価及び方向性の欄が空欄のままとなっている。

この点、スポーツ課によると、これまで、実績等を公表してこなかった理由は特になく、実績等が記載された資料を作成していることから、今後は、公表する方向で検討することであった。

以上のような課題は、スポーツ課がアクションプランの実績を把握するため、単に各所管課に行った照会に対する回答を取り纏めることに終始していることに起因しているのではないかと考える。スポーツ推進計画改定版やアクションプランの進捗管理のみならず、目標に対する達成状況を適宜公表することは、市のスポーツ推進を行う施策の説明責任を果たす上で、極めて重要である。また、市のスポーツ推進を行う施策を担当する所管課は多岐にわたることから、庁内が連携かつ一体となって成果を上げるためには、統括管理するスポーツ課の役割がより一層求められるものと思料する。

今後、スポーツ課がスポーツ推進計画を総括する立場から、市におけるスポーツ振興の方向性についての全庁的な検討を主導する役割を果たすことを期待する。

2) スポーツ推進計画における個別事業について

ア. アクションプランにおける事業目標の設定について（意見 1－17）

アクションプランでは、事業ごとに事業目標を設定し、進捗管理を行っているが、スポーツ推進費に含まれる各事業に関連して、アクションプランにおいて設定されている事業目標について確認したところ、以下の事業について、見直しが必要と考えられた。

図表Ⅳ－１－34 アクションプランにおける事業目標の見直しが必要と思われる事業

事業名	事業目標
大津市スポーツ協会加盟競技団体活動支援事業費補助金	交付競技団体数 10 団体 【参考（R 元年度：10 団体）】

（出所 大津市スポーツ推進計画改定版（アクションプラン）より監査人作成）

大津市スポーツ協会加盟競技団体活動支援事業費補助金はスポーツ協会に加盟する競技団体が開催する各種教室等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって市民の健康体力づくりと生涯スポーツ・競技スポーツの普及・推進を図ることを目的とするものである。

過去 5 年間の大津市スポーツ協会加盟競技団体活動支援事業費補助金の競技団体への配分状況を見ると、以下のとおりである。

図表Ⅳ－１－３５ 大津市スポーツ協会加盟競技団体活動支援事業費補助金配分額

(単位：円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
陸上			52,840	68,151	97,500
水泳	50,000	50,000		89,633	100,000
弓道		50,000		32,768	100,000
サッカー	50,000	33,602			50,000
バレーボール	50,000	50,000	100,000	59,325	50,000
卓球	50,000	50,000	50,056		100,000
クレー射撃	50,000	50,000	100,000	63,493	76,520
ソフトテニス	50,000	50,000	26,045		
インディアカ	50,000				
グラウンドゴルフ	40,916	23,732			
エアロビック	42,000	50,000	100,000	51,140	
ウォーキング		50,000			
合計	432,916	457,334	428,941	364,510	574,020

(出所 スポーツ課提出資料より監査人作成)

アクションプランにおける事業目標の「交付競技団体数：10 団体」は令和元年度の実績であるが、その後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、各種教室等が中止されたこともあり、令和2年度、3年度は6 団体、令和4年度は7 団体と減少している。

一方、スポーツ協会に加盟している競技団体は合計 44 団体（令和5年6月1日現在）であり、令和元年度の交付実績である10 団体は目標として低すぎるのではないかと思われる。また、スポーツ協会が策定した「組織強化4か年計画」においても、次のように記載されている。

加盟団体の競技のうち、バレーボールをはじめ、クレー射撃、水泳、卓球、スローエアロビック等を中心に、体験教室に補助をおこなっています。団体からの申請による方式ですが、全ての加盟競技団体が体験教室を実施されているわけではありません。当協会に加盟するメリットを公平に実感いただくためにも、改めて協会に加盟するそれぞれの競技団体（競技）にスポットを当てる取り組みが必要です。

この点、スポーツ協会によると、補助金の交付実績のある加盟団体以外における各種教室等の実施状況は把握していないとのことであった。今後は、スポーツ課及びスポーツ協会において、全ての加盟団体における活動状況を把握し、補助金の交付先となり得る競技

団体への働きかけを行うなどした上で、必要に応じて、交付競技団体数の目標値を見直すことを検討されたい。

イ. スポーツデータ活用プロジェクトの今後の展開について（意見1-18）

アクションプランに掲げられた「スポーツデータ活用プロジェクト」は、希望する市内小学校にて、web 会議アプリによる外部指導者のオンライン授業や、GPS 測定器を装着して運動することにより取得したスポーツデータを活用し、運動・スポーツ意欲及び能力の向上を図ることを目的とする事業である。

スポーツ課では、本事業に関連して、令和4年度において、以下のとおり委託料を執行している。

図表Ⅳ-1-36 スポーツデータリテラシー向上プロジェクトに係る委託料の執行

件名	大津市スポーツデータリテラシー向上プロジェクト運營業務
委託期間	令和4年9月15日から令和5年3月31日まで
委託料	1,257,322円
契約先	(株)イティサス

(出所 スポーツ課提出資料より監査人作成)

令和4年度においては、本委託業務により4校10クラスにおいてスポーツデータを活用した授業が実施されている。また、アクションプランでは、本事業の方向性が「拡大・強化」とされ、令和7年度には10校における実施を事業目標としている。

一方、委託先が作成した「業務計画書（2022年大津市スポーツデータリテラシー向上プロジェクト運營業務）」では、本事業の事業効果として次のものが掲げられている。

○事業効果
1 子供達の成長
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツデータを活用して、スポーツを楽しむ機会を創出 ・運動やスポーツの魅力に気付き、運動能力及び運動意欲の向上 ・自身のスポーツデータに触れることでデータリテラシーを高める ・プロジェクトの出口として地域の“する”へ繋げる（地域スポーツ少年団など）
2 教員の成長
<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインを活用した授業実施モデルの提示 ・教員が運動データの可視化方法を学ぶことで、体育及びSTEAMS教育のプログラム構築へ発展させる

大津市スポーツデータリテラシー向上プロジェクト運營業務の成果物を確認したところ、スポーツデータを活用した授業を受講した児童へのアンケートがファイリングされていた。確かに、授業を受講した児童には一定の効果が認められるものと思われるが、本事業において期待される事業効果を踏まえると、授業実施後の児童及び教員の行動変容にどの程度寄与しているのか、継続的に検証する必要がある。また、「教員の成長」に向けては、教育委員会との連携が不可欠である。

現状では、本事業の数値目標が10校とアウトプットとしての量的な目標になっており、本事業の事業効果として「子供達の成長」や「教員の成長」に繋がるアウトカム目標になっていないことが見て取れる。

市は本事業の今後の展開に当たっては、スポーツ課において、事業効果の測定のあり方や教育委員会との連携に留意するとともに、アウトカムとしての目標設定への変更の要否についても十分検討する必要がある。

ウ. 大津市学区体育団体連絡協議会運営補助金の補助対象経費について(意見1-19)

アクションプランに掲げられた「学区体育団体等活動支援」に位置付けられる大津市学区体育団体連絡協議会運営補助金の概要は、以下のとおりである。

図表Ⅳ-1-37 大津市学区体育団体連絡協議会運営補助金の概要

補助金の交付目的	大津市学区体育団体連絡協議会が各種事業等を開催することに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって市民の健康体力づくりと生涯スポーツの普及・推進を図ることを目的とする。
補助対象経費	報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、使用料及び賃借料

(出所 大津市学区体育団体連絡協議会運営補助金交付基準(抜粋)より監査人作成)

一方、令和4年度における大津市学区体育団体連絡協議会運営補助金の補助対象額は以下のように算定されている。

図表Ⅳ-1-38 大津市学区体育団体連絡協議会運営補助金の補助対象額

支出科目	補助対象額(円)
研修費	7,070
消耗品費	20,510
印刷製本費	13,200
使用料	32,335
委託金	180,000

通信運搬費	29,596
スポーツ普及推進費	36,244
50周年記念事業	177,988
合計	496,943
×補助率 1/2	248,471
補助上限額	228,000

(出所 スポーツ課提出資料より監査人作成)

このように、補助金交付基準における補助対象経費（図表IV-1-37）と補助金の実績報告（図表IV-1-38）を比較すると、費目の構成が異なっていた。

補助対象額の支出に係る証憑を閲覧し、補助金の交付目的に沿った支出であることを確認したが、補助金交付基準と実績報告における費目の構成の整合性を確保しておく必要がある。

3) スポーツ協会について

ア. スポーツ協会の社員総会及び理事会の運営について（結果1-2）

令和4年4月に一般社団法人化したスポーツ協会においては、今後、法人運営面におけるガバナンス体制を確立することが求められる。

この点、令和4年度における社員総会及び理事会の運営について確認したところ、以下のような問題点が見受けられたので、改善されたい。

a) 社員総会の招集に係る理事会決議について

社員総会を招集するためには、社員総会の日時及び場所のほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第38条第1項に定められた事項について、理事会の決議により定めなければならない（同条第2項、スポーツ協会定款第16条第1項）。

この点、令和4年度及び令和5年度（スポーツ協会の監査日である10月27日まで）の社員総会の招集に係る理事会決議の状況を確認したところ、以下のような状況となっていた。

図表IV-1-39 スポーツ協会の社員総会招集に係る理事会決議の状況

社員総会の開催日	直近の理事会の開催日	理事会における決議の有無
令和4年5月28日	令和4年5月18日	なし
令和4年9月25日	令和4年9月6日	あり
令和5年3月25日	令和5年3月15日	なし
令和5年6月17日	令和5年5月30日	あり

(出所 スポーツ協会資料より監査人作成)

図表Ⅳ－１－39 のとおり、理事会の決議を経ることなく招集された社員総会が見受けられた。スポーツ協会は一般法人法にのっとり、社員総会の招集に当たっては、漏れなく理事会決議を行うことを徹底する必要がある。

b) 社員総会議事録の法定記載事項の不備について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 11 条第 3 項第 6 号の規定に基づき、社員総会の議事録には「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」を記載しなければならない。

一方、スポーツ協会の定款第 20 条には、「議長及び出席した会長（会長に事故もしくは支障があるときは出席した理事）が署名又は記名押印」する旨の規定があり、社員総会の議事録には議長及び会長の署名があった。

しかし、議事録への署名は、議事録の法定記載事項である「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」とは異なるものであるため、スポーツ協会は別途、「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」を明記しておく必要がある。

c) 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告について

代表理事及び業務執行理事は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない（一般法人法第 91 条第 2 項）。この報告は、定款で毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上とすることも可能であるが、現状では、このような定款の規定がなく、必ず理事会を 3 か月に 1 回開催する必要があることになる。

この点、令和 4 年度における理事会の開催状況は以下のとおりであり、開催回数は比較的多いものの、3 か月以上の間隔が空いている場合が見受けられた。

図表Ⅳ－１－40 スポーツ協会の理事会開催状況（令和 4 年度）

令和 4 年 5 月 18 日	令和 4 年 10 月 14 日
令和 4 年 9 月 6 日	令和 5 年 3 月 15 日
令和 4 年 9 月 25 日	

（出所 スポーツ協会資料より監査人作成）

また、職務執行状況報告については、報告事項として議事録に記載しておく必要があるが、議事録への記載も行われていない状況であった。

なお、スポーツ協会では、令和 5 年 5 月 31 日開催の理事会から、職務執行状況報告として、代表理事（会長）、業務執行理事（副会長、専務理事）により定期的に開催している三役会における協議・執行事項を報告しており、また、4 か月を超える間隔で 2 回以上の職務執行状況報告とする旨の定款変更を行う方向で検討しているとのことであり、既に改善に向けた取組が開始されている。

イ. 国スポ以降を視野に入れたスポーツ協会の方向性について（意見 1-20）

スポーツ協会は、昭和 25 年に創立されて以降、任意団体としての組織形態をとりながら、長年にわたり大津市民の健康増進、体力向上及び競技力向上に関する事業を実施してきたが、令和 4 年 4 月 1 日付けで一般社団法人化し、「組織強化 4 か年計画」に基づき、組織基盤の強化に取り組んでいる。「組織強化 4 か年計画」の策定の目的は次のとおりである。

- | |
|---|
| (1) 自主自立 |
| (2) 信用・信頼 |
| (3) 他団体・機関等との連携強化⇒多様な事業展開 |
| (4) 施設管理の受託（指定管理者制度） |
| (5) 会計の透明性 |
| (6) リスクマネジメント（想定されるリスクを管理し損失を回避・低減する取り組み） |

そして、「組織強化 4 か年計画」の初年度に当たる令和 4 年度におけるスポーツ協会の正味財産増減計算書の経常収益の内訳は、以下のとおりである。

図表Ⅳ-1-41 令和 4 年度におけるスポーツ協会の経常収益の内訳

	大津市からの収入 *1	金額（千円）	摘要
受取会費	×	2,520	
事業収益	×	1,411	
受取補助金	○	27,764	事務局運営補助金 12,019 千円 滋賀県民体育大会選手派遣事業費補助金 148 千円 滋賀県民体育大会開催事業費補助金 97 千円 加盟競技団体活動支援事業費補助金 500 千円 地域スポーツ振興基金 15,000 千円
	×	100	
受取負担金	○	1,500	「運動・スポーツ実施率向上事業」負担金 1,500 千円
受取寄附金	×	1,944	
雑収益	×	47	
合計		35,288	
大津市からの収入割合		82.9%	
(地域スポーツ振興基金を除く割合)		70.3%	

(注) *1：○：大津市からの収入、×：大津市以外からの収入
(出所 スポーツ協会の令和 4 年度正味財産増減計算書より監査人作成)

図表Ⅳ－１－４１の受取補助金のうち、事務局運営補助金の概要は以下のとおりである。

図表Ⅳ－１－４２ 大津市スポーツ協会事務局運営補助金の概要

補助金の交付目的	市内 36 学区の体育団体及び 40 を超える各種競技団体（野球、サッカー、バレー等）などから構成された組織を総括し、スポーツ技術指導や体力 UP に向けた活動の充実など団体の連携や団体相互の活動の活性化を図る活動を行う大津市スポーツ協会の運営費を助成することによって、市民の健康体力づくりと生涯スポーツ・競技スポーツの普及・推進を図る。
補助対象経費	協会事務局職員の人件費

（出所 大津市スポーツ協会事務局運営補助金交付基準（抜粋）より監査人作成）

大津市スポーツ協会事務局運営補助金の令和 3 年度決算額は 6,532 千円であったが、令和 4 年度においては、市としても一般社団法人化後のスポーツ協会の組織強化を支援する必要があることを鑑み、12,019 千円に増額されている。

また、地域スポーツ振興基金は、令和 3 年 2 月 28 日に開催された第 76 回大会をもって終了したびわ湖毎日マラソン大会の組織・実行委員会が保有していた特別基金のうち 15 百万円について市に寄附されることとなり、この寄附金を財源として市からスポーツ協会に支出されたものである。そして、スポーツ協会では令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間の事業に充当することとしている。

このようなスポーツ協会の収益構造を踏まえると、今後のスポーツ協会の運営において懸念される点は以下のとおりである。

a) 市からの収入に依存する割合が高い。

地域スポーツ振興基金は令和 4 年度単年度限りの収入であるが、これを除いたとしても、市からの収入への依存割合は 70.3%と高い状況にある。さらに、市からの収入は、業務を受託することによる委託料収入ではなく、補助金又は負担金として受け入れたものである。

このうち、事務局運営補助金は、令和 4 年度は 12,019 千円に増額されているが、市においてスポーツ協会の組織強化に一定の目途が立ったと判断された時点で減額される可能性も否定できず、事務局運営補助金の収入が継続する保証はない。そのため、補助金に代わる安定した自主財源の確保が急務である。

b) 地域スポーツ振興基金充当事業の終了に伴い事業規模が縮小する可能性がある。

地域スポーツ振興基金の取扱いについては、市とスポーツ協会の間で覚書を締結しており、令和4年度から令和7年度までの4年間において、その全額を次のような事業に充当することとしている。

- ・びわ湖毎日マラソンレガシー事業
- ・国スポ・障スポ大会機運醸成事業（競技紹介・体験教室）
- ・地域スポーツ振興事業

このうち、「国スポ・障スポ大会機運醸成事業」に関しては、令和7年度の国スポ・障スポ開催終了後は一定の役割を果たしたものとして終了することも考えられる。

一方、「びわ湖毎日マラソンレガシー事業」及び「地域スポーツ振興事業」の事業内容は以下のとおりであり、スポーツ振興の観点からは国スポ・障スポ開催終了後も継続することが望ましいが、地域スポーツ振興基金の全額が事業に充当された後は、新たな財源を確保しない限り、事業を終了せざるを得ない状況になると考えられる。

図表Ⅳ-1-43 「びわ湖毎日マラソンレガシー事業」及び「地域スポーツ振興事業」の概要

	令和4年度	令和5年度（計画）
びわ湖毎日マラソンレガシー事業	・びわ湖毎日マラソン記念モニュメント整備	・大津市民駅伝大会継承大会開催
地域スポーツ振興事業	・障害者スポーツ振興事業 ・貸出事業用スポーツ用品購入	・障害者スポーツ振興事業 ・競技力向上事業 ・生涯スポーツ推進事業 ・貸出事業用スポーツ用品購入

（出所 スポーツ協会の令和4年度収支決算書及び令和5年度収支予算書より監査人作成）

ここで、スポーツ協会及び市におけるスポーツ協会の今後の運営に係る検討の一助とするため、他都市の同種団体の中から、吹田市体育協会の事例を紹介することとしたい。吹田市体育協会は、昭和23年の設立後、任意団体として運営していたが、平成18年にNPO法人格を取得した後、平成28年度以降、公益社団法人として運営されている。吹田市体育協会の令和4年度の正味財産増減計算書によると、経常収益の内訳は以下のとおりである。

図表Ⅳ-1-44 令和4年度における吹田市体育協会の経常収益の内訳

	金額（千円）	構成比（%）
受取会費収益	2,735	1.6
受託事業収益	26,576	15.6
指定管理料等収益	130,030	76.3
自主事業収益	11,110	6.5

雑収益	75	0.0
合 計	170,527	100

(出所 吹田市体育協会の令和4年度正味財産増減計算書より監査人作成)

図表Ⅳ－１－４４の受託事業収益のうち、24,818千円は、吹田市から受託した「吹田市長杯（旗）体育大会事業等に関する業務委託契約」による収入であり、指定管理料等収益も吹田市のスポーツ施設の指定管理業務を受託しているものである。このように、吹田市からの収入が吹田市体育協会の収入の多くを占めるものと思われるが、スポーツ協会のように補助金や負担金として受け入れている収入が皆無であることに着目したい。なお、吹田市体育協会は、吹田市からの出捐金も受け入れていないため、吹田市の外郭団体には位置付けられていない。

吹田市体育協会の事例から、市域内で活動するスポーツ団体は市民のスポーツへの取組を支援していることから、市からの収入の割合が高くなることは、ある意味、当然の結果といえるが、委託料、すなわち、一定の業務を受託することによる対価としての収入を確保することが財源の安定化に資することに繋がっているものと思料する。

現在、スポーツ協会では、賛助会員の拡大、参加料の水準の見直し、指定管理業務への参入などによる自主財源の確保について検討しているとのことであるが、今後、スポーツ協会と市において、以下のような観点から更なる検討を求めたい。

a) 補助金事業の委託化に向けた検討

スポーツ協会は天津市市民体育大会の事務局を担っているが、事務局業務を行う対価としての委託料収入は受け入れていない。

また、スポーツ協会の加盟団体は、他都市の同種団体のように競技団体だけが加盟しているのではなく、学区体育団体及び育成団体も加入している点に大きな特徴があるとのことである。この点、学区体育団体が加盟していることはスポーツ協会の強みであるが、一方で、学区体育団体との連絡調整に係る事務負担が重いのも事実とのことであった。この点、仮に、スポーツ課が直接、学区体育団体との連絡調整を行うのであれば、相応の負担が必要になると考えられる。

このように、天津市市民体育大会の事務局業務や学区体育団体との連絡調整など、様々な事務をスポーツ協会の職員4名が担っており、その人件費を補助するものが事務局運営補助金である。

換言すれば、スポーツ協会が存在しなければスポーツ課において直営で行わなければならない業務をスポーツ協会が担っており、その財源に事務局運営補助金が充当されているということになる。

以上のような状況を踏まえると、スポーツ協会の職員4名が担っている日々の業務を詳細に分析することにより、委託化が可能な業務を見出すことは不可能ではないと考え

る。また、検討の結果、委託化が困難であったとしても、補助金を運営補助ではなく、事業補助としての位置付けに変更することもあり得ると考える。

いずれにしても、スポーツ協会は市が安定的にスポーツ施策を推進するに当たり必要不可欠な存在といえることから、スポーツ協会の担う業務に着目して、市が相応の負担を行うために適切な支出の方法を検討する必要がある。加えて、市は令和5年3月に公表している大津市外郭団体の在り方に関する基本方針に基づき、市がスポーツ推進の施策について責任をもって運営するパートナーとして、スポーツ協会の自立化を促しつつもより緊密な連携の下、効果的かつ効率的な事業の実施が可能となるように、人的財政的支援を検討する必要がある。

b) スポーツ協会の経営努力が報われる仕組みの構築

令和4年度においてスポーツ協会に交付された「運動・スポーツ実施率向上事業」負担金に係る決算の状況は、以下のとおりである。

図表Ⅳ－1－45 「運動・スポーツ実施率向上事業」負担金に係る決算の状況

【収入】	決算額（円）	備考
負担金	1,500,000	大津市から
参加料	1,110,000	学区、参加者から
協賛金	27,000	駅伝プログラム広告
負担金	127,299	大津市スポーツ協会
合計	2,764,299	
【支出】	決算額（円）	備考
		(省略)
合計	2,764,299	

(出所 令和4年度運動スポーツ実施率向上事業決算書より監査人作成)

図表Ⅳ－1－45 から、本事業は、市からの負担金のみで賄われているものではなく、参加料や広告料を充当してもなお不足する額について、負担金（スポーツ協会）という名目で、スポーツ協会が保有する財産を取り崩して実施されていることが分かる。

この点、スポーツ協会としては、参加料の水準を見直したり、積極的にプログラムへの広告を募集したりする対応を検討しているが、他の収入が増額することにより、市からの負担金が減額されるのであれば、そのような対応を行う誘因は働かない。

前述の委託化も一つの手段であるが、市としては、スポーツ協会の経営努力が報われるような支出の仕組みを構築する必要がある。

c) 指定管理業務への参入に向けた情報収集

「組織強化4か年計画」において、市のスポーツ施設の指定管理業務への参入について、指定管理者更新及び新規募集等の情報を把握しながら申請に向けた体制の構築を図るものとしている。

しかし、現状の職員4名の体制では、単独で指定管理者としての業務を担うのは事実上、困難であることは否めない。「組織強化4か年計画」の事業計画では、令和5年度に申請することとしているが、当面は、現に指定管理者に指定されている他の外郭団体として、(公財) 大津市公園緑地協会との連携を模索することが現実的であると考えられる。今後とも継続的に同協会と接触し、協議の機会を確保するなど、情報収集に努める必要がある。

d) 進捗管理の適切な実施

「組織強化4か年計画」では、計画の進捗管理について、「協会内に進捗管理担当組織を設け、半期ごとの進捗状況を把握し、評価・検証を実施した上、必要な指示・具申等を行います。」と記載されている。

この進捗管理の状況についてスポーツ協会に確認したところ、現在のところ、令和4年度の実績について、「組織強化4か年計画」と対比した評価・検証は実施していないとのことであった。

令和4年度は、「組織強化4か年計画」の実行が緒に就いたばかりであり、評価・検証の必要性は高くなかったと言えなくもないが、今後は、計画の進捗管理を適切に実施し、状況の変化に応じて計画の見直しを行う必要がある。

ウ. 地域スポーツ振興基金の充当事業の承認について (意見1-21)

地域スポーツ振興基金の取扱いについては、市とスポーツ協会の間で「地域スポーツ振興基金に拠出する出捐金に関する覚書」(以下、「覚書」という。)を締結し、用途や各年度の計画の承認、監査等に係る必要事項を定めている。

覚書第2条において、覚書の有効期間は令和8年5月31日までとされており、出捐金15百万円については、令和4年度から令和7年度までの4年間で全額が事業に充当される予定となっている。スポーツ課によると、出捐金として取り扱うことによって、スポーツ協会において各事業に柔軟に充当することが可能になることを期待しているとのことである。そのため、補助金の額を確定する際のように、使用された費目について証憑書類の提出を受け、確認することまでは行っていないとのことであった。

一方で、覚書第4条には、次のように規定されている。

第4条 乙(スポーツ協会)は、単年度ごとに、事業計画及び予算を甲(市)に提出し、甲がその内容を精査し、承認する。
--

2 年度途中に変更が生じる場合、乙が甲に申し出を行い、甲乙協議の上、甲が承認する。

(括弧は監査人が追加)

このように、覚書には事業計画及び予算について市による承認が必要である旨の規定が設けられているが、書面による承認は行われていなかった。

スポーツ課によると、スポーツ協会とは定期的に協議しており、本出捐金を充当する事業や収支予算について確認しているとのことであるが、充当する事業は限定されており、事業執行における経済性の確保も求められることから、スポーツ課において行った精査の内容やスポーツ協会に対する承認の通知は文書化し、保存しておく必要がある。

エ. 令和4年度末時点の地域スポーツ振興基金の残高について（意見1-22）

前述のとおり、地域スポーツ振興基金は、令和4年度から令和7年度までの4年間で全額が事業に充当される予定となっている。

そして、スポーツ協会では、地域スポーツ振興基金について専用の普通預金口座を設けて管理しており、令和4年度末時点での同口座の残高は9,866,925円となっている。

また、市においては、当該出捐金を財産に関する調書に記載しているが、毎年度、事業に充当された額を減額していくこととしており、令和5年4月1日時点で当初に支出された15百万円から9,866,925円に減額されている。

一方で、スポーツ協会の決算書のうち、「地域スポーツ振興基金収支計算書」における次期繰越収支差額は9,872,024円となっており、口座残高5,099円の差額が発生していた。

この差額の要因を確認した結果、以下のような状況となっていた。

図表IV-1-46 地域スポーツ振興基金の口座残高と次期繰越収支差額の差額
(単位：円)

調整項目	口座残高①	次期繰越収支差額②	差引①-②
調整前の金額	9,866,925	9,872,024	-5,099
未収金（県負担分の旅費）	+44,690	-	+44,690
未払金（送料）	-1,506	-	-1,506
未払金（コピー使用料）	-38,023	-	-38,023
預金利息	-	62	-62
調整後の金額	9,872,086	9,872,086	0

(出所 スポーツ協会資料より監査人作成)

図表Ⅳ－１－４６ のとおり、地域スポーツ振興基金の残高は、厳密には口座残高と一致するものではなく、地域スポーツ振興基金から支払った旅費のうち県が負担する部分が未収となっている額や経費に係る未払金を調整した額であると考えられる。

一方、預金利息の取扱いについては、覚書に明記されていないものの、地域スポーツ振興基金の元本と同様、用途が指定されているものと考え、「地域スポーツ振興基金収支計算書」における収入に加算する必要が生じる。

以上のことから、令和４年度末時点での地域スポーツ振興基金の残高は 9,866,925 円ではなく、9,872,086 円とするのが適切であったと思われる。

また、スポーツ協会では、公益法人会計基準に規定された様式により、貸借対照表を作成している。公益法人会計基準においては、寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途、処分又は保有形態について制約が課されている場合の当該資産の価額について指定正味財産として計上するものとされている。さらに、指定正味財産を財源とする資産については、基本財産又は特定資産として計上する必要がある。この点、地域スポーツ振興基金は、前述の三つの事業に充当するという用途の指定があるため、指定正味財産に該当すると考えられるが、スポーツ協会の貸借対照表では、財源側を一般正味財産、充当先を流動資産の現金預金に含めて計上している。

公益法人会計基準の規定に基づき、令和４年度末時点での地域スポーツ振興基金の残高が 9,872,086 円となることを前提に、貸借対照表の表示の記載例を示すと、以下のとおりである。

図表Ⅳ－１－４７ 地域スポーツ振興基金に係る貸借対照表の記載例

(単位：円)

資産の部		負債の部	
特定資産	9,911,615	未払金	39,529
普通預金	9,866,925	正味財産の部	
未収金	44,690	指定正味財産	9,872,086
合計	9,911,615	合計	9,911,615

(出所 スポーツ協会資料より監査人作成)

確かに、スポーツ協会は一般社団法人であり、一般社団法人が準拠すべき会計基準については、一般法人法第 119 条により、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」とされており、特定の会計基準を適用することが強制されるものではない。しかし、「公益法人制度等に関するよくある質問 (FAQ)」（内閣府）問Ⅵ－４－①では、「一般法人は、利潤の獲得と分配を目的とする法人ではないことを踏まえ、通常は、公益法人会計基準を企業会計基準より優先して適用することになるものと考えられます。」と記載されている。また、現に、スポーツ協会が公益法人会計基準に規定された様式により貸借

対照表を作成していることを鑑みると、貸借対照表において図表IV-1-47のような表示とすることが望ましい。

そして、市においては、スポーツ協会の貸借対照表において指定正味財産として計上された額を出捐金として財産に関する調書に掲記することにすれば、市側の処理とスポーツ協会側の処理が整合することになると考える。

オ. スポーツ協会における相見積り入手の基準について（意見1-23）

スポーツ協会では、令和4年度において、地域スポーツ振興基金を活用した事業として、大津市皇子山総合運動公園内にびわ湖毎日マラソン記念モニュメントを整備している。モニュメントの整備に当たっては、デザインを成安造形大学に依頼し、土台等の工事を地元の石材店及び建設会社に発注している。

地元の石材店及び建設会社に発注した工事にかかった費用の総額は877,140円であったが、スポーツ協会には相見積り入手する基準がないため、相見積りが入手されていない状況となっていた。

相見積り入手する金額的基準を明確にした上で、一定金額以上の契約を行う際には、相見積り入手し、契約先を選定する必要がある。

カ. スポーツ協会における賞与引当金の計上について（意見1-24）

スポーツ協会では、就業規則において、毎年6月1日及び12月1日に月額給与の1.25か月分の賞与を支給することとしており、令和4年6月及び12月の賞与支給額は以下のとおりである。

図表IV-1-48 スポーツ協会における賞与支給額

(単位：円)

支給日	賞与	社会保険料 事業主負担分	合計
令和4年6月1日	458,799	66,467	525,266
令和4年12月1日	932,252	135,739	1,067,991

(出所 スポーツ協会資料より監査人作成)

収益と費用の適切な期間対応を図り、法人運営の効率性を的確に把握するためには、賞与を支給時の費用として処理するのではなく、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として引当計上する必要がある。また、「公益法人会計基準の運用指針」（内閣府公益認定等委員会）の「12.財務諸表の科目（1）貸借対照表に係る科目及び取扱要領」において「賞与引当金」という勘定科目が設定されており、公益法人会計においても賞与引当金を計上する必要がある。

令和4年6月1日支給の賞与については、職員4名のうち、3名が4月1日採用であったため、支給額が少額となっているが、4名全員が支給対象期間にわたって在籍している場合には、12月1日支給の賞与の支給額程度の額が発生することが想定される。

スポーツ協会の財政的規模からすると無視できない影響があると考えられるため、公益法人会計を適用するのであれば、賞与引当金を計上する必要がある。

2. 都市計画部 公園緑地課

(1) 事務分掌と組織体制等

① 事務分掌

係	事務分掌
企画係	(1) 都市公園、緑地及び児童遊園地(以下公園緑地課の項において「都市公園等」という。)の総合的な利活用に関する事 (2) 都市公園等に係る計画に関する事 (3) 課の一般庶務に関する事
管理第1係	(1) 都市公園及び緑地の管理運営に関する事 (2) 都市公園台帳の整備に関する事 (3) 都市公園の指定管理者による管理に関する事 (4) 自然保護に関する事 (5) 自然環境の保全と増進に係る総合企画及び調整に関する事 (6) 公益財団法人大津市公園緑地協会との連絡調整に関する事
管理第2係	(1) 児童遊園地の管理運営に関する事 (2) 供用開始前の公園及び緑地の維持及び管理運営に関する事 (3) 緑化施策の推進に関する事 (4) 公益財団法人大津市公園緑地協会との連絡調整に関する事
建設係	(1) 都市計画公園及び都市計画緑地の事業認可に関する事 (2) 都市公園等の事業に係る工事に関する事 (3) 都市公園等の維持修繕に関する事 (4) 開発行為及び中高層建築の協議に関する事 (5) 緑地協定に関する事 (6) 他課からの依頼に係る工事に関する事

事務分掌にスポーツに関する記載はないが、公園緑地課が所管している皇子山総合運動公園陸上競技場、皇子が丘公園プール、大石緑地スポーツ村等は、都市公園の効用を全うするため都市公園に設けられた公園施設(運動施設)であり、市民の健康増進や各種スポーツ大会の開催場所としての役割を果たしている。

② 組織体制

公園緑地課の組織体制は、以下のとおりであり、職員数は23名(うち、会計年度任用職員6名。うち、育児休業2名)である。

所管課・係	職制	主要な事務分掌
課長		課の総括
課長補佐		<ul style="list-style-type: none"> ・課の総括の補佐 ・議会对応に関する事。 ・地元対応に関する事。 ・対応を要する諸問題に関する事。
企画係	係長	<ul style="list-style-type: none"> ・企画係の総括 ・予算編成に関する事。 ・なぎさ公園周辺魅力向上プロジェクトに関する事。 ・旧リバーヒル大石のあり方検討に関する事。 ・長寿命化計画に関する事。 ・新たに発生した公園の利活用に関する事。 ・条例・規則改正業務に関する事。 ・文書整理に関する事。
	主任	<ul style="list-style-type: none"> ・キッチンカー実証事業に関する事。 ・なぎさ公園駐車場社会実験事業に関する事。 ・ネーミングライツに関する事。 ・新たに発生した公園の利活用に関する事。 ・大津湖岸なぎさ公園におけるにぎわい拠点形成に向けた基盤整備事業の補助に関する事。 ・大津駅前公園の再整備に関する事。 ・公園台帳システムの整備に関する事。 ・大津湖岸なぎさ公園（市民プラザ）再整備事業の補助に関する事。 ・スケートボードパーク整備検討に係る社会実験事業の補助に関する事。 ・学区要望に関する事（担当学区分）。 ・なぎさ公園周辺魅力向上プロジェクトに関する事。 ・予算編成業務のとりまとめに関する事。 ・収支計画に関する事。 ・課の一般庶務に関する事。
	会計年度任用職員	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務業務に関する事。 ・公園整備・管理事業の補助に関する事。 ・課内の電話対応・来客対応に関する事。 ・課あてのメールチェック及び依頼文・通知文の割り振りの補助に関する事。

所管課・係	職制	主要な事務分掌
		<ul style="list-style-type: none"> ・照会の回答に関する事（政策的判断を要さない。）。 ・文書整理に関する事。 ・庶務担当の支払業務の補助に関する事。
管理第1係	副参事（兼）係長事務取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・管理第1係の総括 ・予算編成に関する事。 ・学区要望の総括に関する事。 ・条例・規則改正に関する事。 ・文書整理に関する事。 ・指定管理者の選定に関する事。 ・事務監査に関する事。
	主査	<ul style="list-style-type: none"> ・近江神宮外苑公園の管理運営に関する事。 ・柳が崎湖畔公園の管理運営に関する事。 ・大石緑地スポーツ村の管理運営に関する事。 ・旧リバーヒル大石に関する事。 ・公園愛護会及びグリーンレンジャーに関する事。 ・伊香立公園の償還金に関する事。 ・学区要望に関する事（担当学区分）。 ・ビワイチサイクルルートに関する事。 ・都市公園の占用・施設設置管理・行為許可に関する事（担当フォロー）。 ・自治振興総合補助金に関する事。 ・指定管理者の選定に関する事。
	主査（再任用）	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園・児童遊園地・未公告公園の借受・借地・占用業務に関する事。 ・都市公園・児童遊園地・未公告公園の境界確定業務に関する事。 ・都市公園の帰属・公告に関する事。 ・寄付受納に関する事。 ・地元団体の都市公園管理に関する事。 ・散策路案内板に関する事。 ・未収金対応に関する事。 ・学区要望に関する事（担当学区分）。 ・琵琶湖レジャー利用監視員に関する事。 ・大津市の自然環境の保全と増進に関する条例に係ること（自然保護指導員等）。

所管課・係	職制	主要な事務分掌
		<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の選定に関する事。
	主事	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園及び緑地の管理運営に関する事。 ・都市公園台帳システムの整備に関する事。 ・運動施設ネット予約システムに関する事。 ・ヴェルツブルクハウスの管理運営に関する事。 ・都市公園に係る国庫補助金の申請及び起債に関する事。 ・予算編成業務のとりまとめに関する事。 ・会計検査に関する事。 ・普通・地方交付税の基礎数値報告に関する事。 ・PCBの保管に関する事。
	会計年度任用職員	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の行為許可に関する事。 ・都市公園の占用許可、施設設置管理許可に関する事。 ・都市公園等の立ち入り（関電の剪定等）に関する事。 ・課内の電話対応・来客対応に関する事。
管理第2係	係長	<ul style="list-style-type: none"> ・管理第2係の総括 ・予算編成に関する事。 ・児童遊園地の適正化に関する事。 ・児童遊園地・未公告公園及び緑地内の事故対応に関する事。 ・条例・規則改正業務に関する事。 ・文書整理に関する事。 ・事務監査に関する事。 ・公園緑地協会との連絡調整に関する事。
	主事	<ul style="list-style-type: none"> ・児童遊園地の管理運営に関する事。 ・児童遊園地の適正化に関する事。 ・未公告公園及び緑地等の管理運営に関する事。 ・緑化推進事業に関する事。 ・公用車に関する事。 ・学区要望に関する事（担当学区分）。
	班長待遇	<ul style="list-style-type: none"> ・現場対応班の総括 ・児童遊園地の管理運営に関する事。 ・児童遊園地の適正化に関する事。 ・未公告公園及び緑地等の管理運営に関する事。

所管課・係	職制	主要な事務分掌
	班長待遇	<ul style="list-style-type: none"> ・総括の補佐 ・児童遊園地の管理運営に関する事。 ・児童遊園地の適正化に関する事。 ・未公告公園及び緑地等の管理運営に関する事。
	会計年度任用職員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童遊園地の管理運営に関する事。 ・児童遊園地の適正化に関する事。 ・未公告公園及び緑地等の管理運営に関する事。
	会計年度任用職員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童遊園地の管理運営に関する事。 ・児童遊園地の適正化に関する事。 ・未公告公園及び緑地等の管理運営に関する事。
	会計年度任用職員	<ul style="list-style-type: none"> ・行政財産使用許可に関する事。 ・都市公園の行為許可に関する事。 ・都市公園の占用許可・施設設置管理許可に関する事。 ・課内の電話対応・来客対応に関する事。
建設係	係長	<ul style="list-style-type: none"> ・建設系の総括 ・予算編成に関する事。 ・公園・緑地事業の工事設計、施工、監督及び検査に関する事。 ・都市公園・緑地の計画決定及び事業認可並びに建設に関する事。 ・国庫補助の手続に関する事。 ・都市公園の緊急工事に関する事。 ・緑地協定の協議に関する事。 ・開発行為の協議に関する事。 ・中高層建築物の協議に関する事。 ・他課依頼の工事設計、施工、監督に関する事。 ・国体関連事業の協議に関する事。 ・指定管理業務に係る技術的支援に関する事。 ・文書整理に関する事。 ・児童遊園地の開発基準の改定に関する事。
	主査	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地事業の工事設計、施工、監督及び検査に関する事。 ・国庫補助の手続に関する事。 ・都市公園の緊急工事に関する事。 ・緑地協定の協議に関する事。

所管課・係	職制	主要な事務分掌
		<ul style="list-style-type: none"> ・他課依頼の工事設計、施工、監督に関すること（大石緑地）。 ・山中児童公園の災害復旧事業に関すること。 ・におの浜ふれあいスポーツセンター施設の改修等に関すること。 ・国体関連事業の協議に関すること。 ・指定管理業務に係る技術的支援に関すること。 ・学区要望に関すること（担当学区分）。
	主任	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地事業の工事設計、施工、監督及び検査に関すること。 ・国庫補助の手續に関すること。 ・都市公園の緊急工事に関すること。 ・緑地協定の協議に関すること。 ・他課依頼の工事設計、施工、監督に関すること（大石GG）。 ・皇子が丘公園弓道場の災害復旧事業に関すること。 ・皇子山総合運動公園の改修等に関すること。 ・皇子が丘公園弓道場の改修等に関すること。 ・大津駅前公園の再整備に関すること。 ・大津湖岸なぎさ公園の改修等に関すること。 ・一里山みどりのふれあいセンターの改修等に関すること。 ・ヴェルツブルクハウスのあり方検討及び改修に関すること。 ・国体関連事業の協議に関すること。 ・指定管理業務に係る技術的支援に関すること。 ・学区要望に関すること（担当学区分）。

所管課・係	職制	主要な事務分掌
	技師	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地事業の工事設計、施工、監督及び検査に関すること。 ・国庫補助の手續に関すること。 ・都市公園の緊急工事に関すること。 ・緑地協定の協議に関すること。 ・他課依頼の工事設計、施工、監督に関すること。 ・シンボル並木の維持管理に関すること。 ・皇子が丘公園施設の改修等に関すること。 ・柳が崎湖畔公園施設の改修計画に関すること。 ・松ヶ丘南児童公園の整備に関すること。 ・大津湖岸なぎさ公園の改修等に関すること。 ・国体関連事業の協議に関すること。 ・指定管理業務に係る技術的支援に関すること。 ・学区要望に関すること（担当学区分）。

(2) 過去3年間の予算・決算状況

公園緑地課の3年間の補正後の予算及び決算状況は、以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入予算額	130,030	241,390	86,482
歳入決算額	154,021	217,080	56,222
歳出予算額	1,387,246	1,478,338	1,317,160
歳出決算額	1,170,446	1,301,451	1,229,260

注1. 歳入のうち、スポーツ施設に関連するものとして、イベント使用料・自販機電気使用料・ネーミングライツ料等が含まれる。

注2. 歳出のうち、スポーツ施設に関連するものとして、指定管理委託料・改修工事費等が含まれる。

(3) 主なスポーツ施設の概要

項目	細目
施設名称	皇子が丘公園
開館時間	8時40分から21時00分まで
施設種別	体育館 グラウンド テニスコート 弓道場 プール
料金	有料
運営形態	指定管理
体育館（アリーナ）	
取得年月	昭和54年6月
取得価額	700,400千円
規模	バレーボール2面、バスケットボール2面、バドミントン10面、卓球15～30面、観客席316席
構造	鉄骨コンクリート造
空調設備の状況	近年工事予定（設計済み）
利用実績（令和4年度）	利用人数 51,075人 利用件数 1,227件 稼働率 69%
体育館（第二）	
取得年月	昭和64年1月
取得価額	122,209千円
規模	バレーボール1面、バスケットボール1面、バドミントン3面、卓球3面
構造	鉄骨造
空調設備の状況	予定なし。
利用実績（令和4年度）	利用人数 13,519人 利用件数 1,043件 稼働率 98%
グラウンド	
規模	野球1面
利用実績（令和4年度）	利用人数 20,691人

項目	細目
	利用件数 528 件 稼働率 46%
テニスコート	
規模	8 面
構造	砂入り人工芝舗装
利用実績（令和 4 年度）	利用人数 44,940 人 利用件数 4,981 件 稼働率 72%
弓道場	
取得年月	昭和 56 年 4 月
規模	10 人立
構造	鉄骨造
利用実績（令和 4 年度）	利用人数 2,678 人 利用件数 346 件 稼働率 33%
プール	
取得年月	昭和 55 年 7 月、昭和 61 年 12 月
規模	50m プール 9 コース 25m プール 6 コース（温水） 幼児用プール
構造	鉄骨造
利用実績（令和 4 年度）	利用人数 62,336 人 利用件数 13,450 件 稼働率 67%

項目	細目
施設名称	皇子山総合運動公園
開館時間	8 時 40 分から 20 時 00 分まで 8 時 40 分から 21 時 00 分（野球場のみ）まで
施設種別	陸上競技場 野球場 テニスコート
料金	有料
運営形態	指定管理

項目	細目
陸上競技場	
取得年月	昭和 53 年 7 月
取得価額	399, 583 千円
規模	400m×8 レーン メインスタンド 5,000 人収容、芝生スタンド 7,000 人収容
構造	メインスタンド 鉄筋コンクリート造
利用実績（令和 4 年度）	利用人数 97, 510 人 利用件数 9, 824 件 稼働率 97%
野球場	
取得年月	平成 18 年 7 月
取得価額	2, 500, 197 千円
規模	両翼 100m・中堅 122m
構造	スタンド 鉄筋コンクリート造
利用実績（令和 4 年度）	利用人数 19, 441 人 利用件数 178 件 稼働率 57%
テニスコート	
規模	4 面
構造	砂入り人工芝舗装
利用実績（令和 4 年度）	利用人数 24, 585 人 利用件数 3, 481 件 稼働率 81%

項目	細目
施設名称	にほんブログ村あいのスポーツセンター
開館時間	9 時 00 分から 21 時 00 分まで
施設種別	体育館 プール
料金	有料
運営形態	指定管理
体育館	
規模	バレーボール 2 面、バスケットボール 2 面、バドミントン 6 面、卓球 14 面

項目	細目
空調設備の状況	完備
利用実績（令和4年度）	利用人数 28,632人 利用件数 2,262件 稼働率 89%
プール	
取得年月	平成16年3月
取得価額	925,483千円
規模	25mプール 6コース（うち1コース水深0.75m）（温水）
構造	鉄骨コンクリート造
利用実績（令和4年度）	利用人数 22,625人 利用件数 11,634件 稼働率 —

項目	細目
施設名称	大石緑地スポーツ村
開館時間	8時40分から17時00分（薄暮期は19時00分）まで
施設種別	グラウンド テニスコート
料金	有料
運営形態	指定管理
グラウンド	
規模	野球1面、サッカー1面
利用実績（令和4年度）	利用人数 2,889人 利用件数 36件 稼働率 18%
テニスコート	
規模	20面
構造	砂入り人工芝舗装
利用実績（令和4年度）	利用人数 37,442人 利用件数 4,789件 稼働率 73%

項目	細目
施設名称	近江神宮外苑公園

項目	細目
開館時間	9時00分から17時00分まで
施設種別	芝生グラウンド
料金	有料
運営形態	指定管理
芝生グラウンド	
取得価額	－（開発許可による帰属）
規模	有効面積 80m×40m(3,200㎡)
利用実績（令和4年度）	利用人数 3,418人 利用件数 147件 稼働率 19%

（４）監査の結果及び意見

① 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業費

1) バリアフリーについて

市はアクションプランにおいて「公園施設バリアフリー等事業」として、都市公園における運動施設及び運動施設の附帯施設のバリアフリー化等について、未対応箇所の改修を適宜実施するとしている。

一方、スポーツ庁は令和4年3月、「第3期スポーツ基本計画」を策定し、その中でスポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化を推進している。ユニバーサルデザインとは「身体能力の違いや年齢、性別、国籍等に関わらず、全ての人が利用しやすいようにつくられたデザインのこと」（スポーツ庁「みんなにとって使いやすい！スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブック」（以下、「ユニバーサルデザイン化ガイドブック」という。))をいう。

アクションプランにおける公園緑地課の事業として公園施設バリアフリー等事業があるが、ユニバーサルデザインとバリアフリーとの違いは以下のとおりであり、対象や目的が異なるものである。

図表Ⅳ－２－１ ユニバーサルデザインとバリアフリーとの違い

項目	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
対象者	障害者・高齢者	全ての人
目的	社会的な障壁をなくすこと	使いやすさを重視したデザイン

（出所 スポーツ庁「ユニバーサルデザイン化ガイドブック」より監査人作成）

ア. スポーツ施設のユニバーサルデザイン化に向けた協議や計画策定について（意見2-1）

ユニバーサルデザインとバリアフリーは異なる概念ではあるが、対象者や目的をより拡大したものであることから、公園施設バリアフリー等事業を担当する公園緑地課にその対応状況を確認したところ、「公園緑地課が管理するスポーツ施設は、あくまで都市公園の効用を全うするために設けられた公園施設であることから、ユニバーサルデザイン化について、スポーツ課との協議は実施していない。」との回答であった。

公園緑地課が管理する皇子山総合運動公園は市を代表するスポーツ施設であり、スポーツ施設や公園施設を超えた「まちづくり」に寄与する施設と考えられる。ユニバーサルデザイン化ガイドブックでは図表Ⅳ-2-2のとおり、「地域の集いの場となるようなスポーツ施設のあり方の検討」や「まちづくりに寄与するよう様々な主体との連携したスポーツ施設づくりの実施」を提案しており、その中の必要な対応として「行政機関内における連携の強化」を示していることから、スポーツ課等の関係部署とユニバーサルデザイン化に向けた協議を実施し、今後のアクションプランの改定や皇子山総合運動公園の改修・改築等の計画策定を実施されたい。

図表Ⅳ-2-2 ユニバーサルデザイン化を推進するための配慮事項（一部抜粋）

配慮事項と必要な対応		※詳しくは本編 28～34 頁をご覧ください
1-1 配慮事項	様々な利用属性や団体を巻き込み、 意見やニーズの把握	
	必要な対応 <ul style="list-style-type: none"> 利用属性や当事者団体等を含めて意見交換等を行うことにより、ニーズを把握し、構想・計画づくりの実施 例えば・・・ <ul style="list-style-type: none"> 様々な利用属性や当事者団体へヒアリングしての意見収集 様々な属性の利用者や当事者団体を巻き込んだ会議 ワークショップ等の開催 etc	
1-2 配慮事項	地域の集いの場となるような スポーツ施設のあり方の検討	
	必要な対応 <ul style="list-style-type: none"> スポーツを「する・みる」に加え、地域の核となるような施設のコンセプトの検討 「する」「見る」のほかにも例えば・・・ <ul style="list-style-type: none"> 障害者スポーツ振興の拠点 子どもたちの豊かな発育の場 地域のコミュニティ形成の場 防災拠点の場 などのコンセプトが考えられます	
1-3 配慮事項	まちづくりに寄与するよう様々な主体との 連携したスポーツ施設づくりの実施	
	必要な対応 <ul style="list-style-type: none"> 行政機関内における連携の強化 官民連携の取組の強化 ユニバーサルデザイン化の拠点としての位置づけの検討 例えば・・・ <ul style="list-style-type: none"> 福祉・医療健康・教育、企画・まちづくり、観光などの各部署との連携が考えられます。 地域スポーツ団体や福祉団体との連携が考えられます。 多世代の交流を促進する場 スポーツを支える人材育成の場 まちのユニバーサルデザインにつながる場としての位置づけが考えられます。 	

（出所 スポーツ庁「ユニバーサルデザイン化ガイドブック」概要版より監査人作成）

イ. アクションプランにおける事業内容や数値目標の設定について（意見 2-2）

アクションプランには、公園緑地課の担当する事業として「公園施設バリアフリー等事業」と「都市公園における運動施設の維持管理事業」の2事業が記載されている。

公園施設バリアフリー等事業は基本方針である「生涯スポーツの推進」を図るための事業であり、事業概要には「都市公園における運動施設及び運動施設の附帯施設のバリアフリー化等について、未対応箇所の改修を適宜実施する。」と記載されており、「都市公園における運動施設の維持管理事業」は基本方針である「スポーツを楽しむ環境の充実」を図るための事業であり、事業概要には「皇子山総合運動公園陸上競技場や野球場をはじめ、都市公園における運動施設の利用促進のため、各施設の適切な維持管理と充実を図る。」と記載されている。

一方、事業目標については、令和3年度の公園施設バリアフリー等事業について「公園のバリアフリー化」として「1箇所」、都市公園における運動施設の維持管理事業について、「運動施設の維持管理に係る施設改修件数」として「3件」と明確に記載されている。だが、令和4年度以降については、公園施設バリアフリー等事業が「要望等に応じて、実施時期とともに検討」、都市公園における運動施設の維持管理事業が「長寿命化計画等に基づき、継続的な実施を検討」と記載されており、ともに事業内容や数値目標が明確に示されていない。

公園緑地課は「公園緑地課で管理する都市公園は227箇所あることから、多額の維持管理経費や施設の改修費が必要となっている。このため、逐一市民からの要望等の内容を確認し、必要性を判断して対応していることから、具体的な箇所を記載することは難しい。」としている。だが、アクションプランが計画の進捗管理に用いられていることから、具体的な事業内容や数値目標が設定されていなければ、その後の実績評価や今後の方向性を定めることも難しくなる。

また、他事業においては数値目標が明確になっているものが多い中で、公園緑地課に関する事業のみ令和4年度以降の数値目標が不明確なものになっていることには違和感がある。この点、公園緑地課は都市公園施設としての効用を優先する立場にあり、予算的にも措置されておらず、具体的な数値目標を公園緑地課自身で設定することは難しいことも考えられ、アクションプランを取りまとめたスポーツ課からは、公園緑地課が提出した記載案については特に指摘はなかったとのことである。

しかし、アクションプランの有用性を高めるためには、公園緑地課はスポーツ課等の関係部署と具体的な事業内容や数値目標を設定するよう協議するとともに、市はその協議に基づき、アクションプランを達成するための予算措置を行うことも検討されたい。

② 都市公園緑地施設等維持管理事業費

1) 指定管理について

公園緑地課が所管する公園については、指定管理により管理運営を行っている。指定管理による管理運営を行っている理由は、民間の能力を活用することで、多様化するニーズに効果的・効率的に対応しサービスの向上を図るとともに、経費の削減を図るためである。

指定管理の基本協定書では、事業報告について次のとおり記載されている。なお、乙は指定管理者、甲は市である。

(事業報告)

第 22 条 乙は、毎月業務終了後 20 日以内に、甲の定める様式により、次に掲げる事項を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 管理業務に係る経費の収支状況
- (3) 利用者からの意見、要望等の対応に関する事項
- (4) 修繕等の実施状況
- (5) 出納帳簿
- (6) 有料公園施設の稼働率
- (7) その他管理の実態を把握するために甲が必要と認める事項

(業務実施状況等の確認)

第 23 条 甲は前条により乙が提出した事業報告書のほか、「天津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針」に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

天津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針では、次のとおり記載されている。

IVモニタリングの項目

3 サービス提供の継続性、安定性の確認と評価

指定管理者によるサービスの提供が継続的・安定的に提供されているかどうかについて、指定管理者指定申請時の事業計画書及び年度毎の事業計画書の見込みと、収支実績との比較により、事業報告書(月次・期別・年次)に記載されている収支状況(料金収入の実績、委託料等の収支状況等)、自主事業の実施状況を含め、指定管理者指定申請時の収支計画と乖離していないか等を確認する。

4 財務状況及び労働条件のモニタリング

指定管理者は、「公の施設の設置及び管理に関する条例」で定める指定管理者の指定の基準のうち、「施設の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有す

るものであること」とされており、人的構成の根底をなす労働条件の確認、財務状況の把握をする必要があることから、施設の特性・運営状況に応じて「財務状況モニタリング」及び「労働条件モニタリング」を実施することとする。

(1) 財務状況モニタリングについて

『指定管理者の収入である利用料金や自主事業の収益等で施設の維持管理費を補っている施設』や『各施設所管所属で必要と判断する場合』においては、事業報告（年次）における単年度収支により総体的な経営状況を確認するだけでなく、団体の貸借対照表及び損益計算書等（財務諸表を備えていない任意団体等は、これに代わる財務状況が確認できる書類）を基に下記指標により団体が指定管理者の指定の基準を満たし、指定管理者を継続することが可能な財政状況なのかどうかを確認するものである。

なお、この指針で例示している目安では評価が難しい指定管理者もあることから、指定管理者の募集の際に同様の指標による財務状況の審査を選定委員会で行い、審査時とモニタリング時の比較による評価が行えるように検討しておく必要がある。

その結果、指定管理者を継続させることに疑義の生じた団体等については、個別に協議を行うこととする。

ア. 事業報告書（出納帳簿）について（結果 2-1）

事業報告では、指定管理の基本協定書第 22 条第 1 項第 5 号において、指定管理者は事業報告出納帳簿を提出することとなっているが、月次・年次の事業報告には出納帳簿は含まれていなかった。

市は、指定管理者の事業報告においては出納帳簿の提出確認を徹底し、出納帳簿の通査やサンプルチェックを実施することが必要である。

イ. 収支実績のモニタリングについて（結果 2-2）

大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針Ⅳモニタリングの項目、3 サービス提供の継続性、安定性の確認と評価では、事業計画書と収支実績との比較により、事業報告書（月次・期別・年次）に記載されている収支状況、自主事業の実施状況を含め、指定管理者指定申請時の収支計画と乖離していないか等を確認することとなっている。

この点、実績報告では、毎月・年度の施設ごとの収支状況の報告はされているものの、計画時の見込みと実績についての比較が実施されていない。

市はモニタリング指針に基づく予実比較を実施し、計画・実績の分析を実施することが必要である。また、指定管理の支出実績は、各施設の利用料金算定の基礎である原価となることから、必要に応じて支出内容の適切性をチェックすることが必要である。

ウ. 財務状況のモニタリングについて（結果 2-3）

大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針IVモニタリングの項目、4 財務状況及び労働条件のモニタリング、(1) 財務状況モニタリングについては、財務状況モニタリングを実施することとなっている。

市は指定管理者の募集の際は、財務状況の審査が行われていたものの、事業報告では団体の貸借対照表及び損益計算書等が提出されておらず、財務状況モニタリングを実施できていない。

市は今後、大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針に準拠した財務状況モニタリングを実施することが必要である。

エ. 皇子が丘公園プールと雄琴臨水公園プールの耐震補強工事について(結果 2-4)

皇子が丘公園プールと雄琴臨水公園プールは昭和 50 年代に設置された市営プールであり、既に設置から 40 年以上経過しているため老朽化が進んでいる。両施設の概要は以下のとおりである。

図表IV-2-3 皇子が丘公園プールと雄琴臨水公園プールの概要

施設名	皇子が丘公園プール			
	プール管理棟 A	プール管理棟 B	管理棟	プール棟
設置年度	昭和 54 年	昭和 54 年	昭和 55 年	昭和 55 年
規模	332.82 m ²	411.27 m ²	341.31 m ²	768.69 m ²
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)	鉄骨造	鉄骨造
階数	1 階	2 階	1 階	2 階

施設名	皇子が丘公園プール		雄琴臨水公園プール
	渡り廊下棟	機械室・電気室	
設置年度	昭和 54 年	昭和 54 年	昭和 51 年
規模	87.34 m ²	76.23 m ²	105 m ²
構造	鉄筋コンクリート造	コンクリート ブロック造	鉄骨造
階数	1 階	1 階	1 階

(出所 市提供資料より監査人作成)

市は皇子が丘公園プールについて平成 26 年 10 月から平成 27 年 8 月にかけて耐震診断調査を実施したが、その結果は図表Ⅳ－2－4 のとおりであり、調査を実施した 6 施設のうちプール管理棟 B、プール棟、管理棟で構造耐震判定指標が必要な耐震基準を満たしておらず、耐震補強工事が必要と判定された。市によると、同時期に設置された雄琴臨水公園プール（管理棟）においても同様の状態であるという。

図表Ⅳ－2－4 皇子が丘公園プール耐震診断調査の要約

番号	施設名	診断結果 耐震要・ 不要	構造耐震判定指標 Iso 値＝ 0.75、1.00 (0.75、1.00 下回ると NG)	補強に関する所見
1	プール管理棟 B	要	1 階 X 方向 0.56 < 0.75 NG	2 通 A 通柱際スリット補強を行うことで改善できる。また、開口閉鎖補強を行い、5 通 A-B 間壁に耐力壁が形成でき耐震を満足する。
2	プール棟	要	1 階 X 方向 0.10 < 0.75 NG	ギャラリー部の床に水平ブレースを増設することで耐震を満足する。
3	管理棟	要	1 階 X 方向 0.46 < 0.75 NG 1 階 Y 方向 0.69 < 0.75 NG	両方向に壁面ブレースを設けることで耐力の向上ができ、水平ブレースを増設することで水平力の応力伝達が可能となり耐震を満足する。
4	機械室・電気室	不要	1.15 > 1.00 OK	補強不要
5	プール管理棟 A	不要	0.85 > 0.75 OK	補強不要
6	渡り廊下棟	不要	1.28 > 0.75 OK	補強不要

(出所 市提供資料より監査人作成)

耐震診断調査時点から既に 8 年以上経過しているが、その後、これら施設の耐震補強工事は行われていない。市によると、調査当時、耐震補強工事を行った場合の工事内容と概算工事費用が、スリット補強、開口閉鎖補強、水平ブレース・壁面ブレース補強等で約 80,000 千円となることを見込んでおり、近年の人件費や資材の高騰を考えると、現時点では更に増額する可能性もあるという。

既に老朽化が相当進んでいる施設であり、地震が発生し、施設が倒壊した場合には市民の安全・安心が脅かされるリスクも高いため、早急に耐震補強工事を実施するか、施設の建替えあるいは廃止も検討すべきである。

オ. 大津市公共施設予約システム等の賃借料の按分について（結果2-5）

市はスポーツ施設を含む公共施設の利用について、予約システムを通じて予約を受け付けている。市が予約システムを導入するに当たって、5年間のリース契約という内容でシステム会社と契約しており、リース料総額47,000千円は各施設を管理する所管課に一定の按分率で按分され、按分後の金額を所管課が負担している。

各所管課の按分後の各年度における支出額は以下のとおりである。予約システムに関する負担は公園緑地課が毎年度5,000千円弱を支出しており、全体の過半数を占め最も大きくなっている。

図表IV-2-5 予約システムの最終見積額から算出した各課・各年度の支出負担額

(単位：円)

所属	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	計
	R1.10～ R2.3	R2.4～ R3.3	R3.4～ R4.3	R4.4～ R5.3	R5.4～ R6.3	R6.4～ R6.9	R1.10～ R6.9
	6ヶ月	12ヶ月	12ヶ月	12ヶ月	12ヶ月	6ヶ月	60ヶ月
年度合計 (理想値)	4,690,400	9,380,800	9,380,800	9,380,800	9,380,800	4,690,400	46,904,000
市民スポーツ課 (スポーツ課)	1,307,743	2,615,484	2,615,484	2,615,484	2,615,484	1,307,743	13,077,422
生涯学習センター	663,426	1,326,854	1,326,854	1,326,854	1,326,854	663,426	6,634,268
北部地域文化センター	111,936	223,873	223,873	223,873	223,873	111,936	1,119,364
和邇文化センター	150,158	300,317	300,317	300,317	300,317	150,158	1,501,584
公園緑地課	2,457,137	4,914,272	4,914,272	4,914,272	4,914,272	2,457,137	24,571,362
各課合計	4,690,400	9,380,800	9,380,800	9,380,800	9,380,800	4,690,400	46,904,000

(出所 市提供資料より監査人作成)

監査人がこの按分計算の合理性を確認するために根拠資料の提出を求めたところ、根拠資料は保管されておらず、「当時の担当者が各所管課の施設数又は部屋数によって按分しているものと推測される。」との回答であった。各所管課の負担の合理性を担保するため、計算結果のみを資料として残すのではなく、その根拠についても資料として残すべきである。

また、根拠資料や算定方法が不明確なままだと、新たに担当者が一から根拠資料を収集し、算定方法を検討することになる。担当者の業務が不効率になることから根拠資料の保管が必要である。

特に、公園緑地課においては管理する施設が多いという理由のみで予約システムの負担が大きくなっていることに疑問がある。確かに予約システムの利用においては、施設を管理する公園緑地課においても有用なものではあるが、予約システムのデータ利用等スポーツ課においても活用できる余地は大きいと思われ、予約システムに関する管理も市のDX施策の一部と考えると、情報政策課等で管理した方が良いという考えもある。

いずれにせよ、予約システムの負担に関する市の考え方を明確にし、その考えに基づいた按分計算を実施すべきである。

カ. 月輪大池公園グラウンドの利用状況の確認について（意見2-3）

市は月輪大池公園の維持管理について住民団体に委託し、維持管理料を支払っている。月輪大池公園には無料で使用できるグラウンドがあり、市はその利用状況を管理するため、住民団体から毎月、当月の利用状況（実績）と翌月の利用状況（予定）の提出を受け、課内で回覧し確認を行っているとのことである。月輪大池公園グラウンドは多目的広場であり、スポーツ施設としての定義からは外れるが、市民が実際にグラウンド・ゴルフ等に使用しているため監査対象とした。

監査人が令和4年度における利用状況を確認したところ、以下のとおり、利用状況（実績）であるにもかかわらず、利用状況（予定）の記載内容と変わらず、「予備日」と記載されたままのものが2件発見された。利用状況（実績）の作成時点においては「予備日」の顛末は判明しているはずであり、市は「予備日」の記載を修正させ、実際の使用状況について記載させるべきであった。

図表IV-2-6 月輪大池公園グラウンド利用状況の予定と実績（一部抜粋）

令和4年5月 月輪大池公園グラウンド利用状況 (予定)			
13	金	(全) ○○○クラブ G/G (予備日)	

↓ 同一の内容

令和4年5月 月輪大池公園グラウンド利用状況 (実績)			
13	金	(全) ○○○クラブ G/G (予備日)	

(出所 月輪大池公園利用実績等の報告についてより監査人作成)

令和4年度の月輪大池公園グラウンド利用状況は毎月、前月に提出された予定と当月の実績が同じものであったことから、市が確認する際には単に形式だけでなく、当日の天

候等も勘案し、予定と実績に変更がなかったかなど、実質的な内容についても住民団体にヒアリング等を行い確認すべきである。

キ. 指定管理者に対する確認の徹底について（意見 2-4）

令和 5 年 3 月度事業報告書の収支報告では、指定管理全体の利用料金収入と施設ごとの利用料金収入が記載されている。全体の利用料金収入年額は 232,714 千円であるのに対し、施設ごとの利用料金収入年額の合計は 231,909 千円と 803 千円相違していた。

上記の状況のほか、事業報告書（出納帳簿）について（結果 2-1）における出納帳簿の確認不足や収支実績のモニタリングについて（結果 2-2）、財務状況のモニタリングについて（結果 2-3）といった結果も生じており、その根底には指定管理者に対する確認不足があるように見受けられる。

公園緑地課は、大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針に準拠したモニタリングを実施し、指定管理者が提出する資料は適時の確認を徹底する必要がある。

ク. 事業報告書（管理業務の実施状況）について（意見 2-5）

指定管理者は、年間管理業務作業計画書を作成し、施設保守点検業務・清掃業務・巡回業務等の管理業務について、施設ごと・月ごとの回数を計画している。

管理業務の実績報告では、管理業務について、施設ごと・月ごとに実績回数が記載されているが、計画と実績の回数が異なっても特に理由は記載されていない。今後は管理業務について、計画回数と実績回数に乖離が生じた場合は理由を記載するようにし、仕様書の水準が未達となっていないか、提案書の達成状況がどうかについても確認することを検討されたい。

ケ. 事業報告書（報告書の名称）について（意見 2-6）

年間管理業務の実績報告書の名称が、年間管理作業予定表となっていた。今後は報告書の名称が適切か留意されたい。

コ. アンケートについて（意見 2-7）

大津市都市公園指定管理業務仕様書（都市公園（226 公園）、都市公園プール、におの浜ふれあいスポーツセンター 共通）では、次のとおり記載されている。

2 管理運営方針

(3) 利用者ニーズの把握

サービス提供の効果確認及び更なるサービス向上のため、3 半期ごとに 1 度以上利用者に対しアンケートを実施することとします。アンケートを実施する際は、内容について

て事前に市の承諾を得ていただきます。また、アンケート実施結果及び対応方針についても3半期ごとに報告していただきます。

指定管理者はイベント開催時にアンケートを実施しているが、事業報告書ではアンケートの実施結果及び対応方針に関する報告は含まれていなかった。アンケートの実施結果及び対応方針に関する事項は今後のより良い事業の推進に活用できる情報になると考えられることから、事業報告書においてもアンケート結果のまとめ・利用者満足度向上のための取組を含めることを検討されたい。

サ. 尾花川公園テニスコートの用途変更について（意見2-8）

公園緑地課が管理する有料のスポーツ施設について、監査人が利用者数や稼働率の状況をヒアリングした結果は以下のとおりであり、皇子が丘公園や皇子山総合運動公園、大石緑地スポーツ村のテニスコートでは稼働率が70%を超えている一方、尾花川公園のテニスコートでは、令和2年度から令和4年度まで一定して稼働率が20%強と低い状況にある。

図表IV-2-7 都市公園運動施設利用者数一覧（テニスコート部分を抜粋）

都市公園運動施設利用者数一覧

令和3年度と4年度を比較して増加

【皇子が丘公園】

施設名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	利用者数	稼働率	利用者数	稼働率	利用者数	稼働率
テニスコート	39,730	69%	40,949	64%	44,940	72%

【皇子山総合運動公園】

施設名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	利用者数	稼働率	利用者数	稼働率	利用者数	稼働率
テニスコート	22,772	80%	24,389	76%	24,585	81%

【尾花川公園】

施設名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	利用者数	稼働率	利用者数	稼働率	利用者数	稼働率
テニスコート	1,058	22%	1,357	21%	1,747	22%

【伊香立公園】

施設名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	利用者数	稼働率	利用者数	稼働率	利用者数	稼働率
テニスコート	12,757	60%	14,304	55%	15,493	53%

【大石緑地スポーツ村】

施設名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	利用者数	稼働率	利用者数	稼働率	利用者数	稼働率
テニスコート	46,467	48%	35,074	60%	37,442	73%

（出所 市提供資料より監査人作成）

図表Ⅳ－２－８のとおり、尾花川公園テニスコートの現状を視察したところ、市の幹線道路沿いにあり、交通至便の場所に位置している。管理は皇子山総合運動公園の指定管理者が実施しているため、受付は皇子山総合運動公園で行われており、2面のコートはフェンスに囲まれ、出入り口も分かりづらい状況であった。

交通至便の場所に位置しているにもかかわらず近くに駐車場もなく、皇子山総合運動公園からも比較的近い位置にあることから、今後も利用者数や稼働率が向上する見込みは低いと考えられる。

図表Ⅳ－２－８ 尾花川公園テニスコートの現状



(出所 監査人撮影)

公園緑地課によると、隣接地が県の整備した公園であり、テニスコートを用途変更して緑地等の公園にするのも難しいとのことではあるが、テニスコートとして運営する以上はその指定管理料が発生している。所定の利用料金を徴収しているが、利用料金では施設維持費を賄っていない状態である(意見2-9「受益者負担を考慮した使用料設定の検討について」を参照)。

市に多くのテニスコートがある中で、利用者数や稼働率が低い尾花川公園テニスコートをどのように有効活用するかについては議論の余地がある。市は今後も同公園のテニスコートを維持するとしても、今後は公園緑地等として管理する場合の費用とテニスコートとして管理する場合の費用を比較衡量して、費用対効果を踏まえた有効活用の方法を検討されたい。

シ. 受益者負担を考慮した使用料設定の検討について（意見 2-9）

市は施設利用者の負担の公平性を確保し、利用者がどこまで負担すべきか、市がどこまで負担すべきかなど使用料についての基本的な考え方を整理するため、平成 23 年 3 月に施設使用料設定基準を策定し、公園緑地課が管理するスポーツ施設の使用料にも当該基準が適用されている。

平成 27 年 8 月に改訂された現行の施設使用料設定基準では、基本の算定方式を「使用料＝原価×受益者負担割合」としている。このうち、原価は人件費等の「人にかかる経費」とサービス提供や施設を維持管理するための「物にかかる経費」としている。だが、施設自体の使用や年数経過によって発生する減価償却費や維持補修費は「全ての市民に利用を提供するための費用であり、市民全体の財産となるため、原価として計算しない。」としており、民間事業者等を指定管理者に選定し、管理委託に出した場合にも、厳密には職員においても管理経費が発生するはずであるが、原価としては指定管理者が支出した管理経費のみが算定対象となっている。

受益者負担割合は、対象とする施設の「日常生活上の必要性」、「民間による提供の可能性」といったサービスの性質（公共性の強弱）により、受益者と市（公費）の負担割合を決定したものという。受益者割合の設定方法については以下のとおりである。

図表Ⅳ－２－９ 受益者割合の設定方法

【3分割×3分割＝9分類の受益者負担割合5段階】（表③）

民間による提供の可能性 ↑ 市場性 ↓ 非市場的 市場的		A 非市場的	50%	25%	0%
		B 両者の中間	75%	50%	25%
		C 市場的	100%	75%	50%
		公共性 弱	Ⅲ 選択的	Ⅱ 両者の中間	Ⅰ 必需的
			弱	必需性	強
			選択的	生活上の必要性	必需的

（出所 市「施設利用料設定基準」より監査人作成）

市はこの施設使用料設定基準に基づく使用料の算定を平成30年に実施しており、この結果に基づき、令和元年10月（消費税率改正含む。）と令和4年4月に2段階で使用料改定を行っている。指定管理施設については原則、指定管理者の更新ごとに使用料の見直しを実施しているため、次回は令和7年度に見直しを行う予定という。監査人は市が実施した施設使用料設定基準に基づく資料を入手し、主な施設について原価率等の算定等の分析を実施した。その分析結果は以下のとおりである。

図表Ⅳ－２－１０ 公園緑地課が管理する施設使用料の推移と原価率

都市公園運動施設使用料の推移と原価率

【皇子が丘公園】

施設名	使用料（単位：円）			原価	使用料 増加率	受益者 負担割合	調整後 原価	原価率
	H29	R1	R4					
アリーナ	1,600	2,000	2,400	4,049	150%	75%	3,037	127%
小体育館	600	600	600	772	100%	75%	579	97%
第2体育館	2,100	2,620	3,150	26,410	150%	75%	19,808	629% ※2
テニスコート	450	560	670	2,518	149%	100%	2,518	376%
グラウンド	800	1,000	1,200	3,265	150%	75%	2,449	204%
弓道場	1,000	1,250	1,320	1,761	132%	75%	1,321	100%
トレーニング室	300	300	300	451	100%	75%	338	113%
温水プール	600	750	900	1,834	150%	100%	1,834	204%

【皇子山総合運動公園】

施設名	使用料（単位：円）			原価	使用料 増加率	受益者 負担割合	調整後 原価	原価率
	H29	R1	R4					
野球場	4,500	5,620	6,750	12,284	150%	75%	9,213	136%
室内練習場	600	600	600	889	100%	75%	667	111%
陸上競技場	2,560	3,200	3,840	7,643	150%	75%	5,732	149%
テニスコート	450	560	670	2,125	149%	100%	2,125	317%
グラウンド	800	1,000	1,200	2,731	150%	75%	2,048	171%

【尾花川公園】

施設名	使用料（単位：円）			原価	使用料 増加率	受益者 負担割合	調整後 原価	原価率
	H29	R1	R4					
テニスコート	450	560	670	1,063	149%	100%	1,063	159%

【伊香立公園】

施設名	使用料（単位：円）			原価	使用料 増加率	受益者 負担割合	調整後 原価	原価率
	H29	R1	R4					
テニスコート	450	560	670	6,476	149%	100%	6,476	967%
グラウンド	800	1,000	1,200	22,268	150%	75%	16,701	1392%
芝生グラウンド	3,000	3,750	4,500	28,479	150%	75%	21,359	475%
全天候型多目的広場	800	1,000	1,200	4,505	150%	75%	3,379	282%

【におの浜ふれあいスポーツセンター】

施設名	使用料（単位：円）			原価	使用料 増加率	受益者 負担割合	調整後 原価	原価率
	H29	R1	R4					
アリーナ	1,600	2,000	2,400	5,986	150%	100%	5,986	249%
プール	600	750	900	1,489	150%	100%	1,489	165%
トレーニング室	200	200	200	575	100%	100%	575	288%

- ※1：時間帯や年齢により使用料が異なるため、使用料は一般使用、平日午前9時から午後5時までの使用料で、大津市都市公園条例別表第2の料金表に記載のものにつき、原価等の分析を行った。
 ※2：平日午前9時から正午までと午後1時から午後5時までの使用料が別途記載されているため、※1の前提に合わせるため、使用料と原価とも2つの時間帯を合わせたものとした。

（出所 市提出資料より監査人作成）

監査人が実施した分析結果では原価は平成29年度のものではあるが、皇子が丘公園の小体育館を除き、受益者負担割合調整後においても原価率が100%を超え、原価が使用料を大きく上回っていることが判明した。これは過去の使用料改定において、激変緩和措置として令和元年度の改定では25%、令和4年度の改定では50%の改定にとどめたためである。

現行の施設使用料設定基準では減価償却費等が入っておらず、仮に原価率が100%以下であっても毎年度の人件費や経費が回収できるのみであり、老朽化した施設の建替えにかかる多額の財源は確保できない。また、物価高騰により平成29年度の算定当時より原価が増加していることにより、更に原価率が高くなっていることが予測される。

市はこれらの状況を踏まえて、基本的な考え方として施設使用料設定基準で算定された使用料になるよう引き続き経費削減と使用料改定に努めるとともに、減価償却費等も含めたフルコストでの原価に基づいた使用料も算定し、利用可能な国、県等からの補助や起債も勘案した上で、老朽化した施設の建替え等にかかる財源の確保についても検討されたい。

3. 教育委員会事務局 学校教育課

(1) 事務分掌と組織体制等

① 事務分掌

学校教育課は学事グループ、経理グループ、指導グループ、保健体育グループの4グループで構成されており、スポーツ推進を担当しているのは保健体育グループである。グループの事務分掌は以下のとおりである。

保健体育グループ

- ・学校の保健、安全及び環境衛生に関すること。
- ・学校体育の指導助言及び教材の取扱いに関すること。
- ・学校体育の指導者の研修、養成及び育成に関すること。
- ・学校体育団体の育成指導に関すること。
- ・学校の保健及び体育に係る調査及び統計に関すること。
- ・部活動の運営及び指導体制に関すること。

② 組織体制

学校教育課のスポーツ推進に係るグループの組織体制は、以下のとおりであり、関係する職員数は9名である。

所管課・係	職制	主要な事務分掌
課長		課全般の指導及び総合調整
課長補佐		課全般の指導及び総合調整の補佐
課長補佐		課全般の指導及び総合調整の補佐
保健体育グループ	指導主事 保健体育 GL	・保健体育グループの総括 ・中学校の保健体育指導、部活動に関すること。
	指導主事	小学校の体育指導、体育関係調査、統計に関すること。
	指導主事	学校の保健指導、調査、統計に関すること。
	主任	保健体育グループの予算及び事務の総括、就学時健康診断に関すること。
	会計年度任用職員	日本スポーツ振興センター災害給付に関すること。
	会計年度任用職員	学校教育の指導助言、就学時健康診断に関すること。

(2) 過去3年間の予算、決算状況

学校教育課の3年間の補正後の予算及び決算状況は、以下のとおりである。予算決算については、スポーツに関連する事業を他の事業と区分しておらず、個別に管理もしていないため、所管課の全額を記載している。

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入予算額	112,727	77,496	101,297
歳入決算額	107,340	75,086	81,135
歳出予算額	2,231,238	2,605,392	2,748,211
歳出決算額	2,134,870	2,526,037	2,661,777

(3) 令和4年度のスポーツ推進に関する主な事業の概要

学校教育課の令和4年度の市のスポーツ推進に関する主な事業の概要は、以下のとおりである。

① 部活動指導員の配置〔会計年度任用職員雇用経費〕

項目	概要
事業の目的	学校教育法施行規則の一部改正を受け、部活動の指導や大会の引率等を行える部活動指導員を配置し、部活動の技術指導にとどまらず、部活動の運営や練習計画の作成、人間形成、生徒指導、大会への引率などを担うことによる教員の負担軽減を目指す。
根拠法令等	学校教育法施行規則
アクションプランとの関係	2次世代を担う子どもの運動、スポーツの推進 (3) 運動部活動におけるスポーツの推進
主な事業内容	中学校6校に6名の部活動指導員を配置する。部活動指導員による部活動指導を行い、生徒の競技力や技術力の向上を図るとともに教員の負担軽減を図る。
実施主体	市
実施形態	直営
その他参考事項	—
令和4年度決算額	4,517千円(国県補助1,523千円含む。)

② 大津っ子体力向上推進事業(体育科指導リーダーの配置)

〔会計年度任用職員雇用経費〕

項目	概要
事業の目的	「人生100年時代」をより豊かにするために、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現させようとする児童の資質や能力の育成と体力の向上を図る必要がある。複数教員によるきめ細かな体育科指導や個に応じた指導を研究する実践校を設置することにより、「主体的、対話的で深い学び」の実現に向けた体育科教育の推進、充実を図る。
根拠法令等	—
アクションプランとの関係	2次世代を担う子どもの運動、スポーツの推進 (2) 学校体育などにおけるスポーツ環境の充実
主な事業内容	小学校2校において、体育科指導リーダーを配置し、複数教員による、きめ細かな指導を行い、児童の運動意欲の喚起、体力向上を図る。そのため、推進校2校に非常勤講師を配置する。
実施形態	直営
その他参考事項	—
令和4年度決算額	2,301千円

③ 外部指導者活用事業〔学校体育指導推進事業費（中学校）〕

項目	概要
事業の目的	部活動の指導に関しては、必ずしも専門的な指導ができる教員を顧問として配置することができないことから、教員の技術指導のサポートのため、地域に住むスポーツや芸術の技能、専門的知識を持つ者や競技経験等のある者を外部指導者として活用し、生徒の競技力、技術力の向上を図る。
根拠法令等	—
アクションプランとの関係	2次世代を担う子どもの運動、スポーツの推進 (3) 運動部活動におけるスポーツの推進
主な事業内容	中学校10校、18部活動において20名の外部指導者を活用する。顧問の指導の下に行われる部活動において、技術指導のサポートを行い、生徒の競技力や技術力の向上を図る。
実施形態	直営
その他参考事項	—
令和4年度決算額	1,190千円

④ アクティブライフマネジメント事業〔学校体育指導推進事業費（小学校）〕

項目	概要
事業の目的	意欲的に運動、遊びに取り組めるように運動環境を改善し、児童の体力の向上に繋がるよう授業改善をサポートする。
根拠法令等	－
アクションプランとの関係	2次世代を担う子どもの運動、スポーツの推進 (2) 学校体育などにおけるスポーツ環境の充実
主な事業内容	小学校9校において、運動環境の整備を行うとともに、指導主事による授業参観を行い、体育科の授業改善をサポートする。
実施形態	直営
その他参考事項	－
令和4年度決算額	130千円

⑤ 小学校体育指導推進事業〔学校体育指導推進事業費（小学校）〕

項目	概要
事業の目的	大津市小学校体育連盟と連携し、児童の体力向上、学校体育指導の充実を図る。
根拠法令等	－
アクションプランとの関係	2次世代を担う子どもの運動、スポーツの推進 (2) 学校体育などにおけるスポーツ環境の充実
主な事業内容	大津市小学校体育連盟と連携し、大津市陸上記録会、スポーツランキング、OTSUスーパートライチャンピオン大会、体育実技講習会を実施し、児童の体力向上や学校体育指導の充実を図る。
実施形態	直営
その他参考事項	－
令和4年度決算額	1,383千円

⑥ 授業改善テクニカルサポート事業〔学校体育指導推進事業費（小中学校共通）〕

項目	概要
事業の目的	「主体的、対話的で深い学び」を実現するための授業改善を図ることを目的とする。
根拠法令等	－
アクションプランとの関係	2次世代を担う子どもの運動、スポーツの推進 (2) 学校体育などにおけるスポーツ環境の充実

主な事業内容	小中学校2校を対象に指導主事が訪問し、授業分析を通して、指導助言を行い、児童生徒が運動することに喜びを味わい、主体的に運動に関わろうとする資質、能力を育成できるよう授業改善を図る。
実施形態	直営
その他参考事項	—
令和4年度決算額	181千円

(4) 監査の結果及び意見

① 部活動指導員事業

ア. 事業評価の実施について（意見3-1）

部活動指導員事業の目的は「指導員を配置することにより、技術指導にとどまらず、部活動の運営や練習計画の作成、人間形成、生徒指導、大会への引率などを担うことによる教員の負担軽減を目指す。」とされている。だが、当該事業において事後的な評価を実施していないため当該事業を実施した結果、どの程度教員の負担軽減という目的が達成できたのか不明な状況が見受けられた。

また、事業評価を適切に実施しないまま、毎年指導員を増員し予算が増加している状況であり、当該予算増加の正当な理由が不明な状況が見受けられた。

今後においては改善状況等について指導員を派遣している学校から報告を受け、当該報告を検討することにより事業評価を実施するとともに、その結果に基づき予算の増加要求を実施すべきである。

② 外部指導者活用事業

ア. 外部指導者の指導時間について（意見3-2）

外部指導者の指導時間は部活動外部指導者活用事業実施要項第8項において「年間35回以内、1回の指導時間は2時間程度」と上限が定められているが、実際には当該上限時間を超えて指導が実施されている事実があることが確認された。

外部指導者は地域貢献への関心が高いことから、追加の報償費が支払われないにもかかわらず、上限時間を超えて熱心に指導しているとのことであるが、上限時間を超える指導について必要性があるのであれば、必要に応じて上限時間の延長及び予算の増額を要求することについて検討する必要がある。

③ アクティブライフマネジメント事業

ア. 報告書の承認手続について（結果3-1）

アクティブマネジメント事業の事業費により備品を購入した学校においては、指導主事による学校訪問を実施して授業参観を行い、指導助言を行っている。当該訪問に関する

報告書を指導主事が作成しているが、当該事業の対象となった石山小学校の報告書を確認したところ、確認押印欄に押印がなく、いつ、だれが、どのように確認したかが事後的に確認できない状況が見受けられた。

今後においては、報告書の提出後速やかに確認作業を実施するとともに、適切な承認手続を実施すべきである。また、授業改善テクニカルサポート事業における真野小学校の報告書においても同様の状況が確認されており、適切な対応をすべきである。

イ. 購入備品の確認について（意見 3-3）

上記報告書の内容について検証したところ、事業費により備品を購入した学校に訪問しているにもかかわらず、当該事業で購入した備品の実査に関する記載項目が報告書になく、事業の実施内容と報告書の内容にずれが見受けられた。

今後においては、報告書のフォーマットを修正し、購入備品について現物確認をするよう改善が必要である。

ウ. 未申請理由の確認について（意見 3-4）

アクティブライフマネジメント事業の消耗品費予算の対象校は9校であるが、実際に実施された学校は6校しかなく、残りの3校については対象となっていたにもかかわらず、申請がなかった。この3校については当該事業が実施されておらず、消耗品の購入だけでなく訪問による授業参観の実施もないまま終了しており、市は未申請であった3校に対して申請がない理由について確認していないため、申請が不要であったのか、申請を失念してしまったのか不明な状況であることから、当該予算の必要性についての判断が困難な状況が確認された。

今後においては不要とする場合においても、その理由を記載した書面を提出させることにより現場の状況を把握し、翌期以降の予算編成に関する検討資料とする必要がある。

また、不要な学校があるのであれば、その要因を分析した上で、他の学校に予算を配分する又は当該予算を翌期以降において削減する等の対応策について検討する必要がある。

④ 小学校体育指導推進事業

ア. 事業費の流用承認手続について（意見 3-5）

小学校体育連盟の決算報告書について支出及び返還金の確認は実施されているが、細目の予算と決算額の差異について分析及び確認が実施されておらず、予算を超えて支出されているもの、予算より決算額が少ないものについてその理由が確認できない状況にあった。

具体的には、天津市小学校体育連盟活動負担金のうち組織活動費については予算33,500円に対し決算額が81,336円と決算額が予算を上回る状況が確認された。当該決算額の財源は当該負担金のうち予算より決算額が少なかった事業費及び調査研究活動費等

の予算の一部を流用しており、当該流用について小学校体育連盟は担当指導主事に使用用途を確認し、承認を得て支出したとのことである。だが、当該承認手続に関する書類が保存されておらず、適切な承認を受けた上で当該予算が支出されたかどうか事後的に確認できない状況が確認された。

今後においては、特別な事情により細目の予算間で流用を行う場合には、その理由と承認に至った経緯について書面を作成し、事後的に検証可能とする必要がある。また、当該理由の重要性の有無により、今後の予算編成に反映させる必要性についても併せて検討すべきである。

⑤ 学校プール

ア. 学校プールのあり方と地域との連携について（意見 3-6）

学校プールは小中学校 55 校に設置され、教育目的で使用する夏季限定の施設であり、維持管理に年間平均 54,000 千円の経費が掛かっている。また、本計画の対象として計画的な更新を進めるのであれば、ますます財源上の課題が生じることは容易に想定される。全国的に見ても小中学校のプールは建設から長い年月が経過し、施設の老朽化が進んでおり、近年では、学校プールの維持・管理、更には廃止・集約化、広域化、民間委託等も含めた議論が話題に挙がるようになってきている。

今後、市においても人口減少と少子化が進行する中で学校プールのあり方が問われることになるが、令和 4 年 8 月の議会において、以下の答弁がされており、課題認識はされている。

現在、公立学校施設の老朽化対策が重要な課題となっております。また、その中で、学校プールも例外でないことも認識をしております。公教育の責任として、子どもたちにとって大切な学びの場をどのように保障していくのか、学校内に維持するのか、公営プールや民間プールなど学校外の施設を活用するのか、学校プールの共同利用も含め様々な方法について調査研究に努めてまいります。

市ではその後、学校プールのあり方について関係所管課の間で検討されたようであるが、具体的な進展を示す事実は認められなかった。ただし、現時点において、学校プールのあり方について他都市でも実施されている市内の民間・公的プールの利用の可否について、以下のとおり検討を始めている。

図表Ⅳ－３－１ 学校プールのあり方検討事項

ア) 学校水泳学習に係る民間（公的）施設利用等の調査

- ・他都市の状況調査
- ・市内民間、公的プールの状況調査
- ・受入可能な施設 ・受入先の許容人数

イ) 実施に向けた課題

- ・施設使用に係る費用
- ・輸送手段及び輸送に係る費用
- ・移動時間
- ・その他

(出所 市提供資料より監査人作成)

学校プールのあり方については、施設のハード面とソフト面に区分して検討することになる。前者は、市の教育委員会が平成28年12月に公表している「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン」における学校規模に応じた教育環境の充実策との整合性を担保する必要がある。現状では小中学校55校全てに設置されている学校プールを今後も維持するのか、それとも学校規模に応じた設置の見直しを行うのか、学校プールのあり方によっては影響を受ける地域の関係者とも十分な協議を行い、地域の実情に応じたきめ細かな対応が求められる。

後者は、保健・体育科の学習目標を達成するためのよりよい方法として、水泳指導を民間プールや外部の専門的な指導者の協力を得て行うことが考えられる。学習場所として、市営プールや民間プールを使用する場合は、マイクロバスなどの移動手段及び移動時間の問題、更には民間活力を利用した場合の直営との経費比較など、検討すべき事項は多岐にわたる。これらの事項も地域の関係者とも十分な協議を行い、実施可能性について検討する必要がある。

市は、市営プールのあり方についても検討していることから、こうした点との整合性も考慮した上で、学校プールのあり方について速やかに実施可能性を関係所管課と協議し、その結果を公表することを検討されたい。

4. 教育委員会事務局 教育総務課

(1) 事務分掌と組織体制等

① 事務分掌

教育総務課における学校施設関係の事務分掌は以下のとおりである。

施設係

1. 学校（幼稚園を除く。）の建設計画及びこれらに係る渉外調整に関すること。
2. 学校施設（幼稚園の施設を除く。）の設置及び廃止に関すること。
3. 学校施設の管理及び設備に関すること。
4. 学校施設の借地契約等に関すること。
5. 学校施設の目的外使用に関すること。
6. 学校の各種管理委託業務に関すること。
7. 学校施設に係る各種補助業務に関すること。

② 組織体制

教育総務課の学校施設関係の組織体制は以下のとおりであり、職員数は 10 名である。施設係の係長以下の職員は特に職務分担を区分しておらず、全員がおおむね共通の事務を行っている。

所管課・係	職制	主要な事務分掌
課長（兼）情報政策課DX推進室参事		課全般の総括
課長補佐（兼）危機・防災対策課副参事		<ul style="list-style-type: none"> ・課長の補佐 ・教育委員会所管職員（県費負担教職員及び幼稚園の職員を除く。）の人事（研修を含む。）に関すること。 ・教育委員会所管の事務事業に係る連絡調整に関すること。 ・職員団体及び労働組合に関すること。 ・教育委員会組織等の改革に関すること。
施設係	係長	<ul style="list-style-type: none"> ・係の総括 ・学校の規模等の適正化に関すること。 ・総合計画・重点事業ほかに関すること。
	主査	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校施設の長寿命化改良事業に関すること。 ・小中学校施設の大規模改造、建設及び計画、用地取得に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助・起債借入れ等の手続、県調査・投資的経費等に関する事。 ・予算の執行・要求・決算に関する事。
主任	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校施設の長寿命化改良事業に関する事。 ・小中学校施設の大規模改造、建設及び計画、用地取得に関する事。 ・県調査・投資的経費等に関する事。 ・予算の執行・要求・決算に関する事。
主事	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校施設の長寿命化改良事業に関する事。 ・小中学校施設の大規模改造、建設及び計画、用地取得に関する事。 ・国庫補助・起債借入れ等の手続に関する事。 ・予算の執行・要求・決算に関する事。
主査	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校施設の維持管理に関する事。 ・小中学校施設の用地処理に関する事。 ・小中学校施設の委託業務に関する事。 ・小中学校施設の大規模改造に関する事。 ・施設台帳に関する事。 ・学校施設の目的外使用許可に関する事。 ・予算の執行・要求・決算に関する事。
主任	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校施設の維持管理に関する事。 ・小中学校施設の用地処理に関する事。 ・小中学校施設の委託業務に関する事。 ・小中学校施設の大規模改造に関する事。 ・施設台帳に関する事。 ・開発・中高層協議に関する事。
主任	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校施設の維持管理に関する事。 ・小中学校施設の用地処理に関する事。 ・小中学校施設の委託業務に関する事。 ・小中学校施設の長寿命化改良事業及び大規模改造に関する事。
主事	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校施設の維持管理に関する事。 ・小中学校施設の用地処理に関する事。 ・小中学校施設の委託業務に関する事。 ・小中学校施設の大規模改造に関する事。

(2) 過去3年間の予算・決算状況

教育総務課の3年間の補正後の予算及び決算状況は、以下のとおりである。

予算決算については、学校体育施設に関連する事業を他の事業と区分しておらず個別に管理もしていないため、所管課の全額を記載している。

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入予算額	44,970	120,713	505,345
収入決算額	37,180	97,661	414,457
歳出予算額	908,029	1,229,975	3,039,132
歳出決算額	868,368	1,149,720	2,525,806

(3) 主なスポーツ施設の概要

教育総務課が所管する学校体育施設には学校体育館と学校プールがあるが、教育目的で整備した教育施設であり、スポーツ推進を目的としているものではない。ただし、本報告書ではスポーツ推進をテーマにしている関係で、この章では、例として現場視察を行った学校体育施設について学校開放の観点から概括的に記載している。学校開放のスポーツ施設として、同じような学校体育施設が55の小中学校だけあるということになる。

項目	細目
施設名称	・晴嵐小学校（現場視察の施設）
施設種別等	・体育館 ※大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則に基づき、学校施設の管理上支障がない範囲でスポーツ団体等へ貸出を行っている。許可時間は午前9時から午後9時までの間とする。 ・学校プールは25メートルプールであるが、その貸出は行っていない。構造や規模等は記載していない。
料金	・電灯等を使用した場合、当該使用に係る実費弁償相当分
建築年月日	・昭和63年3月
規模	・保有面積 1,100㎡
構造	・構造の種類（S造）
運営形態	・直営（所管課含む）
その他の機能	・地域防災計画上の施設

項目	細目
施設名称	・唐崎中学校（現場視察の施設）
施設種別等	・体育館 ※大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則に基づき、学校施設の管理上支障がない範囲でスポーツ団体等へ貸出を行っている。許可時間は午前9時から午後9時までの間とする。 ・学校プールは25メートルプールであるが、その貸出は行っていない。構造や規模等は、記載していない。
料金	・電灯等を使用した場合、当該使用に係る実費弁償相当分
建築年月日	・昭和52年3月
規模	・保有面積 1,240㎡
構造	・構造の種類（S造）
運営形態	・直営（所管課含む）
その他の機能	・地域防災計画上の施設

（4）令和4年度のスポーツ推進に関する主な事業の概要

教育総務課では（3）主なスポーツ施設の概要に記載のとおり、学校体育館や学校プールは教育施設であることから、スポーツ推進に関する事業は存在しない。強いて言えば、学校施設大規模改修費事業や設備維持管理補修費の中に学校体育施設が含まれることがある。

そこで、学校体育施設に関する事業を以下のとおり概括的に記載し、具体的な内容については（5）学校体育施設の長寿命化計画についての箇所で、学校体育施設の改修についてその概要を記載している。なお、令和4年度においては、仮設校舎の工事が行われているが、学校体育施設の改修工事はない。

事業名	概要
小中学校大規模改造事業費	主に国の交付金等を活用した大規模な改修事業を行う。具体的な事業としては、長寿命化改良事業、トイレ改修事業等を実施しており、長寿命化改良事業において校舎と併せて体育館の改修も実施している。
小中学校維持管理事業費	日常の学校施設を維持するための修繕、小額工事及び保守委託等を実施しており、プールの維持管理は当該事業において実施している。
小中学校校舎等改修事業費	中規模改修としてEVや渡り廊下の改修等を実施している。

(5) 学校体育施設の長寿命化計画について

市の教育委員会は、令和3年3月に「大津市学校施設長寿命化計画」（以下、この章において「本計画」という。）を公表している。学校施設について、長寿命化できるものは長寿命化し、学校別や部位別の優先順位等を決定し、適正に改修・改築を行うことで、コスト縮減や財政負担の平準化を図ることを目的として策定している。

本計画の計画期間は、大津市公共施設適正化計画の計画期間（2016年度～2042年度）の終期と統一し、2021年度（令和3年度）から2042年度（令和24年度）までの22年間としている。ただし、長寿命化改良の推進による財政的な効果は長期的な視点が必要であることから、コストシミュレーションの期間を2021年度（令和3年度）から2060年度（令和42年度）までの40年間としている。なお、本計画は社会情勢や教育環境の変化等により、必要に応じて適宜見直すものとしている。

本計画において、市は保有する小学校及び中学校の校舎、体育館等を対象施設としているが、小規模な建物（倉庫や部室等のおおむね200㎡以下の建物等）や学校プールは対象としていない。そこで学校体育施設である学校体育館と学校プールについて、本計画との関連状況を取りまとめることとした。

① 学校体育館

ア. 学校体育館の老朽化状況

市は、本計画の策定に際して、学校施設の老朽化状況を把握するため、構造躯体の健全性及び構造躯体以外の劣化状況等について、評価を行っている。構造躯体の劣化状況に関しては、屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備の五つに分類し、法定点検の結果や現地調査等から、以下の評価基準に基づき評価している。

図表Ⅳ－４－１ 学校施設の老朽化状況の評価基準

評価	屋根・屋上、外壁 (目視による評価)	内部仕上げ、電気設備、機械設備 (経過年数及び目視による評価)
A	おおむね良好	おおむね良好、もしくは20年未満
B	部分的に劣化、安全上、機能上、問題なし。	部分的に劣化、安全上、機能上、問題なし。もしくは20～40年
C	広範囲に劣化、安全上、機能上、不具合発生の兆し	広範囲に劣化、安全上、機能上、不具合発生の兆し。もしくは、40年以上
D	早急に対応する必要がある。 ・安全上、機能上、問題あり。 ・躯体の耐久性に影響を与えている。 ・設備が故障し施設運営に支障を与えている。等	早急に対応する必要がある。 ・安全上、機能上、問題あり。 ・躯体の耐久性に影響を与えている。 ・設備が故障し施設運営に支障を与えている。等

	・経過年数に関わらず、著しい劣化事情がある場合
--	-------------------------

(出所 大津市学校施設長寿命化計画より監査人作成)

上記の学校施設の老朽化状況のうち、学校体育館を抜き出してその老朽化状況の評価したものを以下に示す。本計画策定時において、学校体育館の老朽化状況の評価基準によれば、おおむね A 又は B 評価が多いが、小学校では 4 校、中学校では 2 校が C 又は D 評価となっている（表に着色をしている学校）。ただし、学校施設の長寿命化改良工事は学校単位で実施するため、学校体育館の老朽化と必ずしも連動しているわけではない。学校体育館は老朽化しても校舎が老朽化していなければ、長寿命化改良工事を直ちに実施することにはならない場合もある。

図表Ⅳ－４－２ 学校体育館の老朽化状況の評価表

番号	学校名(体育館)	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
1	小松小学校	B	A	A	A	A
2	木戸小学校	B	B	B	B	B
3	和邇小学校	B	B	B	B	B
4	小野小学校	A	A	B	B	B
5	葛川小学校	C	D	D	D	D
6	伊香立小学校	C	C	B	B	B
7	真野小学校	B	B	B	B	B
8	真野北小学校	B	B	B	B	B
9	堅田小学校	B	B	B	B	B
10	仰木小学校	A	A	B	B	B
11	仰木の里小学校	C	B	B	B	B
12	仰木の里東小学校	B	B	B	B	B
13	雄琴小学校	C	C	B	B	B
14	日吉台小学校	C	B	B	B	B
15	坂本小学校	A	A	C	A	C
16	下阪本小学校	B	B	B	B	B
17	唐崎小学校	C	C	C	C	C
18	志賀小学校	C	C	C	C	C
19	比叡平小学校	C	C	C	B	B
20	藤尾小学校	B	B	B	B	B
21	長等小学校	A	A	C	C	C
22	逢坂小学校	A	A	A	A	A
23	中央小学校	A	A	A	A	A
24	平野小学校	A	A	A	C	A
25	膳所小学校(1-1)	D	C	C	C	C
〃	膳所小学校(1-2)	C	B	B	B	B
26	富士見小学校	A	A	A	A	A
27	晴嵐小学校	B	B	B	B	B
28	石山小学校	C	C	C	C	C
29	南郷小学校	C	C	B	B	B
30	大石小学校	A	A	A	A	A
31	田上小学校	B	B	B	B	B
32	上田上小学校	C	C	B	B	B
33	青山小学校(1-1)	C	B	B	B	B
〃	青山小学校(1-2)	B	B	B	B	B
34	瀬田小学校	A	A	A	C	A
35	瀬田南小学校	A	A	A	A	A
36	瀬田東小学校	A	B	B	B	B
37	瀬田北小学校	B	B	B	B	B

番号	学校名(体育館)	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
1	志賀中学校	A	C	C	C	C
2	葛川中学校(小学校併用)					
3	伊香立中学校	C	C	C	C	C
4	真野中学校	B	B	B	B	B
5	堅田中学校	C	B	B	B	B
6	仰木中学校	A	B	B	B	B
7	日吉中学校	A	A	A	B	A
8	唐崎中学校	C	C	C	C	C
9	皇子山中学校(1-1)	A	A	A	C	C
〃	皇子山中学校(1-2)	B	A	B	B	B
10	打出中学校	B	B	B	B	B
11	栗津中学校(1-1)	B	B	B	B	B
〃	栗津中学校(1-2)	B	B	B	B	B
12	北大路中学校	C	B	B	B	B
13	石山中学校	C	B	B	B	B
14	南郷中学校	B	C	B	B	B
15	田上中学校	D	B	B	B	B
16	青山中学校	B	B	B	B	B
17	瀬田中学校(1-1)	A	A	A	C	A
〃	瀬田中学校(1-2)	B	B	B	B	B
18	瀬田北中学校(1-1)	C	B	B	B	B
〃	瀬田北中学校(1-2)	B	B	B	B	B

(出所 大津市学校施設長寿命化計画における市資料より監査人作成)

学校体育館は面積が広く、おおむね 1,000 m²以上の学校がほとんどである。これだけの面積の施設について空調設備を設置するとした場合、相当な費用を要することによる。

この点、文部科学省では学校体育館に空調設備を導入することを推奨しており、一定の補助金を交付している。そして体育館空調設置に伴う工事において、その必要性とともに空調設置工事及び断熱性確保工事について五つの設計事例を公表している。文部科学省によれば、延床面積や空調方式等の相違により空調設置工事の工事費は 17,168 千円～35,874 千円、断熱性確保工事の工事費（合計）について 11,507 千円～76,819 千円の試算をしている。

市は学校施設を整備する場合、原則として文部科学省の補助金を財源として見込んでおり、学校体育館に空調設備を導入するためには断熱性を確保する工事を行う必要がある。この点、市は令和 5 年 6 月議会において、現状では、教育活動において、大型扇風機を活用するなどして熱中症予防に努めているところであり、現時点では、以下のとおり、体育館の空調設備の設置に向けた具体的な計画はない旨の答弁をしている。

- (1) 体育館に空調設備を設置する場合の補助要件として、空調負荷の低減や空調効率を上げるために、断熱性確保のための工事を実施することが求められており、空調設備の設置費用と合わせると多額の経費が必要となること。
- (2) 補助率が 2 分の 1 に引き上げられたが、補助金の上限額が事業費ベースで 7,000 万円に設定されていること、また、補助率の引き上げ期間が令和 7 年度までの期間限定であることから、導入経費に対する財源としては、課題があるものと認識をしていること。
- (3) 現在、長寿命化改良事業及び加速化したトイレ改修事業を実施しており、また、市全体でも多くの公共施設が更新時期を迎えること等から、学校体育館の空調設置については、市全体として、慎重な判断が必要と認識していること。

しかし、最近になって学校体育館の空調設備の設置については、方針が変更されたようである。すなわち、令和 5 年 11 月議会において、市は以下の趣旨の答弁を行っている。

小中学校の今後の体育館への空調設備設置の検討について、近年、猛暑が続いており、特に今年は記録的な暑さが長期間続いたという状況に鑑みると、児童生徒の安心、安全に加え、避難所における環境改善の観点からも、熱中症対策については更なる対応が必要であると認識している。

子どもたちから、直接、学校の体育館への空調設置を求める声を伺ったところであるが、まずは、来年度より新たに長寿命化改良工事に着工予定の小学校 1 校及び中学校 1 校において、体育館に空調設備を設置する方向で、現在必要な業務を進めている。引き続き、小中学校の体育館の空調設備の進め方について、検討を深める。

② 学校プール

学校プールは、本計画の対象とされていない。市が文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」（以下、この章において「解説書」という。）を参考にしていることによる。解説書では対象建物として、校舎（渡り廊下含む。）及び体育館（武道場含む。）が示されており、プールは長寿命化計画の対象施設には含まれていない。このため、市は本計画の対象施設にはない学校プールについては、施設の状況を注視しつつ、随時、必要な改修をしていく方針とのことである。

しかしながら、学校プールも当然に老朽化する。市は学校プールについて本計画の対象として老朽化状況を調査していないため、老朽化の状況を見る上で、参考情報として学校別のプールの築年数を以下に示す。これを見ると、唐崎小学校など昭和50年代に設置された学校プールも少なくない。これらの学校プールは軒並み築年数（経過年数）が40年を超えていることが見て取れる。

図表Ⅳ－４－４ 学校プールの築年数

小学校	設置年度	築年数	中学校	設置年度	築年数
小松	H13.3	22	志賀	S54.3	44
木戸	H5.3	30	伊香立	S50.8	48
和邇	S55.7	43	真野	S63.3	35
小野	S56.3	42	堅田	S63.3	35
葛川	S52.7	46	仰木	H6.3	29
伊香立	H22.3	13	日吉	H1.3	34
真野	H2.3	33	唐崎	S52.4	46
真野北	H2.3	33	皇子山	S63.3	35
堅田	H3.6	32	打出	S58.8	40
仰木	H9.3	26	粟津	S63.3	35
仰木の里	H2.3	33	北大路	S57.6	41
仰木里東	H8.3	27	石山	S54.7	44
雄琴	S62.2	36	南郷	S62.3	36
日吉台	S57.7	41	田上	H1.3	34
坂本	S56.8	42	青山	H10.3	25
下阪本	S62.12	36	瀬田	S50.12	48
唐崎	S50.8	48	瀬田北	S58.5	40
志賀	H10.9	25			
比叡平	S55.8	43			
藤尾	H24.5	11			
長等	S54.7	44			
逢坂	H2.3	33			
中央	H1.3	34			
平野	S55.7	43			
膳所	H3.6	32			
富士見	H6.3	29			
晴嵐	H5.3	30			
石山	S58.9	40			
南郷	S61.6	37			
大石	H9.11	26			
田上	S59.12	39			
上田上	H5.3	30			
青山	H4.3	31			
瀬田	H14.3	21			
瀬田南	H2.3	33			
瀬田東	S55.7	43			
瀬田北	H1.2	34			

（出所 市提供資料より監査人作成）

注1. 築年数は年度で算定し、設置月は考慮していない。

次に学校プールにどれくらいの経費が掛かっているかを示す。学校プールの稼働は原則として夏季に限定されるが、学校プールの機能を維持するためには通年で水を入れて

おく必要があり、防水工事や薬剤投入などの維持管理が確実に発生する。学校プールの過去3年間の維持管理実績（学校別内訳）は以下のとおりである。

図表Ⅳ－４－５ 学校プール学校別過去3年間の維持管理実績

(単位：円)

小学校	令和2年	令和3年	令和4年	中学校	令和2年	令和3年	令和4年
小松小学校	0	117,424	304,314	志賀中学校	0	1,030,538	5,092
木戸小学校	0	826,792	1,155,692	葛川中学校	0	0	0
和邇小学校	1,214,290	113,827	5,092	伊香立中学校	0	1,215,817	301,002
小野小学校	141,900	313,092	5,092	真野中学校	0	5,092	692,592
葛川小学校	1,287,000	385,555	242,692	堅田中学校	0	1,124,892	5,092
伊香立小学校	0	5,092	5,092	仰木中学校	307,931	462,362	947,792
真野小学校	0	409,782	5,092	日吉中学校	0	172,292	772,892
真野北小学校	225,280	518,792	2,118,082	唐崎中学校	69,231	122,572	5,092
堅田小学校	0	5,092	5,092	皇子山中学校	2,157,031	453,892	324,092
仰木小学校	0	1,602,292	96,392	打出中学校	183,631	140,392	304,292
仰木の里小学校	0	384,152	5,092	栗津中学校	279,551	5,092	360,392
仰木の里東小学校	0	1,376,869	260,292	北大路中学校	283,731	97,602	390,092
雄琴小学校	299,200	5,092	2,022,492	石山中学校	0	24,892	603,492
日吉台小学校	113,300	265,792	5,092	南郷中学校	0	5,092	824,592
坂本小学校	42,350	713,492	183,292	田上中学校	0	1,259,092	520,992
下阪本小学校	0	1,329,492	5,092	青山中学校	0	1,596,902	5,092
唐崎小学校	0	122,792	567,192	瀬田中学校	20,390	1,185,898	1,600,092
志賀小学校	137,500	603,492	304,292	瀬田北中学校	0	279,377	93,092
比叡平小学校	0	1,625,392	698,092	計	3,301,496	9,181,796	7,755,774
藤尾小学校	0	5,092	247,092				
長等小学校	0	165,692	1,576,992				
逢坂小学校	0	225,092	274,592				
中央小学校	0	795,992	5,092				
平野小学校	126,500	185,492	45,022				
膳所小学校	723,800	47,882	5,092				
富士見小学校	291,500	5,092	5,092				
晴嵐小学校	1,298,000	112,342	412,092				
石山小学校	204,600	866,502	314,412				
南郷小学校	306,900	5,092	5,092				
大石小学校	0	1,542,892	5,092				
田上小学校	1,660,120	57,892	5,092				
上田上小学校	0	781,692	18,292				
青山小学校	0	608,552	5,092				
瀬田小学校	1,311,750	333,662	17,742				
瀬田南小学校	0	1,073,742	109,592				
瀬田東小学校	0	5,092	1,215,092				
瀬田北小学校	0	662,892	115,862				
計	9,383,990	18,204,991	12,375,986				

(出所 市提供資料より監査人作成)

注1. 学校プールの維持管理費用の主なものは修繕費、工事請負費である。

なお、これとは別に、市は令和4年8月議会で学校プールの個別改修費及び年間の水道料金を含めた維持管理費について、年間平均54,000千円の維持管理経費が掛かっていると答弁しており、それを以下に示す。これを見ると、水道光熱費が年間平均で27,408千円と最も高く、次いで修繕費の14,489千円となっている。

以上のことから、使用が夏季に限定される学校プールを維持するために、市は相当な費用を要していることがわかる。

図表Ⅳ－４－６ 学校プールの維持管理経費

年度	修繕費	工事請負費	委託料	水道代	薬剤費	合計
平成29年度	26,857,305	1,296,000	324,000	36,299,904	4,514,044	69,291,253
平成30年度	11,834,596	4,310,167	324,000	32,735,334	4,656,707	53,860,804
令和元年度	12,627,781	10,863,227	327,000	31,211,624	4,248,741	59,278,373
令和2年度	5,037,780	7,586,590	61,116	5,802,894	1,169,333	19,657,713
令和3年度	16,088,991	11,022,796	275,000	30,991,908	5,216,340	63,595,035
合計（5か年）	72,446,453	35,078,780	1,311,116	137,041,664	19,805,165	265,683,178
平均（5か年）	14,489,291	7,015,756	262,223	27,408,333	3,961,033	53,136,636

（出所 市提供資料より監査人作成）

（6）監査の結果及び意見

① 学校体育館

ア. 学校体育館の空調設備の導入と長寿命化計画について（意見4－1）

市は、上記ウ. 学校体育館の空調設備の導入に記載のとおり、ごく最近まで学校体育館に空調設備を導入する考えはなかった。その根拠として、学校体育館に空調設備を設置する場合の文部科学省の補助金を活用する要件として、断熱性確保の工事が必要であるが、当該工事には多額の経費が掛かり、補助金の上限額や補助率の期限など補助要件に制約があることを取り上げている。市は当初から文部科学省の補助金を活用する前提があり、その使い勝手の悪さを指摘していたのである。

確かに、学校体育館の空調設備の設置に多額の経費を要し、文部科学省の補助金の活用にも制限と使い勝手の悪さがあるという市の主張には、一定の理解はできる。しかし、学校体育館に空調設備を設置した場合のトータルコスト（投資額及び維持管理費含む。）がどれくらい掛かるかについて確認したところ、そのシミュレーション結果についての説明は示されず、空調設備の導入に係る財源の問題を議論する場はなかったものとする。

ところが、市は令和5年11月議会の答弁で学校体育館の空調設備の設置について方針転換し、来年度から新たに長寿命化改良工事に着工予定の小中学校に空調設備を導入する方向に舵を切ったようである。

学校体育館は、一義的には教育目的で設置される公共施設であるのは言うまでもない。しかし、現時点でも学校体育館は地域の交流施設として学校開放されているのであり、更には地域の防災拠点としても位置付けられている。これは、学校体育館を単に教育目的の公共施設として捉えるのではなく、地域の活性化や防災目的など幅広い目的に活用できることを示しており、地方自治体においても工夫が求められるところである。

現に、内閣府は令和4年6月に各都道府県教育委員会教育長に対して事務連絡「防災・減災、国土強靱化に関する取組の促進について（学校体育館の空調設備の導入の促進）」を発出している。そこには学校体育館の空調設備の導入が防災や国土強靱化の観点から重要であり、国の支援制度の一つとして「緊急防災・減災事業債」の活用を推進している。

また、他都市ではこの「緊急防災・減災事業債」を活用している事例がある。たとえば、西宮市では令和2年度の「西宮市学校体育館の環境改善について」において、全ての小中学校の学校体育館の空調設備の導入に「緊急防災・減災事業債」を活用することが教育委員会だけでなく、防災危機管理局地域防災支援課や産業文化局スポーツ推進課等の連名で公表されている。西宮市では国の支援制度にいち早く対応しており、関係所管課とも連携して緊急防災・減災事業債を活用していることがわかる。この緊急防災・減災事業債は100%の充当率で70%の地方交付税措置されるものであるが、令和7年度（令和8年3月末）までの適用となっているため、今後この制度を活用する場合は時間的な余裕がないため、速やかに意思決定しなければならない。

一方、市は学校体育館の空調設備の導入の可否を検討するに際して、補助金取得のための断熱性確保の工事を前提にしているが、空調設備設置のトータルコストを削減する観点からの工夫も求められるところである。たとえば、枚方市は「枚方市PPP/PFI手法活用優先的検討の基本方針」に基づき、令和5年3月に市立小中学校の体育館に空調設備を整備する手法として、パッケージエアコン天井吊型（都市ガス式）によるDBO事業を実施することを公表しており、補助金取得のための断熱性確保のための工事を前提にしているものと思われる。また、民間企業では体育館向けの冷暖房システムとしてエアコンの風を直接室内に送り込まず、床下に送ることで床材を通じて冷暖房する仕組みを開発している事例がある。この方法では室内に温度ムラが生じにくいほか、冷温水式と比較してメンテナンス費用を削減できるとのことである。

市は学校体育館に空調設備を導入する方向に転換したようであるが、上記のとおり学校体育館の空調設備の導入には様々な制度や手法、更には新しい技術の開発も出ている。市はこのような多様な制度や手法、並びに技術の導入を調査し、改めて学校体育館に空調設備を設置した場合のトータルコスト（投資額及び維持管理費含む。）を比較し、検討した結果を公表すべきである。

その上で、今後予定される学校体育館の空調設備の導入に際しては、学校体育館を教育目的だけでなく市の他の施策目的にも有効活用する観点から本計画に盛り込み、財源を含む計画的な整備と維持管理を行うことを検討されたい。

イ．長寿命化計画策定における庁内会議や地域団体等との意見交換について（意見4-2）

市は、本計画の策定に際しては、文部科学省が示す解説書を基に行っている。学校施設の整備水準（校舎、体育館等）をどうするのか、公共施設総合管理計画（公共施設、環境、

防災等)との整合性をどうするか、将来における財政負担はどうか等について、市長部局と横断的に確認をしながら計画策定を行ったとのことである。

すなわち、令和2年11月に市長及び副市長との二役協議、令和2年12月に公共施設対策特別委員会への概要説明を経た上で、令和3年3月に本計画を策定したとのことである。また、学校施設の整備水準については、学校、教育委員会、建築課、財政課等の関係各課と予算等も加味しながら決定したとのことである。

このように、市は本計画の策定に際して庁内調整を図って決定しているが、その調整及び決定過程を示す議事録などの記録を確認したところ、そうした記録は残されておらず、具体的な書類の提示はなかった。

この点、本計画では「推進体制について財政部門や公共施設全体をマネジメントする部門等とも連携を図りながら、教育委員会が進捗状況を管理し、整備を進めていきます。」と記載されているものの、庁内調整をどのような手順で進めるかについて具体的な手法までは記載されていない。文部科学省が令和4年3月に公表している「小学校施設整備指針」では、長寿命化計画の策定に際して、「教育部局だけでなく、財政やまちづくり、公共施設、環境、防災等を担当する首長部局との横断的な検討・管理体制を構築することが重要であり、検討結果を長寿命化計画等に適時に反映することが重要である。」旨、記載されている。また、前述の西宮市の空調設備導入事例では教育委員会だけでなく、地域防災支援課などが連名で対応しているのである。

こうした対応を適切に行うためには、本計画における庁内調整の手順や決定方法を明らかにするとともに、その調整及び決定過程を示す議事録などの記録を残して可視化することを検討する必要がある。

また、本計画の策定に際しては、上記ア、**学校体育館の空調設備の導入と長寿命化計画について(意見4-1)**に記載のとおり、学校体育館が地域の活性化や防災目的など幅広い目的に活用できることから、学校体育館で言えば地域の各種スポーツ団体等地域のスポーツ推進を担う関係者等との意見交換が必要と考える。この点を確認したところ、学校開放委員会等の関係者に対して、工事実施前の説明会の機会等において整備水準の概要説明を行っているものの、本計画の策定前に具体的な意見交換等は行っていなかった。他都市では、大東市など相当数の地方自治体が地域の関係者と事前に意見交換していることから、今後は本計画の更新など適切な時期に改めて地域の関係者と意見交換を行い、双方が当事者意識を持って本計画を効果的効率的に実施するための協議を行うことを検討されたい。

ウ. 包括管理業務委託の導入と長寿命化計画に与える影響について(意見4-3)

市は、現在、各所管課が実施している公共施設の維持管理に関する事務の効率化や情報の一元化、管理水準の均質化を目的として、保守点検や清掃、除草などの施設管理に共通する業務に関する包括的な委託(以下、「包括管理業務委託」という。)の導入を検討して

いる。市は既に2回のサウンディングを実施してその結果が公表されており、今のところ令和6年11月に実施予定のスケジュールが組まれている。市によれば、関西の中核市では明石市（平成30年度）、豊中市（令和3年度）、吹田市（令和5年度）が包括管理業務委託を実施している。

この包括管理業務委託の対象施設に小中学校55校が含まれており、19の対象業務のうち、空調設備保守点検やプール循環濾過装置保守点検などおおむね15業務が含まれている。これらの業務はいずれも学校施設の維持管理業務を対象としているものであり、学校施設の大規模改修工事など長寿命化改良工事は含まれていない。所管課においても包括管理業務を委託する事業者による一元管理を行うことで、事務の効率化を図ることが導入の目的であると認識している。

この点、市が導入を予定している包括管理業務委託が本計画に与える影響を確認したところ、「施設（小中学校、市民センター、幼稚園、保育園）の維持管理業務について、事業者へ委託する規模は小規模工事を想定していることから、大規模な改修工事については引き続き教育委員会の職員が実施する予定である。現時点において長寿命化計画には大きな影響はなく、導入後の状況も踏まえて、計画についても必要に応じて見直しの可能性を検討する。」とのことである。また、包括管理業務委託事務の導入準備を所管している行政改革推進課も修繕記録などの情報が一元化でき、包括管理業務委託導入後一定の期間を要するものの、長寿命化計画を含めた各種計画への反映を期待している。

確かに、包括管理業務の目的が委託する事業者による一元管理を行うことで、事務の効率化を図ることにあるのはそのとおりである。だが、その目的達成は短期的な効果が期待されるだけでなく、中長期的には包括管理業務委託を実施する中で学校施設の老朽化対策や長寿命化に資するものでなければならない。このため、市は今後、包括管理業務委託と本計画との間に、中長期的な時間軸の中で双方の目的達成に相乗効果を生じているかを定期的に検証した上で、本計画の見直しの可否を検討されたい。

エ. 学校体育館の有効活用に係る庁内連携について（意見4-4）

教育委員会が所管する学校体育館は、教育目的だけでなく、学校開放、防災拠点、地域の交流拠点、地域の生涯学習やまちづくりなど多くの目的を達成するために、施設整備や管理運営が求められている。これらの多様な目的を達成するため、市として学校体育館をどのように有効活用するかについて、庁内横断的な検討が必要と考える。

この点について庁内での協議がなされたかについて確認したところ、そうした事実は確認できなかった。所管課においても学校施設は「教育施設」であることから、まずは児童、生徒が安全かつ快適に教育活動を行える環境を整えることを第一と考えており、他の所管課が学校体育館の有効活用について協議したいとの申出があれば、必要に応じて対応する方針である。

確かに学校施設の維持管理における第一優先は、教育活動を行えることが原則であるのはそのとおりである。また、教育委員会が学校体育館の有効活用について主導的な立場で協議するものではないことも理解できる。だが、学校体育館の管理運営について多くの情報を持っている教育委員会が施設に関する老朽化の状況や本計画の情報など、スポーツ課を始めとする関係所管課に積極的に情報提供することは可能と考える。

この点、スポーツ庁では令和2年3月に学校体育施設の有効活用に関する手引きを公表しており、我が国の体育・スポーツ施設全体の中で、学校体育施設が約6割を占めており、地域におけるスポーツの場として、学校体育施設の有効活用を一層進めることを地方自治体に求めている。その中で、学校体育施設の新築・改修時には、児童数の将来動向を的確に推計した上で、地域のスポーツ施設として機能、仕様等を検討するとともに、公共施設等との複合化・共用化、地域との連携を考慮し、総合的かつ長期的な視点からPPP/PFI等の事業手法の導入についても検討することが留意点として記載されている。

こうした対応は、本計画における学校施設の長寿命化改良工事にも影響を与えるものと考えられるため、所管課としても学校体育館の有効活用に係る庁内連携について、積極的に関与することを検討されたい。

② 学校プール

ア. 学校プールの老朽化と長寿命化計画の策定について（意見4-5）

市は、学校プールについて本計画の対象としていない。その理由は前述の**（5）学校体育施設の長寿命化計画について ② 学校プール**に記載のとおり、文部科学省の解説書にはプールは長寿命化計画の対象施設には含まれていないからである。しかし、学校プールも当然に老朽化し、かつ、夏季限定の学校施設に年間平均54,000千円の維持管理経費が掛かっているのである。学校プールをあくまでも日常の維持管理の対象施設として認識している市において、施設の状態を注視しつつ、随時、必要な改修をする方法はややもすれば対症療法的な手法になっているものと思われる。

確かに、プール設置年度は各小中学校さまざまであり、老朽化のタイミングを見ながら、適宜必要なプール槽の防水対策などを実施しており、通常の維持管理経費全体（校舎、体育館など）の中で対応してきたことに一定の理解はできる。また、学校における日常点検に加え、法定点検を加味しながら、教育活動に支障が出ないように随時必要な対応を行っていることも適切な処置である。さらに、学校プールの更新に文部科学省の補助金が使えないという財源の問題があることも考えられる。だが、学校プールの中には唐崎小学校、瀬田中学校のように昭和50年に設置され50年近く経過しているものが相当数あり、今後更に増加することが見込まれる中で通常の維持修繕の範囲で対応することには、早晚限界が来ることは否めない。

そうであれば、市は学校プールについても本計画の対象として計画的な維持管理と更新を考えるべきである。文部科学省の同解説書を見ると、学校施設の劣化状況の調査対象

建物として、プール、グラウンド等は対象としないとの記載がある一方、これらの施設は今後の維持更新コストを必要に応じて算出すると記載されている。これは、プール等が長寿命化計画の策定に際して、必ずしも対象施設外としているわけではなく、調査は建物と別に検討し、今後の維持更新コストを把握する必要があると解釈することも可能と考えられる。現に、他都市では、日田市など長寿命化計画の中にプール施設長寿命化計画を策定している事例も散見される場所である。

このように学校プールも教育施設の一つとして位置付けられていることを勘案すると、市は学校体育館と同様に本計画の対象施設に含めるとともに、計画的な維持更新を検討されたい。

イ．学校プールの有効活用に係る庁内連携について（意見 4－6）

市は、学校プールを教育目的のために相当の経費を掛けて設置しているが、中学校の水泳部の利用等を除き、夏季限定の使用になっている。以前は小学校のプールを学校開放で使用したこともあったが、熱中症対策により、夏季休業中の学校主催の水泳教室を実施しなくなり、プールの水質管理を行わなくなったことや、学校開放で使用する団体等の指導員の不足等の問題があり、現在は学校開放で使用されていないとのことである。

学校プールの使用について教育目的を第一義とすることは言うまでもないが、教育目的だけに相当の経費が掛かっている学校プールの課題を解消するために、市の他の施策目的に有効活用するとした場合、どのような方法が考えられるであろうか。

最も可能性があるのは以前実施していた学校開放であるが、当時の課題を整理した上で、新たに指定管理者による運営が考えられる。他都市でも一宮市では市内 13 か所の学校開放プールについて、他の市営プールの指定管理者である民間事業者が管理運営している事例（ただし、一宮市の学校プールの指定管理は令和 4 年 3 月 31 日で終了）がある。

あるいは学校プールのあり方とも関連するが、今後統廃合により学校プールの廃止が見込まれる場合、学校プール廃止後の跡地活用として児童・高齢者などのための福祉施設や文化施設などが考えられる。とりわけ学校との親和性を考慮すると、学童保育施設や公民館など他の公共施設の設置や複合化も選択肢として検討する余地がある。

これらの活用方法は市の公共施設マネジメントとも関連することから、地域の交流拠点、地域の生涯学習やまちづくりなどを所管する関係所管課と連携し、学校体育館と同様に学校プールの有効活用について庁内連携を図り、老朽化対策と併せて検討されたい。

V おわりに

私は、令和3年度から令和5年度（本年度）までの3年間、市の包括外部監査人を務めました。監査の対象とした市の所管課、外郭団体、その他関係者の皆様にはヒアリングや情報提供など、迅速かつ適切にご協力いただいたことに感謝いたします。このたび、3年間の包括外部監査人としての業務を終えるに際し、市の監査を通じて感じたことを所感として述べさせていただきます。今後の市の行政経営の参考にしていただければ幸いです。

まず、庁内のより一層の連携です。市が多様な市民サービスを効果的効率的に行うには、施策目的に関係する所管課が連携して対処することが求められます。その場合の要諦はサービスを受ける市民の側に立って当該所管課の部分最適ではなく、市全体の観点からの全体最適の視点を持って事業を行うことです。市は総合計画（縦のライン）と個別計画（横のライン）をクロスさせて様々な事業を行いますが、市の施策目的の達成に成果を上げるためには、個別計画を統括管理する所管課がリーダーシップを発揮するとともに、関係所管課がそれぞれ当事者意識を持って連携協働することで、より大きなシナジー効果を生むものと思料します。

この点、現場でのヒアリングを通じてわかったことは、庁内連携の仕組みはあるものの個別計画を統括管理する所管課のリーダーシップと関係所管課の情報共有や連携協働の意識の希薄さです。行政の縦割組織の問題は久しく言われるところですが、市においてもそのことについて各年度の総論で記載しています。こうした課題への対応はつまるところ、誤解を恐れずに言えば最終的には市長の課題認識によるものと考えます。市長は庁内連携が実質的に機能するように強いメッセージを継続的に情報発信し、その意を汲んだ職員が各自の役割を果たすべく自分事として積極的に動くことにより、自ずと成果が上がることを期待します。

次に、個別計画の進捗管理の徹底です。市は施策目的を達成するために個別計画を策定し、進捗管理をしています。しかし、そもそも個別計画や目標がなかったり、目標値が設定されていても量的なアウトプットに留まり、質的なアウトカムになっていない事業も相当数見受けられることについて、各年度の総論で記載しています。

もちろん、事業の特性から全ての事業にアウトカムの目標値を設定する必要はありません。重視すべきは、当該事業における市の総合計画や個別計画の目標と、計画達成するための成果との関係性を明らかにして明確な意思を持って事業を行い、その結果を評価して次年度以降の計画に反映させることであり、PDCAによる進捗管理を徹底されることを期待します。

最後に市の財産の更なる有効活用です。市は地理的には琵琶湖に隣接し南北に広がる地域を所管しており、歴史や文化、スポーツなど多くの公共施設を市の財産として所有し、市民が利用しています。一方、少子高齢化と人口減少が続くことが確実視されており、将来にわたり全ての施設を維持することはできません。市は長寿命化計画を策定して、限られた財源の中で残される公共施設の維持管理と更新を行うこととなりますが、今後は当該施設の

持つ機能を可能な限り他の施策目的にも有効活用する必要があることについて、令和5年度の総論で記載しています。

市の公共施設を単独の機能だけでなく、市のまちづくり、産業及び観光振興、教育、地域交通、防災、文化、スポーツなど多様な施策目的の観点から、どのように複合的に有効活用することができるか、その際の親和性のある施策の優先順位をどこに置くかなど、関係所管課が市民や民間を巻き込んで民間活力を活用するとともに、積極的に協働連携することを期待します。

以上、外部の視点から所感を述べてきました。市が行政経営を適切に行い更なる成果を出すためには、組織全体として課題に対する対応策を検討し、これまで以上に市民に対する説明責任を果たす必要があります。その上で、市の組織全体の改革に活用されることを期待して、3年間の包括外部監査の結びといたします。